

講演Ⅲ

最近の学校法人会計の動向

日本公認会計士協会

学校法人委員会 副委員長 守谷徳行氏

最近の学校法人会計の動向

平成27年11月12日

私立短大経理事務等研修会

研修内容

I. 最近における会計上の留意事項

II. 学校法人における不正について

III. 学校法人会計基準改正実務指針(第45号)等

<参考> 学校法人会計基準改正の概要

I. 最近における会計上の留意事項

最近における会計上の留意事項

1. 学校法人委員会実務指針第44号の改正内容

平成26年12月2日改正

学校法人委員会実務指針第44号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について(通知)」に関する実務指針の改正

- 1-1-2 繰入の調整計算に「掛金を財源としない交付金」の記述を追加
⇒ 次ページ参照
- 1-5 変更時差異の特別繰入額は「特別収支」に計上される旨を追加
- 1-13 平成22年当時の早期適用の可否に関する特有論点のため削除
- 2-1 デリバティブ取引による損失は「特別収支」に計上される旨を追加
- 旧2-2 2-1に伴い当該損失の第4号基本金の計算関連のQを削除

最近における会計上の留意事項

1. 学校法人委員会実務指針第44号の改正内容

学校法人委員会実務指針第44号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について(通知)」に関する実務指針の改正 (つづき)

改正の趣旨

- 従来からの会計処理が変更されたものではないが、今後も掛金を財源としない交付金が支給される可能性もあるため、基準改正に伴う修正に合わせてより明確に記載した。

追加された留意点

- 掛金を財源としない退職資金の交付額は、調整計算において交付金累積額に含めないこと
- 1-1-2 追加記載部分

また、私大退職金財団からの退職資金の交付金は、原則として掛金のみを財源としているが、掛金を財源としない交付金が支給される場合がある。この掛金を財源としない交付金については、繰入調整額の計算(掛金の累積額と交付金の累積額の差額)において、交付金の累積額には含めない。したがって、調整計算上、交付金の累積額は、財源が掛金部分のみによることになる。

⇒ 参考:(月報私学 平成23年2月第158号 事業団HP参照)

4

最近における会計上の留意事項

2. 学校法人委員会研究報告第15号の改正内容

平成26年12月2日改正

学校法人委員会研究報告第15号「基本金に係る実務上の取扱いに関するQ&A」の改正

- 1-1、3-3 第4号基本金に相当する資金を有していない場合の注記を追加
- 1-1(3) 計算書類が「消費収支計算書」から「事業活動収支計算書」に変更され「帰属収入からの組入れ」という表示ではなくなったことに伴う変更
(留意点) ⇒ 収支の均衡の状態を明らかにするという従来の考え方は維持されている
- 1-1-2(新設)基本金組入れの考え方に変更はあるか
⇒ 従来 帰属収入－基本金組入額
改正後(事業活動収入－事業活動支出)－基本金組入額
(留意点) ⇒ 従来からの考え方に変更はなく、長期的な収支の均衡状態に加えて毎年度の収支の均衡状態も把握可能となった
- その他、上記に伴う修正と「第2号基本金引当特定資産」等の科目の文言修正

5

最近における会計上の留意事項

3. 学校法人委員会研究報告第16号の改正内容

平成26年12月2日改正

学校法人委員会研究報告第16号「計算書類の注記事項の記載に関するQ&A」の改正

- Q1 「第4号基本金」及び「学校法人間取引等」の注記に係る記載を追加
- Q3 「活動区分ごとの調整勘定の注記」「退職給与引当金特別繰入額」等の記載を追加
- Q12 「会計方針の変更等」の記載のアップデート(取扱いに特に変更はない)
- Q13 「第4号基本金」の注記例を追加
- Q14 「有価証券の時価情報」②種類別明細表に科目ごとの区分の例を追加
- Q17 「デリバティブ解約損」の記載を追加
- Q29-2 「学校法人間取引」の重要性の考え方、担保や保証の注記例を追加
- その他、基準改正に伴う文言修正と不要な経過措置(Q19, Q31)を削除

6

最近における会計上の留意事項

4. 学校法人委員会実務指針第39号の改正内容

平成27年10月

学校法人委員会実務指針第39号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い」の改正

- 基本金収入に係る委員会報告第39号と補助金収入に係る委員会報告第16号を整理 (整理後第16号は廃止)
- 第16号の本文の一部について、実務指針第39号として取り込む
- 第16号と第39号の解説部分について統合して、研究報告として別途整理
- 実質的な内容の改正はない
- II-1-6. 第2段落を16号から移行し、解説から下線部を追加
また、補助金収入(…助成金を含む。)に該当しない金銭その他の資産の贈与又は助成を受けたときは、雑収入として処理された祝い金等を除き、寄付金収入として処理するものとする。

7

最近における会計上の留意事項

5.学校法人委員会実務指針第36号の改正内容

平成27年10月

学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく
監査の取扱い」の改正

- 監査報告書の概念整理
財務報告の枠組みは、①一般目的 ②適正表示の枠組みである旨を明示
- 除外事項付意見表明の場合の影響額の記載方法(文例)について、区分収支差額を入れる
「教育活動収支差額」「当年度収支差額」への影響
- II-5-(5) 26. 「追記情報の留意点」において、第4号基本金相当の資金を有していない場合の
注記は、いわゆる継続企業の前提の注記には該当しない旨追記

8

最近における会計上の留意事項

6.学校法人委員会実務指針第40号の改正内容

平成27年10月

学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告
示に基づく財産目録監査の取扱い」の改正

- 監査報告書の概念整理
財務報告の枠組みは、①特別目的 ②準拠性の枠組みである旨を明示
(「財産目録」は、特定の利用者のために作成されるものであり、追加開示の規定がない)
- 
- 利用者に対する注意喚起を記載しなければならない (「追記情報」)
 - 配布及び利用制限の付記を適切に判断

9

最近における会計上の留意事項

6. 学校法人委員会実務指針第40号の改正内容

平成27年10月

学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」の改正のつづき

- 貸借対照表との整合性（取得価額ベース）
- 不動産は、登記簿謄本の記載内容と一致
- 不動産以外（機器備品や図書など）は、内部管理資料やその他の書類との整合性
- 財産目録の様式の整理に伴い、「重要な会計方針」を記載することとされた（様式第6号その1）
- 監査意見の表現が変更されているが、保証の程度に差はない
財政の状態を正しく示している ⇒ 様式等に準拠して作成されている

10

最近における会計上の留意事項

7. 寄付金等及び教材料等に係る不適切な取扱い

後援会等や教材料等で多額の使途不明金や簿外処理が発覚したケース

- 私立大学における入学者選抜の公正確保等について（通知）（文科高第454号 平成14年10月1日）
- 寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い（学校法人委員会報告第39号 平成15年2月18日）
文部科学大臣所轄学校法人監査における参考事項の記載（監査報告書）の検討
- 学校法人における寄付金等及び教材料等の取扱いの適正確保について（通知）（26高私参第9号 平成27年3月31日）
従来からの慣行にとらわれることなく、会計処理の全般にわたり、必要に応じて点検や改善を行い、内部監査機能を強化するなど経理の適正を期すよう要請
- 監査人の対応について（審理通達第1号 平成27年4月10日）
監基報240「財務諸表監査における不正」、委員会報告第39号、研究報告第10号を参照し、不正リスクに対してより一層の職業的懐疑心をもって対応するよう要請
- 実態調査について（依頼）によるアンケートの実施（平成27年5月29日）

11

学校法人アンケート その1 ～在学生・保護者等

① 項目 (大学・短大用)	② 徴収・負担等の有無	③ 帳簿記載の有無	④ 勘定科目	⑤ 学校法人が会計処理しない理由
(1) 在学生保護者等				
授業料・聴講料 (2～9略)	1	○	○	学生生徒等納付金収入
学生自治会費 (加入料含む)	10	○	○	預り金受入収入
同窓会費 (加入料含む)	11	○	○	預り金受入収入
校友会費 (加入料含む)	12			
後援会費 (加入料含む)	13	○	○	預り金受入収入
父母会費 (加入料含む)	14			
学会費 (加入料含む)	15	○	○	預り金受入収入
災害傷害損害等の保険料 (加入料含む)	16	○	○	預り金受入収入
生協出資金	17			
スクールバス代 (維持費含む)	18	○	○	補助活動収入
寮・寄宿舎費	19			
食堂	20	○	○	補助活動収入
駐車場・駐輪場利用料	21	○	○	施設設備利用料収入
施設利用料 (駐車場、駐輪場以外)	22			
冷暖房代	23			
教材 (副教材) 料	24	○	○	預り金受入収入
資格試験検定料	25			
検定試験受験料 (入学検定除く)	26			
模擬試験受験料	27	○	○	預り金受入収入
特別講座 (進学、就職、資格セミナー) 受講料	28			
行事費 (オリエンテーション等、学校主催のものに限る)	29			
ゼミ・研究室等による合宿研修等の費用	30	○	×	ゼミ内で実費徴収しているため
クラブ活動費 (クラブ合宿遠征代金等を含む)	31	○	×	クラブ単位で実費徴収しているため
制服・体操着・作業着等代	32	○	×	在学生が業者から直接購入するため
指定物品・機器代	33	○	×	在学生が業者から直接購入するため
身体検査等費用	34			
証明書発行手数料、追試験料	35	○	○	手数料収入

12

学校法人アンケート その2 ～取引業者・一般利用者等

① 項目 (大学・短大用)	② 徴収・負担等の有無	③ 帳簿記載の有無	④ 勘定科目	⑤ 左記で「その他」を選択した場合
(2) 取引業者、一般利用者等				
学校施設等の一般貸出	1	○	○	施設設備利用料収入
取引業者からの手数料等	2	○	○	補助活動収入
取引業者の歩引料	3			
共同研究、受託研究、受託事業等	4	○	○	その他 付随事業・収益事業収入 受託事業収入
公開講座受講料	5	○	○	その他 付随事業・収益事業収入 公開講座収入
寄付金	6	○	○	寄付金収入
学校債	7			
不動産等の売却	8	○	○	その他 資産売却収入 施設売却収入
廃品売却代金	9	○	○	その他 雑収入 廃品売却収入
共済組合掛金、所得税、住民税	10	○	○	預り金受入収入
貸付金の回収	11	○	○	その他の収入 貸付金回収収入
前期末の未収金の回収	12	○	○	その他の収入 前期末未収入金収入
(センター試験実施手数料等)	13	○	○	手数料収入
(講習会委託)	14	○	○	その他 付随事業収入・収益事業収入 委託事業収入
(入学案内頒布)	15	○	○	その他 雑収入 入学案内頒布収入

13

本年度の学校法人委員会の活動状況

本年度の学校法人専門委員会の活動状況

専門委員会	諮問	
学校法人会計基準改正 対応専門委員会	学校法人会計基準の改正を踏まえた学校法人の会計に関する実務指針の新設及び見直しを検討されたい。	
監査実務指針等見直し 専門委員会	学校法人の監査に関して既に公表されている実務指針等について学校法人会計基準の改正に対応した見直しを行うとともに、その他学校法人の監査に係る諸問題について検討されたい。	
学校法人監査のあり方 検討専門委員会	学校法人監査の実施状況を調査されたい。	
知事所轄学校法人監査 対応専門委員会	都道府県知事所轄学校法人の監査に係る諸問題のうち都道府県共通の課題について検討されたい。	

今後の公表予定

今後、学校法人会計基準改正に伴い、主に監査に関する実務指針・研究報告等の改訂が予定されている

▶研究報告第12号「事業報告書の記載例について」

新基準の様式に合わせて経年比較の例示もパターン分けして改訂中

▶研究報告第8号「計算書類の様式等及び科目別のチェックリスト」

新様式に合わせて活動区分資金収支計算書も加えて改訂中

▶委員会報告第20号「学校法人計算書類の表示について(その1)」

改正の可否を含めて検討中

▶研究報告第19号「学校法人監査における監査計画書及び意見形成時の監査調書の様式例と記載上の留意事項」

文言修正等のみでの改正予定

▶研究報告21号「認可保育所に係る会計処理に関するQ&A」

社会福祉法人会計基準の改正に伴い改正を検討中

16
16

最近公表された実務指針等

1. 最近公表された会計に関する実務指針等

平成26年1月14日公表

学校法人委員会実務指針第45号「「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」に関する実務指針」の公表

平成26年7月29日改正

学校法人委員会報告第42号「「ソフトウェアに関する会計処理について(通知)」に関する実務指針」の改正

学校法人委員会研究報告第22号「私立大学退職金財団及び私立学校退職金団体に対する負担金等に関する会計処理に関するQ&A」の改正

学校法人会計問答集(Q&A)第7号「内部取引の表示について」の改正

学校法人会計問答集(Q&A)第11号「学校法人における土地信託の会計処理について」の改正

17

最近公表された実務指針等

1. 最近公表された会計に関する実務指針等(つづき)

平成26年7月29日改正

学校法人会計問答集(Q&A)第13号「有価証券の評価等について」の改正

学校法人委員会研究報告第26号「人件費関係等について」の公表並びに学校法人会計問答集(Q&A)第3号及び第4号の廃止

平成26年9月30日改正

学校法人委員会研究報告第5号「受託事業等の会計処理について」の改正

学校法人会計問答集(Q&A)第6号「教育研究経費と管理経費の区分について」の改正

18

最近公表された実務指針等

1. 最近公表された会計に関する実務指針等(つづき)

平成26年9月30日改正

学校会計委員会報告第22号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」の改正

19

最近公表された実務指針等

1. 最近公表された会計に関する実務指針等(つづき)

平成26年12月2日改正

学校法人委員会実務指針第44号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について(通知)」に関する実務指針」の改正

平成26年12月2日改正

学校法人委員会研究報告第15号「基本金に係る実務上の取扱いに関するQ&A」の改正

平成26年12月2日改正

学校法人委員会研究報告第16号「計算書類の注記事項の記載に関するQ&A」の改正

平成27年10月7日改正

学校法人委員会実務指針第39号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い」の改正

平成27年10月7日改正

学校法人委員会研究報告第31号「寄付金収入・補助金収入に関する留意事項

20

最近公表された実務指針等

2. 最近公表された監査に関する実務指針等

平成27年10月7日改正

学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」の改正

平成27年10月7日改正

学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」の改正

平成27年10月7日改正

学校法人委員会研究報告第14号「理事者確認書に係るQ&A」の改正

21

Ⅱ. 学校法人における不正について

学校法人における不正リスクと内部統制

少子化、グローバル化、IT
発展等の外部環境の変化に
伴う業務改革の必要性

平成27年3月31日「学校法人における寄
付金等及び教材料等の取扱いの適正確
保について（通知）」による
適切な経理処理と内部統制強化の要請

業務の効果的、効率的な運営のための
管理体制の見直しの要請

財務報告の適正性確保のためには、
学校法人における不正リスクを理解し、
不正リスクを低減する内部統制を構築することが必要

学校法人委員会研究報告第10号、第23号に関する学校法人での対応について

学校法人委員会研究報告第10号
『監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」を学校法人監査に適用する場合の留意点』

学校法人委員会研究報告第23号
『監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」を学校法人監査に適用する場合の留意点に関するQ&A』

▶監査を実施する監査人の手続における指針を示したものであり、学校法人に対して直ちに具体的な対応を求めるものではないが、対応がとられていない場合、より慎重な監査が実施されることとなる

⇒ 監査のアプローチ上、リスクが高い学校と位置づけられる可能性がある

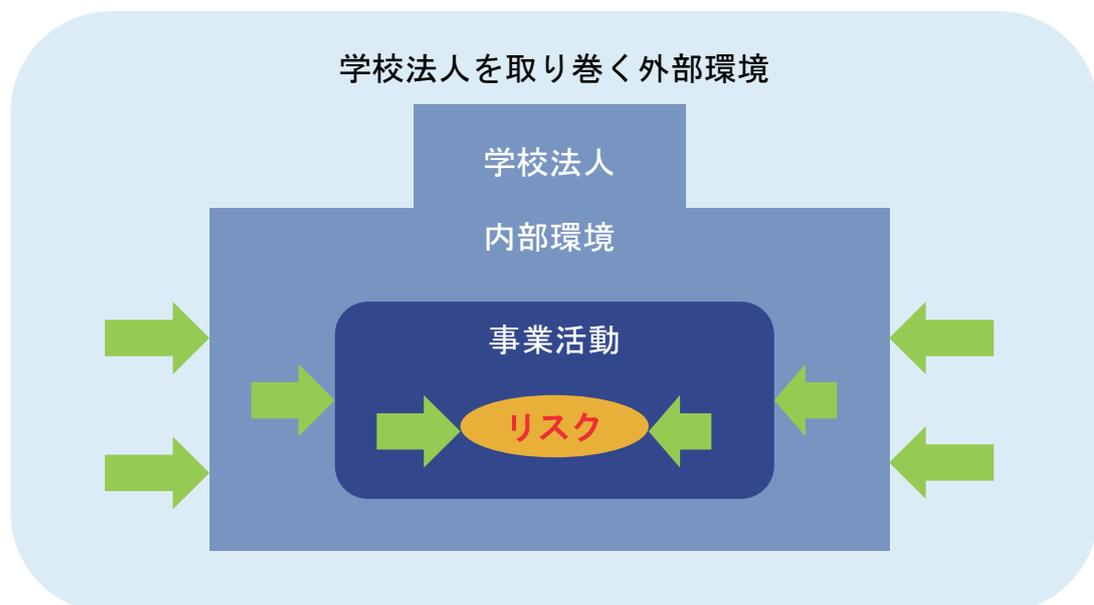
▶学校法人におけるガバナンス上問題となりうる点や不正のリスクについて具体的な例も示しており、管理上の弱点の把握やあるべき内部統制の理解に役立てる

⇒リスクを把握し、対応する内部統制の充実を図る

24

学校法人とその環境の理解

学校法人における不正誤謬リスクを理解するためには、影響を及ぼす要因を理解しなければならない。



25

学校法人を取り巻く規制等の外部要因

学校法人委員会研究報告第23号Q3より

事業の現況及び将来の見込み	<ul style="list-style-type: none">•近隣競合学校の動向•株式会社による学校の設立認可の動向•志願者の動向
規制等	<ul style="list-style-type: none">•教育行政の方向性•学校設置基準等の改正•私立学校法の改正と情報開示•国や地方公共団体の補助金政策の変更•収益事業を営む場合の税制の改正•学校法人会計基準の改正の動向•子育て支援制度の動向
一般的な経済状況等その他外部要因	<ul style="list-style-type: none">•経済活動の一般的概況（景気後退や経済成長、失業率の動向等）•就学年齢層の地域別人口動態（教育機関への入学者数、進学率の推移等）•金利の動向や資金調達の高多様性および容易性

26

学校法人の事業活動等 1/2

学校法人委員会研究報告第23号Q4より

事業の運営体制	<ul style="list-style-type: none">•学校法人の事業計画及び事業の実績•学校法人の運営する学校の種類、学生生徒等の定員数及び現員数•設置している学校と競合する学校•設置している学校の所在地•寄付行為に定める収益事業の有無、内容•税法上の収益事業の有無、内容
施設設備の投資計画	<ul style="list-style-type: none">•学校法人の施設設備の計画及び計画の変更•施設設備の計画に伴う第2号基本金の組入れ計画
資金調達の方法	<ul style="list-style-type: none">•資金調達先•施設設備の計画に伴う資金調達•債務の返済計画に係る資金調達

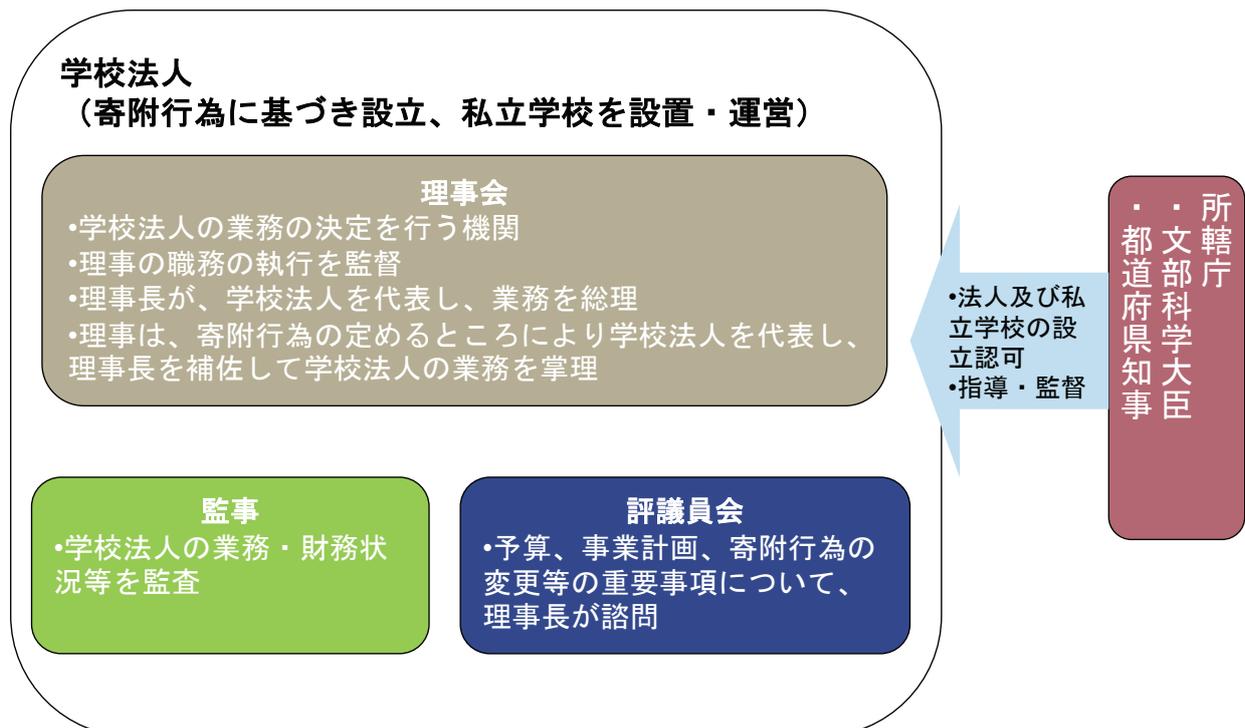
27

学校法人の事業活動等 2/2

資産運用の状況	<ul style="list-style-type: none"> •資産運用の基本方針 •資産運用関係者の権限と責任 •意思決定プロセス •運用期間と運用目標 •資産運用限度額
関連当事者との取引	<ul style="list-style-type: none"> •関係法人、学校法人と同一の関係法人を持つ法人、学校法人の役員及びその近親者又はこれらのものが支配している法人との取引には、恣意性が介入する恐れがあり、特に透明性が要求される
関係する団体等との取引	<ul style="list-style-type: none"> •関係する団体等の有無 •関係する団体等との取引の有無、内容
財務状況	<ul style="list-style-type: none"> •負債構成 •事業に使用されている固定資産等のリース取引 •デリバティブ取引の利用状況 •有価証券の運用状況及び含み損益の状況 •含み損のある資産

28

学校法人におけるガバナンス



29

ガバナンス機能が果たされない場合

例えば、このような実態がある場合・・・

- 理事会や評議員会の開催回数が少ない。
- 理事会や評議員会の議事が形式化している。
- 理事会とは別に学内理事で構成される学内理事会や常勤理事会（以下「学内理事会等」という。）が設置されているが、議事録を作成していない。
- 学内理事会等での決議事項について、理事会での審議が十分に行われていない。
- 理事長が他の法人又は団体の業務を兼務しており、当該学校法人での業務実績が少ない。
- 経営と教学の間のコミュニケーションが十分とられていない。
- 評議員会への諮問事項や評議員会での意見聴取等が形式化している。
- 常勤監事が設置されず、非常勤のみであり、業務実績がほとんど認められない。
- 内部監査部門が設置されていない。



理事長や特定の理事又は学内理事会に決定権限が集中、若しくは理事長や理事及び監事の権限が著しく制限

不正の可能性が増大

30

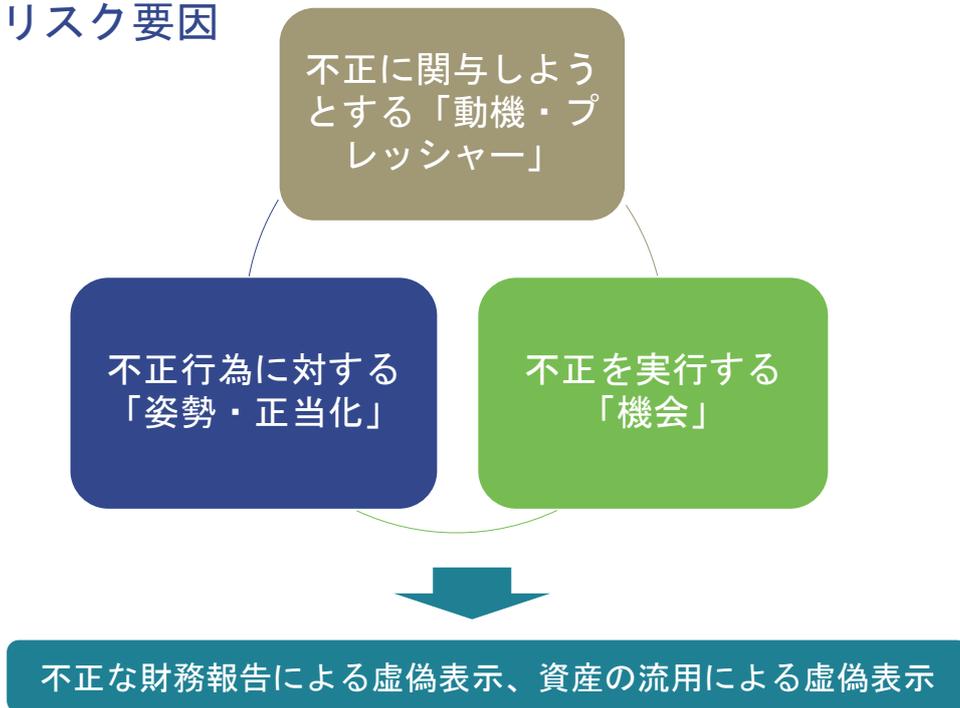
学校法人における不正の特徴

不正な財務報告	理事長又は特定の者若しくはグループが、内部統制を無視して、不正な財務報告を行う可能性	経営状況の悪化 →志願者の学校選択時にマイナス要因、金融機関からの資金調達不利 →財務状況をよりよく見せようとする。
		大きな収入源の一つである補助金を不正に受給しようとして、算定基礎に指定された科目の金額を改ざん
資産の流用	教職員、理事者又は特定の者若しくはグループが、資産の流用を行う可能性	内部統制が整備されていない場合 →研究者が自己の研究目的を達成するため、或いは教職員が自己の利益のため、現金を流用
		理事長又は特定の者若しくはグループが内部統制を無視しえる場合 →法人の資産を個人の目的のために流用

31

学校法人における不正リスク要因

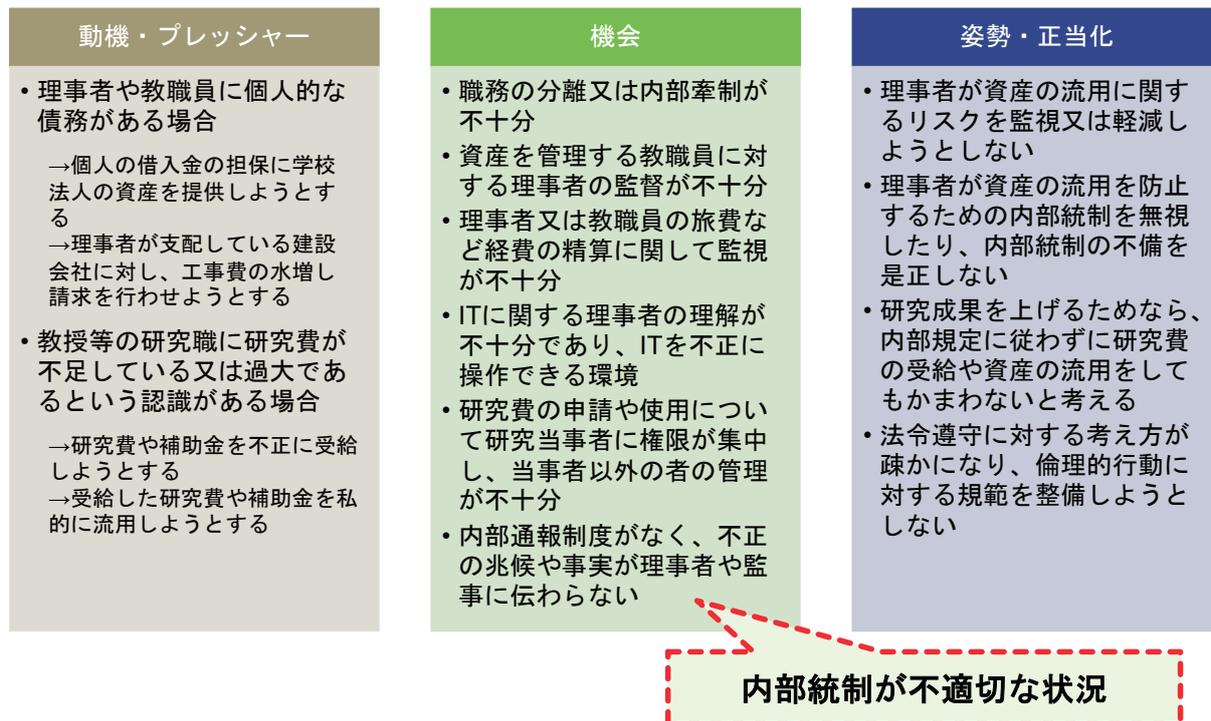
不正リスク要因



不正な財務報告による虚偽表示に関するリスク要因

動機・プレッシャー	機会	姿勢・正当化
<ul style="list-style-type: none"> 国や地方自治体の政策により補助金が削減 入学者の減少により経営状況が悪化 →更なる入学者減少や不利な融資条件 大学等の新增設に係る寄付行為変更の認可申請に当たり、審査基準を満たさないと寄附行為変更を伴う新增設が認可されない 有価証券やデリバティブ取引に巨額の損失 →運用担当者または理事者の責任問題 利害関係人に対する財務情報の閲覧義務や財務情報の公開の社会的要請 →財務情報の比較が容易に 	<ul style="list-style-type: none"> 通常取引条件とは異なる重要な関連当事者取引の存在 理事者が、関連団体を通じて入学者又はその関係者から寄付金を強要できる影響力を有する 理事長の権限過大で、理事会、監事及び評議員会が十分に機能しない 理事長に実質的な権限がなく、理事会が十分に機能しない 監事監査が十分に機能しない 評議員会が十分に機能しない 	<ul style="list-style-type: none"> 理事者が内部統制を無視し、意図的な操作 理事者が個人の取引と学校法人の取引を混同 理事者が自己又は自己が支配している会社等の利益のために学校法人との取引を利用 関連当事者との取引を注記事項として開示することに理事者が消極的
<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;">ガバナンスが十分に機能しない状況</div>		

資産の流用による虚偽表示に関するリスク要因



34

「学校法人における不正のリスクの例示」の要旨

➤ 「不正な財務報告」と「資産の流用」に区分して例示

➤ 「不正な財務報告」

- 理事者が内部統制を無視する場合、監査人は内部統制に依拠することができない
- 理事会による監督や監事による監査等が有効に機能していることが重要

➤ 「資産の流用」

- 内部統制の不備に起因するが多いため、当該リスクを防止又は発見する上で有効な内部統制を例示

留意点

- これらの例示は、必ず計算書類の重要な虚偽表示の原因になる不正であると断定するものではない。
- これらが計算書類の重要な虚偽表示の原因の全てではない。

35

「不正な財務報告」に関する不正のリスク 1/2

項目	不正のリスク
寄付金の簿外処理	意図的に入学に関する寄付金を後援会等で收受することにより、学校会計から除外する。
補助金の不正受給	経常費補助金を不正に受給するため次のような不正処理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> • 学生数を過大（過少）に算出し学生生徒納付金を過大（過少）に計上 • 補助金対象外の支出を補助対象項目に含めて計上 • 教職員数を過大に算出
大学等の新設・増設の財産目録に係る虚偽表示	負債率や負債償還率等の審査基準をクリアするために、次のような虚偽表示を行う。 <ul style="list-style-type: none"> • 本来負債計上すべき項目を寄付金収入や現物寄付金として処理 • 本来経費処理すべき項目を資産として処理
金融機関からの資金調達を確保するための虚偽表示	理事者が意図的に以下の経理操作を行う。 <ul style="list-style-type: none"> • 修繕費として処理すべき項目を固定資産の取得として処理 • 減価償却資産の耐用年数を本来の年数より長くする • 本来計上すべき徴収不能引当金を計上しない

36

「不正な財務報告」に関する不正のリスク 2/2

項目	不正のリスク
補助活動に係る収支の預り金処理	スクールバス等の補助活動を実施しているにもかかわらず、消費税等の税負担を避けるため、理事者が後援会により実施しているものとして預り金処理を行い、その収支差額を寄付金として受入処理する。
有価証券の貸借対照表価額に係る虚偽表示	時価が著しく下落し、回復の見込みが不明の有価証券について、担当者が意図的に評価に必要な報告を行わないため、適切な評価減が実施されない。
有価証券の時価情報に係る虚偽表示	時価のある有価証券で巨額の含み損のある銘柄について、理事者が意図的に時価のない有価証券に含めて表示する。
関連当事者との取引の注記事項からの除外	関連当事者との多額の取引について、理事者が意図的に注記事項から除外する。

37

「資産の流用」に関する不正のリスク 1/5

項目	不正のリスク	内部統制
寄付金の流用	運動部の保護者からの寄付金を運動部担当の教員が受け取り、個人的な懇親会の費用等に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> 寄付金はすべて財務部を通して收受する。 寄付金の收受は、連番管理された寄付金申込書や寄付受領書により行う。
補助金の流用	申請担当者が補助金を不正に受給申請し、他の用途若しくは私的に流用する。	<p>(1) 不正受給に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請時点で担当者以外の者が、申請内容の検証を行う。 申請時点で一定の承認手続を行う。 <p>(2) 流用に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当者以外の者が、機器備品等の発注や検収を行う。 支出内容については、担当者以外の者が、実績報告と証憑書類を照合する。
施設設備利用料の流用	担当者が音楽ホール、体育館、教室又は楽器などの機器備品の利用料を報告せず私的に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> 施設設備の貸出事務と収納業務についての職務分掌を行う。 施設設備利用料の收受は、連番管理された施設設備利用申請書や領収書により行う。

38

「資産の流用」に関する不正のリスク 2/5

項目	不正のリスク	内部統制
補助活動収入の流用	補助活動収入の収支管理を任されている担任や事務職員担当者が現金を一時的に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> 年度末の収支報告時のみならず、年度内においても、担当者以外の者が定期的に帳簿と証憑書類を照合する。
受託事業収入等の簿外処理	特別授業に係る収支や研究室で受託した受託事業収入等が、担当者だけで処理されることにより簿外となり、流用する。	<ul style="list-style-type: none"> 特別授業については、名簿を作成し、当該名簿と受領金額を照合する。 受託事業に係る契約は、学校法人名で行う。 受託事業の収支事務は、財務部で行う。 収入内容については、担当者以外の者が定期的に帳簿と証憑書類を照合する。
学生アルバイト代の架空請求	教授が自分のゼミ学生を研究用のアルバイトに採用したのとしてアルバイト代を架空請求し、他の研究若しくは私的に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> 研究費の使用について、発注、検収及び支払の職務分掌を行う。 アルバイトに係る申請書類は、学生本人が人事部へ提出する。 財務部において研究費予算の執行管理を行う。

39

「資産の流用」に関する不正のリスク 3/5

項目	不正のリスク	内部統制
消耗品の架空発注	購買担当者が業者と共謀して架空発注を行い、その代金を業者購買担当者が不当に受け取る。	<ul style="list-style-type: none"> 消耗品の発注、検収及び支払の職務分掌を行う。 消耗品の購入について、一定の承認手続を行う。 購入先の選定においては、定期的に相見積りをとる。
リース契約の偽装	管財担当者がリース契約書を偽造し、リース料を着服する。	<ul style="list-style-type: none"> リース契約の締結について、一定の承認手続を行う。 リース資産について、管理台帳に登録し、定期的に実地調査を行う。
工事代金の水増しによる着服	理事者と業者の結託により不当に高い価額で校舎を建設し、設備も不当に高額で購入することにより、理事者と業者の双方で差額を着服する。	<ul style="list-style-type: none"> 重要な取引について、理事会で事前に承認する。 建設工事に係る請負業者決定等について、入札基準や相見積り手基準等を明確にし、契約額や建設業者を合理的に決定する。 契約額の適切性について、第三者である専門家に評価を依頼する。 理事長との利益相反行為については、特別代理人の選任手続を行う。

40

「資産の流用」に関する不正のリスク 4/5

項目	不正のリスク	内部統制
資産購入代金の水増し	購買担当者が通常の購入金額よりも高額で購入したり、多量に購入する。これにより、リベート（キックバック）の受領や購入品の横流し等をする。	<ul style="list-style-type: none"> 資産の購入について、発注、検収及び支払の職務分掌を行う。 資産の購入について、一定の承認手続を行う。 購入先の選定においては、定期的に相見積りを取る。
現金の流用	自動販売機の現金を一時的に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> 現金の収受について、経理事務と収納業務との職務分掌を行う。 定期的に現金実査を行い、上位者がその結果を確認する。
貸付金の流用	理事会の承認を受けずに理事者が指示し、学校法人の資金を自分が役員をしている会社へ運転資金として貸し付け、当該取引を仮払金支出として処理する。	<ul style="list-style-type: none"> 重要な資金移動について、一定の承認手続を行う。 理事長との利益相反行為については、特別代理人の選任手続を行う。

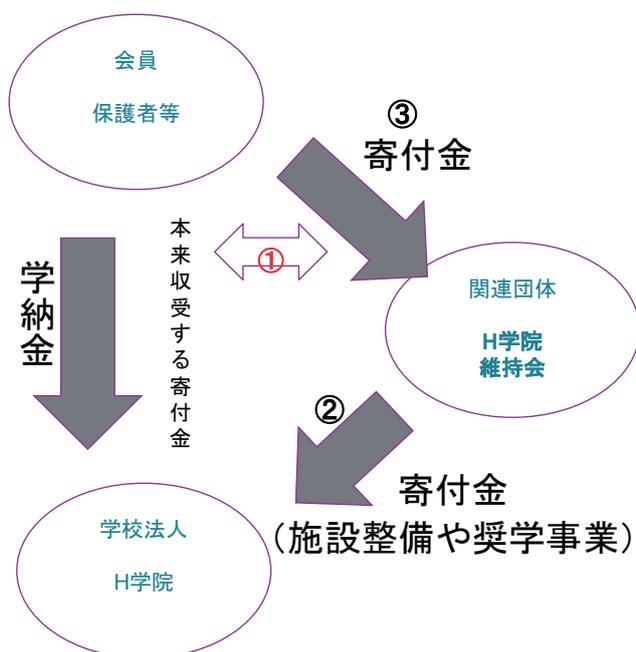
41

項目	不正のリスク	内部統制
預り金とリベートの簿外処理	購買担当者が教材の共同購入費用として生徒から集金し、預り金計上せずに簿外処理とする。取引先から数量に応じたリベートを受け取るが、生徒に割引額を返金しない。	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの入金は、すべて学校会計を通して処理する。
周辺会計における流用	後援会等の収支管理について一任されている事務担当者が現金を私的に流用する。	<ul style="list-style-type: none"> 年度内においても、担当者以外の者が定期的に帳簿と証憑書類を照合する。
科学研究費補助金の流用	架空の支出を偽装する等の方法で当該補助金を不正に受給し、他の研究若しくは私的に流用する。	<p>(1) 不正受給に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請時点で担当者以外の者が、申請内容の検証を行う。 申請時点で一定の承認手続を行う。 <p>(2) 流用に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当研究者以外の者が、機器備品等の発注や検収を行う。 支出内容については、担当研究者以外の者が帳簿と証憑書類を照合する。

不正事案

不正事例₁ ～周辺会計に係るH学院の例

寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い



学校法人委員会報告第39号抜粋(3)後援会等の取扱い

- ① 学校法人が收受・計上すべき寄付金を後援会等が收受していないか
- ② 後援会等から学校法人への資金の流れだけではなく
- ③ 寄付者から後援会等への資金の流れについても、後援会等の同意・協力を得て監査の対象とすべき

<特に大学の場合>

事務次官通知第454号において、入学者又はその保護者等関係者から寄付金又は学校債を募集する場合には後援会等によらず、学校法人が直接処理することとしている

この通知を遵守しているかどうかについて、必要な監査手続を実施しなければならず、後援会等の団体への資料提供の依頼に関し、後援会等の同意・協力が得られない場合には、少なくともその旨を参考事項として記載することとなる。

また、これにより、計算書類に記載された寄付金の計上額の妥当性について十分かつ適切な監査証拠が得られない場合には監査範囲の制約となり、意見を限定するか又は意見を表明しないかの検討が必要であろう。

不正事例₁

周辺会計に係る事例 第三者委員会報告書 ①

事案の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使途不明金の発生 維持会の設立以降、22年間にわたり224百万円と多額の使途不明金が発生。領収書、帳簿等会計書類がほとんど残っていない。 2. 平成14年10月1日付け文部科学事務次官通知第454号の不順守 「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」に含まれている「入学者又はその保護者等関係者から大学の教育研究に直接必要な経費に充てられるために寄附金又は学校債を募集する場合には、後援会等によらず、すべて学校法人が直接処理すること。」という通知が遵守されず、維持会の在り方や寄附金の処理等についての議論がなされていなかった。 3. 寄附金控除 寄附金控除制度上、「特定公益増進法人であることの証明書」及び「税額控除に係る証明書」を受けた法人等が寄附を受領した場合、寄附者は税制上の控除を受けることができるが、維持会への納付金が最終的に法人に寄附されるという理由から、維持会への寄附の寄附金受領証明書が学校法人理事長名で発行されていた。なお、その際の公印押印に関し、規程に沿った正規の手続きが取られていなかった。
-------	---

不正事例₁

周辺会計に係る事例 第三者委員会報告書 ②

原因	<ol style="list-style-type: none">1. 使途不明金の発生<ul style="list-style-type: none">・ 維持会の会計を含む事務的作業は、発足当初から1人の担当者で行っていた。・ 監事による監査が行われていなかった。2. 平成14年10月1日付け文部科学事務次官通知第454号の不順守<ul style="list-style-type: none">・ 当該通知の受領時にその内容や維持会の在り方等について協議検討がなされていなかった。・ 重要文書であるにもかかわらず、適切な対応や文書管理が行われていなかった。・ 重要な文書に対する問題意識の希薄さ、文書管理を含めた文書の取扱いの運用面での不十分さなど、管理運営体制に問題があった。3. 管理体制<ul style="list-style-type: none">・ 重要な案件に対する協議・検討が不十分であり、また規程に沿った公印押印手続きがなされていないなど、コンプライアンス上の問題があり、管理運営体制に問題があった。・ 長年にわたり1人の担当者に事務局長等を歴任させ、定年後も要職に就かせるなど、適切な人事管理が行われていなかった。・ コンプライアンス通報等の制度が不十分であった。
----	---

46

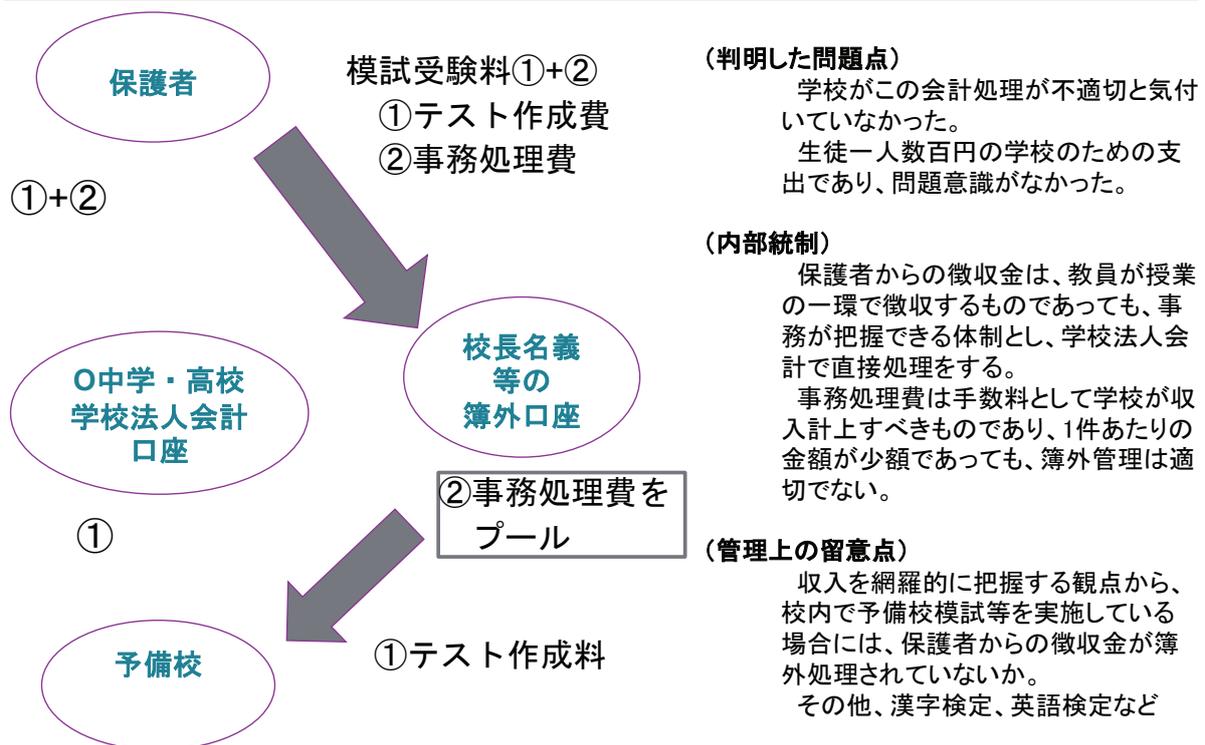
不正事例₁

周辺会計に係る事例 第三者委員会報告書 ③

対応	<ol style="list-style-type: none">1. 使途不明金の発生<ul style="list-style-type: none">・ 224百万円（使途不明金と同額）の損害賠償請求・ 維持会の事務担当者を刑事告発2. 平成14年10月1日付け文部科学事務次官通知第454号の不順守<ul style="list-style-type: none">・ 平成26年12月に総会にて維持会の解散を決議し、同月に清算3. 寄附金控除<ul style="list-style-type: none">・ 法人に対する寄附について、平成26年11月から受納を自粛・ 「特定公益増進法人であることの証明書」及び「税額控除に係る証明書」を、文部科学省に返納
再発防止策	<ol style="list-style-type: none">①内部統制の強化<ul style="list-style-type: none">ア 内部管理体制の是正強化イ 資金管理体制の見直しウ 所轄庁の通知の徹底、遺漏防止策エ 公印管理の徹底による手続きの遵守オ 寄附の受入れ体制の整備カ 人事管理②コンプライアンス通報等の仕組みづくり③理事会機能の強化

47

不正事例₂ ～手数料収入の簿外処理 ○中学・高校の例



48

不正事例₂ 手数料等収入に係る事例 第三者委員会報告書 ①

事案の概要	<p>1. 模擬試験の受験料に関する簿外資金 生徒保護者から徴収した受験料を簿外の模試口座で管理し、徴収した受験料と模擬試験業者に支払う代金との差額を模試口座にプールして渉外費等に費消していた。また、個人名義の口座への資金移動を行っていた。</p> <p>2. 副教材費及び実習費に関する簿外資金 副教材費及び実習費として生徒保護者から徴収した金員を実費精算せずに差額を蓄え、それらを渉外活動費として所定の手続きを経ずに費消していた。</p> <p>3. 検定試験の受験料に関する簿外資金 各検定協会から事務処理費用として受領した金員を簿外処理していた。</p>
-------	---

49

不正事例₂

手数料等収入に係る事例 第三者委員会報告書 ②

原因	<ol style="list-style-type: none">1. 模擬試験の受験料に関する簿外資金 及び2. 副教材費及び実習費に関する簿外資金<ul style="list-style-type: none">・ 前校長の発言力が大きく、前校長及び前事務長事務取扱が実質的に経理部門を仕切っていた・ 事務室要員の人事異動が閉鎖的であった・ 経理規程をはじめ諸規程が遵守されていなかった3. 検定試験の受験料に関する簿外資金<ul style="list-style-type: none">・ 検定料などの管理が杜撰であり、教員の経理規程遵守の意識が乏しかった・ 正式な業務委託契約を結ばずに、購買部が業務代行をしていた
----	--

50

不正事例₂

手数料等収入に係る事例 第三者委員会報告書 ③

対応	<ol style="list-style-type: none">1. 模擬試験の受験料に関する簿外資金<ol style="list-style-type: none">(1) 実費部分を含む余剰資金約8,955万円を生徒保護者へ返還(2) 損害賠償請求の検討(3) 業務上横領として刑事告訴2. 副教材費及び実習費に関する簿外資金<ol style="list-style-type: none">(1) 生徒保護者へ返還(2) 損害賠償請求の検討(3) 業務上横領として刑事告訴3. 検定試験の受験料に関する簿外資金<ol style="list-style-type: none">(1) 残高を収入計上し、同校の教育レベル向上等の事業資金として活用する
再発防止策	<ol style="list-style-type: none">①平成27年度以降の模擬試験代金等の徴収方法の変更②コンプライアンス意識の徹底方策③内部通報体制の見直し④関係者の懲戒等処分⑤財務経理部門に係る内部統制の強化<ul style="list-style-type: none">・ 経理規程の見直しと業務への定着・ 人事ローテーションの適切な実施・ 財務経理部門の人員確保・ 経理部門の管理職および担当者への研修・教育の実施・ 中学校・高等学校の業務実態の適切な管理

51

Ⅲ. 学校法人会計基準改正 対応実務指針(第45号)等

学校法人会計基準改正 実務指針の詳細

1. 活動区分資金収支計算書

1. 活動区分資金収支計算書

1-1 活動区分資金収支計算書の区分: 基本的な考え方

Q活動区分資金収支計算書における、「教育活動による資金収支」「施設整備等活動による資金収支」「その他の活動による資金収支」の区分の考え方

- ✓ 教育活動による資金収支……「施設整備等活動による資金収支」と「その他の活動による資金収支」以外
- ✓ 施設整備等活動による資金収支……施設整備等活動による資金収支に限定
- ✓ その他の活動による資金収支……財務活動
収益事業に係る活動
預り金の受け払い等の経過的な活動
過年度修正額

施設整備等活動による資金収支、その他の活動による資金収支については、通知における定義に従って区分。それ以外の収支を広く「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する

学生生徒等納付金収入は、納付金の内訳名称にかかわらず、「教育活動による資金収支」に区分

(ポイント)

施設整備等活動による資金収支、その他の活動による資金収支をまず判定し、それ以外を教育活動による資金収支とする。

54

1. 活動区分資金収支計算書

1-3 寄付者の意思が特定できない場合における寄付金収入の区分

Q 寄付者の意思が特定できない場合における寄付金収入の区分の考え方 (複数目的の寄付金の場合)

A 主たる目的の活動区分に計上するなどの方法

例えば…

主たる目的の活動区分に計上する以外で考えられる方法は?

(例) 寄付金趣意書において「目標総額1億円、寄付金一口10万円から、使途として、①新キャンパス建設資金、②奨学基金の拡充」と記載して募集。寄付者の意思が①②どちらにも特定できない場合

(ポイント)

会計処理を見越して、あらかじめ、趣意書や募集要項で区分明示しておく。

55

1. 活動区分資金収支計算書

1-5 施設整備目的で收受した寄付金収入・補助金収入の区分

Q施設整備のためという目的で收受した寄付金収入又は補助金収入を原資として、固定資産計上額(例えば10万円)未満の資産を購入し、経費処理を行っている場合。当該、寄付金・補助金は「教育活動による資金収支」と「施設整備等活動による資金収支」のいずれに計上するか？



A「施設整備等活動による資金収支」の活動区分(施設設備寄付金収入、施設設備補助金収入)に計上する。

(ポイント)

収入についての区分は、寄付者の意思や補助金交付者の目的に基づき判断。原資とした支出の経費処理にかかわらない。

学校法人会計基準改正 実務指針の詳細

2. 事業活動収支計算書

2. 事業活動収支計算書

2-2 寄付金の区分

Q 寄付金の区分「教育活動収支」と「特別収支」の区分方法
寄付者の意思が明確でない場合の区分はどうするか？

- ✓ 施設設備寄付金→「特別収支」の「その他の特別収入」
- ✓ それ以外の寄付金→「教育活動収支」の「寄付金」の「特別寄付金」または「一般寄付金」
- ✓ 「現物寄付」→ 施設設備の受贈→「特別収支」
施設設備以外の受贈→「教育活動収支」
※施設設備以外の受贈とは→貯蔵品、固定資産に計上しない機器備品、雑誌等の受入れ

寄付者の意思との関係は？

(ポイント)

- ・寄付金は寄付者の意思によって区分
- ・寄付者の意図が明確でない場合は、「教育活動収支」の「一般寄付金」

58

2. 事業活動収支計算書

2-4 特別収支の範囲

Q 通知において特別収支とされる項目は金額の多寡を問わず計上するのか？

金額の多寡を問わず、「特別収支」に計上する

右記項目以外を特別収支項目とすることは可能？

- 通知において特別収支とされる項目(8号通知 I 3. (3)②)
- ✓ 資産売却差額
 - ✓ 施設設備寄付金
 - ✓ 現物寄付
 - ✓ 施設設備補助金
 - ✓ 資産処分差額(有価証券の時価の著しい下落による)
 - ✓ 有価証券評価損(有価証券評価差額)を含む)
 - ✓ 過年度修正額
 - ✓ 災害損失(資産処分差額のうち、災害によるもの)
 - ✓ デリバティブ取引の解約損失(または利益)
 - ✓ 退職給与引当金特別繰入額

資産売却差額(大科目)が発生しない場合には当該科目は省略可能？

特別収支に該当する項目が発生しなかった場合には、特別収支の区分ごと省略可能？

59

2. 事業活動収支計算書

2-6 災害損失の範囲及び会計処理

Q「災害損失」の「災害」の範囲とは？

- 暴風、洪水、高潮、地震、大火その他異常な現象により生ずる災害
- × 盗難、事故、通常の火災

保険金収入を受
取った場合は？

(ポイント)

「災害損失」とは、資産処分差額のうち災害によるもの。

災害に対応する復旧や原状回復のための支出については、「教育活動収支」に計上される。

学校法人会計基準改正 実務指針の詳細

3. 固定資産

3. 固定資産

3-2 固定資産の評価の会計処理が適用される場合

Q「有姿除却等損失」として処理することが出来る場合はどのような場合か？

(8号通知の要件)
✓現に使用することをやめている、かつ、
✓将来も使用する予定のないもの



- ①固定資産の使用が困難
→社会通念上、誰にとっても使用が困難であり個別の事情を含まない
固定資産の使用を継続するために巨額な支出を要する場合を含む。
- ②処分ができない
→通常想定する方法で処分ができない
物理的なアクセス制限・教育活動の長期中断・法令の規制
- ③理事会(評議員会)承認

さらに
①~③全ての条件に該当

(評価対象例)

- ・立入禁止区域にある固定資産
- ・使用可能な状態にするのに巨額な支出を要する土地・建物
- ・校舎と一体となっており処分することができない構築物
- ・PCB入りトランスなど

(ポイント)

「有姿除却等損失」の計上はかなり限定的。

学校法人会計基準改正 実務指針の詳細

4. 有価証券

4. 有価証券

4-3 「著しく低くなった場合」に該当するかどうかの判定

Q 時価が著しく低くなった場合、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価するが、「著しく低くなった場合」とは？

時価の下落率	著しく低くなった場合に該当するかどうかの判定
50%以上	「著しく低くなった場合」に該当する。
30%以上50%未満	各学校法人において、著しく低くなったと判断するための <u>合理的な基準</u> を設けて判断する。
30%未満	「著しく低くなった場合」に該当しない。

64

4. 有価証券

4-5 時価の下落率が30%以上50%未満の場合における「合理的な基準」

Q 時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断するが、合理的な基準とは？

- ✓ 合理的な基準については、状況に応じて個々の学校法人において合理的な基準を設けて判断
- ✓ 指標 (株式)株価の推移、株式の発行会社の財政状態、株式の発行会社の経営成績の推移 (債券)格付け機関による格付け、債券の発行体の財政状態、経営成績の推移

(ポイント)

恣意性を排除するため

- ・指標等を使用し、判断基準を明確化
- ・「合理的な基準」については文書をもって設定して、継続的に適用

65

学校法人会計基準改正 実務指針の詳細

5. 注記事項 その他

5. 注記事項 その他 5-4 学校法人間取引の範囲

Q 学校法人間取引として注記する取引はどのようなものか？

✓注記の記載の目的

学校法人間における財政的な支援取引関係を明らかにするため

✓注記の記載

貸付け、借入れ、寄付金(現物寄付を含む)、人件費等の負担、債務保証、固定資産等の売買・賃貸借、学校債の発行・引受、担保提供・受入れ 等(※有償、無償は問わない)

✓除外してよいもの

(注意点)受け入れる側も、提供する側も、両者が記載する。

●明らかに財政的な支援取引ではないもの⇒法令等の要請で決められているもの等

(例)科研費により取得した教育研究用機器備品について、教員の移籍にともない、移籍先の学校法人に寄付する場合。

●重要でないもの

(注意点)無償の場合や著しく低い価額の場合は、通常取引金額で重要性を判定する。

重要かどうかの判定の目安は？

5. 注記事項 その他

5-6 5-7 5-8 第4号基本金関連

5-6

Q 第4号基本金に相当する資金を有している場合、注記を省略できるか

A 省略不可

5-7

Q 第4号基本金に相当する資金の注記に記載した「有価証券」及び「〇〇特定資産」に含み損がある場合、貸借対照表価額を記載するのか、時価を記載するのか

A 第4号基本金に相当する資金とは、短期決済性の資金（譲渡性預金やMMF等）を想定しており、含み損が生じることは想定していない。

5-8

Q 第4号基本金の組み入れがない知事所轄法人において第4号基本金に相当する資金を有していない場合

A 第39条におけるその旨の注記

68

5. 注記事項 その他

5-9 第4号基本金に対応した特定資産の計上区分

Q「第4号基本金に対応する名称を付した特定資産」の表示場所

→固定資産に計上

必ず特定資産としなければならないのか？

(ポイント)

「第4号基本金に対応する名称を付した特定資産」は、短期決済性資金のため、性質としては流動性が高いものであるが、表示上は固定資産となる。

69

収支計算書の様式

Q. 活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書には、縦書きになっている欄があるが、これを横書きに変えてよいか？

A. 第四号様式、第五号様式のとおりの様式で作成する必要がある。

科目
教育活動による資金収支
収入
学生生徒等納付金収入
手数料収入
特別寄付金収入
一般寄付金収入
経常費等補助金収入
付随事業収入
雑収入
.....
教育活動資金収入計
支出
人件費支出
教育研究経費支出
管理経費支出
教育活動資金支出計
差引
調整勘定等
教育活動資金収支差額

科目
学生生徒等納付金収入
手数料収入
特別寄付金収入
一般寄付金収入
経常費等補助金収入
付随事業収入
雑収入
.....
教育活動資金収入計
人件費支出
教育研究経費支出
管理経費支出
教育活動資金支出計
差引
調整勘定等
教育活動資金収支差額

収支計算書の様式

Q. ①活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書の作成に当たり、科目数が多いため、改頁が必要となるのですが、縦書きの文字が切れても、報告資料として問題はないでしょうか？

A. 問題ない。
(第四号様式でも「その他」で切れている。)

活動区分資金収支計算書		
年月日から 年月日まで		
科目	金額	(単位：円)
収入		
学生生徒等納付金収入		
手数料収入		
特別寄付金収入		
一般寄付金収入		
経常費等補助金収入		
付随事業収入		
雑収入		
.....		
教育活動資金収入計		
支出		
人件費支出		
教育研究経費支出		
管理経費支出		
教育活動資金支出計		
差引		
調整勘定等		
教育活動資金収支差額		
収入		
雑収入		
.....		
教育活動資金収入計		
支出		
人件費支出		
教育研究経費支出		
管理経費支出		
教育活動資金支出計		
差引		
調整勘定等		
教育活動資金収支差額		

活動区分資金収支計算書の様式・予算

Q
活動区分資金収支計算書には金額(執行額)のみ表示されていますが、予算及び予算との差異は記載しないのでしょうか？

A.
活動区分資金収支計算書は、資金収支計算書の附属表の位置づけであるため、予算及び予算との差異の記載は求められない。
なお、活動区分資金収支計算書の予算書及び活動区分資金収支計算書の内訳表(予算・決算)を作成した場合でも、あくまで内部管理目的による作成として位置付けられるため、提出すべき書類には含まれていない。

科目		金額
教育活動による資金収支	学生生徒等納付金収入	
	手数料収入	
	特別寄付金収入	
	一般寄付金収入	
	経常費等補助金収入	
	
	教育活動資金収入計	
	人件費支出	
	教育研究経費支出	
	管理経費支出	
教育活動資金支出計		
差引		
調整勘定等		
教育活動資金収支差額		

科目		金額
施設整備等活動による資金収支	施設設備寄付金収入	
	施設設備補助金収入	
	施設設備売却収入	
	
	施設整備等活動資金収入計	
	施設関係支出	
	
	施設整備等活動資金支出計	
	差引	
	調整勘定等	
施設整備等活動資金収支差額		
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)		
科目		金額
その他の活動による資金収支	借入金等収入	
	有価証券売却収入	
	
	小計	
	受取利息・配当金収入	
	
	その他の活動資金収入計	
	借入金等返済支出	
	有価証券購入支出	
	
小計		
借入金等利息支出		
.....		
その他の活動資金支出計		
差引		
調整勘定等		
その他の活動資金収支差額		
支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)		
前年度繰越支払資金		
翌年度繰越支払資金		

実績金額のみ記載する。

活動区分資金収支計算書の様式・予算(続き)

Q.
活動区分資金収支計算書を内部管理用として任意に予算も作成する場合「予備費」の欄はどのようにしたら良いか。

A.
特に定めはない為、自由に設定してよいが、活動区分資金収支計算書の予算は所轄庁へ提出する収支予算書には含まれていない。

「予備費」の欄がないため、たとえば、資金収支計算書と活動区分資金収支計算書の翌年度繰越支払資金を一致させる観点から、右のような記載も考えられる。

科目	
その他の活動による資金収支	借入金等収入
	有価証券売却収入

	小計
	受取利息・配当金収入

	その他の活動資金収入計
	借入金等返済支出
	有価証券購入支出

小計	
借入金等利息支出	
.....	
その他の活動資金支出計	
差引	
調整勘定等	
その他の活動資金収支差額	
[予備費]	
支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)+予備費	
前年度繰越支払資金	
翌年度繰越支払資金	

活動区分資金収支計算書と事業活動収支計算書の収支差額

Q.

活動区分資金収支計算書と事業活動収支計算書のそれぞれの収支差額は、各区分において収入と支出が厳密には対応していない部分があるのですが、収支差額といえるのでしょうか？

A.

比較可能性を確保するために実務的対応を図ったものと考えられる。学納金のうち施設設備拡充費など、議論はあったが画一的処理とされた。

<活動区分資金収支計算書の例>

学納金収入に含まれる施設拡充費

教育活動

その他、経常費補助金で購入した固定資産など

施設関係支出や設備関係支出

施設整備等活動

<事業活動収支計算書の例>

教育研究経費の奨学費

教育活動

第3号基本金引当特定資産の利息

教育活動外

74

活動区分資金収支計算書 監査への対応

Q.

①活動区分資金収支計算書は、監査法人の監査報告書の対象となるのでしょうか？

②元帳には活動区分資金収支計算書の記載科目がないが、監査上でそのような科目を記載した元帳の提出が必要になるのでしょうか？

A.

- ① 基本的には監査対象外として、文部科学省から告示が出されている。都道府県知事を所轄とする学校法人についてもその告示に沿った対応となると考えられるが、個別に指定が無いかどうか確認する必要がある。
- ② 必ずしも必要ではない。組替表等で足りると考えられる。

文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件（案）の概要

1. 趣旨

学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第15号）の施行に伴い、文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が文部科学大臣に届け出る財務計算に関する書類に添付する監査報告書に係る監査事項を指定する等の件を制定する。

2. 概要

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定に基づき、文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が同条第2項の規定により文部科学大臣に届け出る平成27年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

3. 施行期日

公布の日から施行し、平成27年度の監査報告書から適用する。

75

活動区分資金収支計算書の調整勘定の管理

Q.

活動区分資金収支計算書の調整勘定へ集計し易いように伝票を作成する段階で活動区分を明らかにしたほうが良いでしょうか？
また、どの活動区分にするかは予算を執行する部門に任せてよいでしょうか？

A.

調整勘定を各活動に区分するタイミングとして以下が考えられる。

- ▶ 会計システム上で勘定科目の設定を行い、取引の発生の都度区分する方法
- ▶ 期末時に調整勘定に該当する勘定残高を区分する方法

実務上はシステムや取引ボリュームによる。

財務課、経理課において適切に区分されているか確認する必要がある。

項目	資金収支 計算書計上額	教育活動 による資金収支	施設整備等活動 による資金収支	その他の活動 による資金収支
前受金収入				
前期末未収入金収入				
期末未収入金 (△)				
前期末前受金 (△)				
収入計				
前期末未払金支払支出				
前払金支払支出				
期末未払金 (△)				
前期末前払金 (△)				
支出計				
収入計－支出計				

知事所轄学校法人の特例

Q.

知事所轄学校法人に対して、「移行年度」「活動区分資金収支計算書」の特例以外で都道府県から特別な指示の例はありますか？

A.

知る限りにおいて今のところはない。今後、監査事項の指定がなされると考えられるため、所轄庁の指示を確認する必要がある。

学校法人会計基準（抜粋）

第五節 知事所轄学校法人に関する特例
 (計算書類の作成に関する特例)
 第三十七条 都道府県知事所轄庁とする学校法人(以下「知事所轄学校法人」という。)は、第四条の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細書(高等学校を設置するものにあつては、活動区分資金収支計算書に限る。)を作成しないことができる。
 (徴収不能引当の特例)
 第三十八条 知事所轄学校法人(高等学校を設置するものを除く。次条において同じ。)は、第二十八条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。
 (基本金組入れに関する特例)
 第三十九条 知事所轄学校法人は、第三十条第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組み入れることができる。

事業活動収支計算書 特別収支項目

Q.

- ① 事業活動収支計算書において、特別収支は限定列挙(25高私参第8号)でしょうか？
- ② 明らかに特別収支に該当するものが発生しても、列挙している項目に該当しない場合は特別収支に計上してはならないのでしょうか？
- ③ 例えば、法人合併等により、事業活動収入または事業活動支出が発生した場合は特別収支には計上しないのでしょうか？

A.

- ① 限定列挙とされている。
- ② 通知の範囲内で限定列挙となる。
- ③ 列挙した項目に該当しなければ計上しないものと考えられる。

事業活動収入の部	資産売却差額
	固定資産売却差額
	有価証券売却差額
	(何)
	その他の特別収入
	施設設備寄付金
	現物寄付
	施設設備補助金
	過年度修正額
	(何)
特別収入計	
事業活動支出の部	資産処分差額
	(何)①有姿除却等損失
	(何)②有価証券評価差額
	(何)①②以外
	その他の特別支出
	災害損失
	過年度修正額
	(何)①退職給与引当金特別繰入額
	(何)②デリバティブ解約損
	(何)①②以外
特別支出計	
特別収支差額	

78

第2号基本金引当特定資産

Q.

貸借対照表上の第2号基本金引当特定資産について、前年度末の残高に関する表示科目は新基準に組み替えて表示するのでしょうか？

A.

学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）より抜粋

2. 固定資産の中科目「特定資産」を設けること（第7号様式）に伴う経過措置

平成26年度の決算における「その他の固定資産」中に個別に小科目として表示されている特定資産は、そのままの科目で、平成27年度の決算における貸借対照表（固定資産明細表を含む。）の「特定資産」の小科目として表示するものとする。

科目	金額
固定資産	
有形固定資産	
土地	
(何)	
その他の固定資産	
電話加入権	
(何)	
Aキャンパス引当特定資産	100
B講堂建設引当特定資産	200
第3号基本金引当資産	500
(何)	



科目	本年度末	前年度末
特定資産		
第2号基本金引当特定資産	300	100
第3号基本金引当特定資産	500	500
(何)引当特定資産		

勘定科目	本年度末	前年度末
特定資産		
第2号基本金引当特定資産	300	0
Aキャンパス引当特定資産	0	100
B講堂建設引当特定資産	0	200
第3号基本金引当特定資産	500	500
(何)引当特定資産		

79

第2号基本金引当特定資産(続き)

学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)の別添より抜粋
注記事項記載例

<例1>

1. 重要な会計方針

2. 重要な会計方針の変更等

学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成25年4月22日文科科学省令第15号)に基づき、
計算書類の様式を変更した。なお貸借対照表(固定資産明細表を含む。)について前年度末の金額は改
正後の様式に基づき、区分及び科目を組み替えて表示している。

勘定科目	金額
固定資産	
有形固定資産	
土地	
(何)	
その他の固定資産	
電話加入権	
(何)	
Aキャンパス引当特定資産	100
第3号基本金引当資産	500
(何)	

勘定科目	本年度末	前年度末
特定資産		
第2号基本金引当特定資産	100	100
第3号基本金引当特定資産	500	500
(何)引当特定資産		

勘定科目	本年度末	前年度末
特定資産		
第2号基本金引当特定資産	100	0
Aキャンパス引当特定資産	0	100
第3号基本金引当特定資産	500	500
(何)引当特定資産		

80

第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記

Q.

第4号基本金に相当する資金は本当に自己資金でなく、借入金でもよいのでしょうか? 良いとすれば何のための注記なのでしょう?

A.

借入金により、年度末において第4号基本金に相当する資金が確保されていれば、資金を有している旨の注記する。

→借入できない、あるいは借入してもなお資金が足りない場合が経営困難と考えられる。

なお、学校法人会計基準第34条により記載するものとされており、学校法人会計基準第7号様式においても示されている注記であり省略はできない。

(注記例)

当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を以下のとおり有していない。

第4号基本金 ×××円

資金

現金預金 ×××円

有価証券(※1) ×××円

〇〇特定資産(※2) ×××円

計 ×××円

※1 有価証券は現金預金に類する金融商品である。

※2 〇〇特定資産は第4号基本金に対応した特定資産である。

現在、主要な債権者である〇〇等と協議の上、平成〇〇年度から平成〇〇年度までの経営改善計画を作成し、〇〇等の経営改善に向けた活動を行っている。

該当しない場合は以下のいずれかの注記が必要

- 第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。
- 学校法人会計基準第39条の規定により、第4号基本金の組入れはない。

学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)より抜粋

81

寄付金の区分

Q.

寄付金収入の区分は、対応する支出が「施設関係支出」及び「設備関係支出」であれば「施設設備寄付金」という考え方でよいでしょうか。

A.

施設設備拡充等のためという寄付者の意思が明確な寄付金収入のみ「施設整備等活動による資金収支」に区分する。対応する支出は施設設備関係であることが想定されているが、厳密な対応関係までは求められておらず、固定資産計上基準未満のものなど結果として一部が経費支出となったとしても構わない。

目的	寄付者の意思		そもそも寄付者の意思が特定不可
区分	施設拡充等	それ以外	
資金	施設整備等活動	教育	主たる目的の活動に計上するなどの方法による。
事業	特別収支	教育	

82

有姿除却等損失

Q.

「有姿除却等損失」は、「…除くことができる。」という表現ですが、任意適用でしょうか、強制適用でしょうか？

A.

理事会決議が要件の1つとなっているため、理事会決議がなければ計上できないが、いったん理事会で決議をした場合は計上しなければならない。

学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）（抜粋）

(1) 学校法人が保有する有形固定資産又は無形固定資産について、現に使用することをやめ、かつ、将来も転用するなどにより、使用する予定のないものについては、理事会及び評議員会（私立学校法第42条第2項の規定に基づき、寄附行為をもって評議員会の議決を要することとしている場合に限り。）の承認を得た上で、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことができるものとする。



これまで実際に処分しなければ除却処理できなかったものが、実際に処分できない場合でも帳簿上で除却処理できるようになった。

83

修繕費の区分

Q.

活動区分資金収支の「施設整備等活動」には資本的支出しか例示がないのですが、校舎等の取り壊し費用及び建物の修繕費などの経費は、「教育活動」に区分しなければならないのでしょうか。

A.

「校舎等の取り壊し費用及び建物の修繕費などの経費」は教育活動に区分する。

学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）

(2) 施設整備等活動による資金収支

- ① 新基準第4号様式に定める「施設整備等活動による資金収支」とは、新基準第14条の2第1項第2号に定める「施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動」に係る資金収入及び資金支出をいう。
- ② 「その他これらに類する活動」とは資産の額の増加を伴う施設若しくは設備の改修等であり、施設設備の修繕費や除却に伴う経費は含まない。
- ③ 「施設設備寄付金収入」とは、施設設備の拡充等のための寄付金収入をいう。
- ④ 「施設設備補助金収入」とは、施設設備の拡充等のための補助金収入をいう。
- ⑤ 「施設設備売却収入」とは、施設設備の売却による収入をいう。
- ⑥ 「(何)引当特定資産取崩収入」とは施設設備に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、「第2号基本金引当特定資産取崩収入」を除いたものをいう。

84

過年度修正額（補助金の返還）

Q.

過年度修正額は「前年度以前に計上した収入又は支出の修正額」とされていますが、前年度以前の計算誤り等により、補助金を返還する場合も「特別収支」の「過年度修正額」として計上しますか。

A.

補助金返還額は、教育活動収支の管理経費に計上され、「特別収支」に計上されるものではない。

補助金は、過年度において一旦確定し収受しており、その一部に返還があったとしても返還命令決定通知に従ったものであり、過年度の修正には該当しません。

教育活動収支の部	管理経費
	消耗品費
	光熱水費
	旅費交通費
	減価償却額
	(何)
	徴収不能額等
	徴収不能引当金繰入額
	徴収不能額
	教育活動支出計
教育活動収支差額	

特別収支	資産売却差額
	(何)
	その他の特別収入
	施設設備寄付金
	現物寄付
	施設設備補助金
	過年度修正額
	(何)
	特別収入計
	資産処分差額
その他の特別支出	
災害損失	
過年度修正額	
退職給与引当金特別繰入額	
(何)	
特別支出計	
特別収支差額	

85

過年度修正額(範囲)

Q

特別収支における過年度修正額として計上されるものにはどのようなものがありますか。

A.

「特別収支」の「過年度修正額」には、資金収支を伴うものと、伴わないものがある。

【資金収支を伴うもの】

- ・ 過年度の給与や退職金計算の誤りを当年度に精算した場合
- ・ 過年度に未払金として計上すべきであった経費を当年度に支払った場合
- ・ 過年度に徴収不能額として処理した債権を当年度に回収した場合など

【資金収支を伴わないもの】

- ・ 過年度の減価償却額や退職給与引当金(繰入額)等の計算誤りを当年度に修正した場合など

86

過年度修正額 (科目の設定)

Q.

過年度修正額(私立大学経常費補助金返還金支出を除く)の科目はどのように設定したらよいか。

A.

【事業活動収支計算書】

区分:特別収支

大科目:その他の特別収入/その他の特別支出

小科目:過年度修正額

【資金収支計算書】

資金収支計算書:

(大科目)雑収入(小科目)過年度修正収入

(大科目)管理経費(小科目)過年度修正支出

【活動区分資金収支計算書】

(区分)その他の活動による資金収支

(小科目)過年度修正収入、過年度修正支出

87

その他(規程関係)

Q.

学校法人会計基準の改正により、以下のような規定はどのように修正すべきでしょうか。

【経理規程 第〇条】(消費収支超過額の処分)

当年度の消費収入超過額は、次の各号の順にこれを処分し、残額のある場合は翌年度に繰り越すものとする。

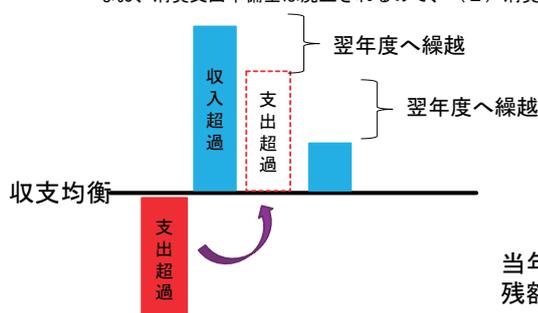
(1) 過年度の消費支出超過額の補填

(2) 消費支出準備金

当年度の消費支出超過額は、これを次年度以降の消費収入超過額をもって補填し、残額がある場合は翌年度に繰り越すものとする。

A. (趣旨) 中長期的な収支均衡を表したもの → 新基準でも変更なし

なお、消費支出準備金は廃止されるので、(2)消費支出準備金と「次の各号の順にこれを処分し、」という部分は不要となる。



新基準	
基本金組入前当年度収支差額	5,000
基本金組入額合計	△ 500
当年度収支差額	4,500
前年度繰越収支差額	20,500
基本金取崩額	0
翌年度繰越収支差額	25,000

当年度の収支差額は、前年度繰越収支差額で処分/補填され、残額がある場合は結果として、翌年度に繰り越される。

88

その他(規程関係)

Q.

学校法人会計基準の改正により、以下のような規定の文言は修正が必要でしょうか。また、「収支計算書」の内容に変更はありますか。

【寄附行為第〇条】

毎会計年度終了後〇カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

前項の書類及び第〇条の監査報告書を各事務所に備えて置き、法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

A.

当該寄附行為は、私学法第47条に基づく内容である。寄附行為の改正を行うかの判断はあくまで学校の任意。

私立学校法の「収支計算書」の内容について、通知は次のとおり述べている。

改正前:私学法第47条の収支計算書は基本的に資金収支計算書および消費収支計算書がこれに該当するものである

「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について(通知)H16.7.23」

改正後:私学法第47条の収支計算書は基本的に資金収支計算書、**活動区分資金収支計算書**及び事業活動収支計算書がこれに該当するものである

「私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について(通知)H25.11.27」

89

<参考> 学校法人会計基準改正の概要

1. 改正の趣旨

学校法人会計基準は、昭和46年制定以来、私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、また補助金の配分の基礎となるものとして、広く実務に定着しているところです。

一方で制定以来40年が経過し、社会・経済状況の大きな変化、会計のグローバル化等を踏まえ様々な会計基準の改正、私学を取り巻く経営環境の変化等を受けて、公教育を担う学校法人の経営状態について、社会にわかりやすく説明する仕組みが求められています。

こうした趣旨から、収支状況について経常的な収支と臨時的な収支が区分できるようにすること、新たに活動区分ごとに資金の流れが分かる活動区分資金収支計算書を作成すること等の改正を行うものです。

環境変化への対応

- ☆ 少子化・経営環境の悪化
- ☆ 会計のグローバル化

会計基準の役割

- ☆ 財政基盤の安定に資するもの
- ☆ 補助金配分の基礎
- ☆ 外部への報告

◇学校法人の経営状態について、社会にわかりやすく説明する仕組みが必要

2. 改正の経緯及び今後の予定1/2

直近の改正 (平成17年3月)	◇基本金の取崩し要件を緩和するとともに、計算書類の注記事項を充実する改正が行われた。この改正における検討過程においては、 基本金の在り方や、外部への開示を目的とする計算書類の在り方等 について、今後も引き続き検討することとされた。
「学校法人会計基準の諸課題に関する検討について」 (平成24年3月30日)	◇基本金の在り方及び各計算書類の課題等について検討を行い、制度の目的、特徴、課題等に関する意見を整理した。さらに企業会計基準に導入されている 退職給付会計及び連結財務諸表等の事項 についても同基準などを参考としつつ、比較可能性の観点や私立学校の特徴を踏まえた課題等について検討を行い、個別事項として整理した。
「学校法人会計基準の在り方について」 (平成25年1月31日)	◇前回の報告書に示された論点整理を基に、具体的な学校法人会計基準の在り方について検討を行うため、本検討会が平成24年8月に発足し、平成25年1月24日までの8回の会議における議論を踏まえて、報告書を取りまとめたもの。
「学校法人会計基準の一部改正について(通知)」 (平成25年4月22日)	◇収支状況について経常的な収支と臨時的な収支が区分できるようにすること、新たに活動区分ごとに資金の流れが分かる活動区分資金収支計算書を作成すること等の改正が行われた。

92

2. 改正の経緯及び今後の予定2/2

「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」 (平成25年9月2日)	◇区分別の収入・支出の用語の定義、注記例などの表示方法に加え、①固定資産の評価、②有価証券評価替え、③過年度修正額についての会計処理について具体的な説明が行われている。
「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について(通知) (平成25年9月2日)	◇学校法人会計基準改正に伴い、算定基礎である消費収支計算書が事業活動収支計算書に変更されたことによる算定式の変更が行われている。また、「恒常的に保持すべき金額」の引下げについての改正も行われている。
実務指針(第45号)の公表 (平成26年1月17日)	◇「学校法人会計基準の一部改正について(通知)」及び「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」に対する実務指針が日本公認会計士協会より公表。
その他実務指針・研究報告改訂版の公表 (平成26年7月以降)	◇改正に伴う、実務指針・研究報告の改訂版が日本公認会計士協会より、順次公表予定。

93

3. 学校法人会計基準改正の概要(1/2)

項目	議論されてきた具体的な課題	改正内容
①基本金の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 企業の資本金のようにできないか 基本金各号の在り方（特に4号の是非） 	<ul style="list-style-type: none"> 基本金制度を維持 第4号基本金に見合う資金がない場合、その旨と対応策の注記
②貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> 取得原価主義の是非 その他の固定資産の資産構成が不明確 調達源泉の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 取得原価主義のまま （中科目）特定資産を設定 純資産の部の設定
③消費収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> 区分計算の導入の可能性 帰属収支差額の表示の是非 	<ul style="list-style-type: none"> 名称変更し区分計算を導入 帰属収支差額を表示
④資金収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> 区分計算の導入の可能性 キャッシュ・フロー計算書の導入の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 附属表で活動区分資金収支計算書を作成 各区分でキャッシュ・フローに一致
⑤その他の会計処理	<ul style="list-style-type: none"> 減損会計導入の可能性 金融商品会計導入の可能性 退職給付会計導入の可能性 連結財務諸表の導入の可能性 継続法人の前提に関する検討 	<ul style="list-style-type: none"> 導入しない（有姿除却+注記の拡大） 導入しない（金融商品の種類別時価情報の注記を追加） 変更なし 導入しない（学校法人間財務取引の注記を追加） 継続法人の前提に関する注記の強制はしない

94

3. 学校法人会計基準改正の概要(2/2)

項目	改正内容（詳細）
資金収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> 新たに活動区分（「教育活動」、「施設整備等活動」、「その他の活動」）ごとの資金の流れがわかる「活動区分資金収支計算書」の作成。 知事所轄学校法人は活動区分資金収支計算書を作成しないことができる。（但し、都道府県において取扱いが異なる可能性がある。）
消費収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> 名称を「事業活動収支計算書」へ変更。 経常的（教育活動及び教育活動外）及び臨時的収支に区分し、各活動における収支状況が明確化されることとなった。 毎年度及び長期的な収支均衡の両方を表示するため、基本金組入前と組入後の収支差額の表示がされることとなった。（従来は、基本金組入後のみ表示）
貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> 「基本金の部」と「消費収支差額の部」と合わせて、「純資産の部」となった。 固定資産の中科目として新たに「特定資産」の設定。 「消費支出準備金」の廃止。
基本金	<ul style="list-style-type: none"> 第2号基本金-対応資産を「第2号基本金引当特定資産」として表示。 第3号基本金-対応する運用収入を「第3号基本金引当特定資産運用収入」として表示。 第2号基本金、第3号基本金の組入計画が複数ある場合に、新たに集計表を作成。 第4号基本金-相当する資金を年度末で有していない場合は、その旨と対応策を注記。 <p>※基本金については、「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について（通知）により、算定式及び「恒常的に保持すべき資金の額」の引下げの改正も行われている。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 一定の要件を満たす場合に実際に固定資産を処分を行わない場合でも資産計上額から除くことが可能となった。（固定資産の評価） 有価証券の評価につき、時価の下落率が30%以上50%未満における「著しく低くなった」場合を判断するための「合理的な基準」の設定。 有価証券の時価情報につき、種類別の明細表の追加。 学校法人間取引につき注記されることになった。

95

4. 経過措置

項目	内容
「基本金」と「繰越収支差額」の表示について	<p>・平成26年度決算における「基本金の部」中の科目は、平成27年度決算の貸借対照表の「純資産の部」の「基本金」(大科目)のそれぞれ該当する小科目に表示する。</p> <p>・平成26年度決算における「消費収支差額の部」中の科目のうち、「翌年度繰越消費収入超過額(又は翌年度繰越消費支出超過額)」は、平成27年度決算の貸借対照表の「繰越収支差額」(大科目)の小科目の「翌年度繰越収支差額」に表示する。また、「消費支出準備金」がある場合は、上記の「翌年度繰越収支差額」の前に小科目「(何)年度消費支出準備金」を設けて表示する。</p>
「特定資産」の表示について	<p>・平成26年度決算における「その他の固定資産」の小科目として計上されている特定資産については、平成27年度決算の貸借対照表(固定資産明細表を含む。)の「特定資産」(固定資産の中科目)の小科目として表示する。</p>
「消費支出準備金」の廃止	<p>・平成26年度末に保有していた消費支出準備金は、平成27年度の決算において取崩し、事業活動収支計算書の「前年度繰越収支差額」の次に、「(何)年度消費支出準備金取崩額」(小科目)を設け、表示する。</p>
「その他の機器備品」の表示	<p>・平成26年度決算における「その他機器備品」は、平成27年度決算の貸借対照表(固定資産明細表を含む。)の「管理用機器備品」として表示する。</p>
都道府県知事所轄法人の特例	<p>・上記経過措置につき、都道府県知事所轄の学校法人については、「平成26年度」を「平成27年度」に、「平成27年度」を「平成28年度」に読み替える。</p>

96

5. 「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正の概要(1)

改正の趣旨

今回の学校法人会計基準の改正に伴い、従来、算定の基礎であった消費収支計算書が事業活動収支計算書に変更され、新たに収入支出を活動の種類ごとに区分することになったため、「恒常的に保持すべき資金の額」の算定式が変更されました。

また、「恒常的に保持すべき資金の額」は、従来は、当年度の計算額が前年度に比べて大幅に下がった場合でも、前年度の額を維持することとされていましたが、学校法人の財政状態等をより適正にあらわすために、支出が大幅に下がった場合には、それに合わせて恒常的に保持すべき資金の額を下げるものとされました。

項目	改正内容
算定式の変更	<p>・前年度の事業活動収支計算書における教育活動収支の人件費(退職給与引当金繰入額及び退職金を除く)、教育研究経費(減価償却額を除く)及び管理経費(減価償却額を除く)及び教育活動外収支の借入金等利息の決算額の合計を12で除した額に変更された。</p>
恒常的に保持すべき資金の額の引下げ	<p>・従来は、「恒常的に保持すべき資金の額」の計算額が、前年度末の第4号基本金の額(前年度の維持すべき額)を下回る場合、取崩しは行わず、当該金額額を維持する必要があった。</p> <p>改正後は、計算額が20%超減少した場合には、前年度末の第4号基本金と当年度の計算額の差額を取崩すことが必要となった。</p>

97

5. 「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正の概要(2)

算定式の変更

学校法人基準の改正に伴い、従来の算定の基礎であった消費収支計算書が事業活動収支計算書に変更され、新たに収入支出を活動の種類毎に区分されることに伴い、算定式が変更された。変更後の算定式と従来の算定式の比較は以下のとおり。

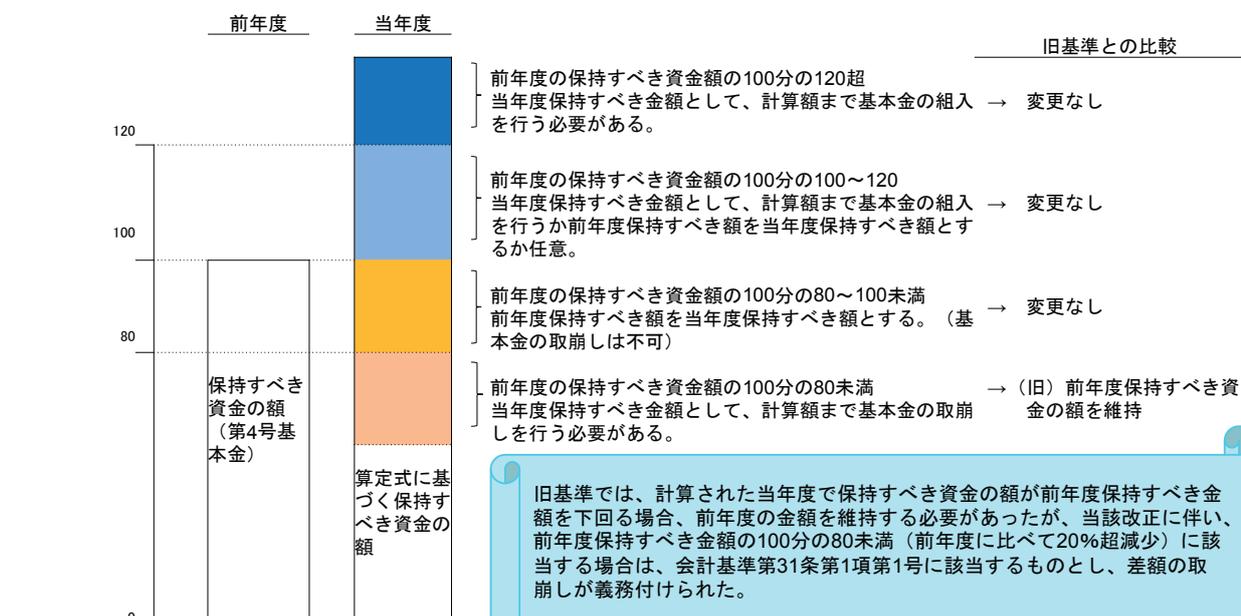
新算定式	旧算定式
前年度の事業活動収支計算書における教育活動収支の ①人件費（退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。） ②教育研究経費（減価償却額を除く）、管理経費（減価償却額を除く） ③教育活動外収支の借入金等利息 の決算額の合計を12で除した金額 （百万円未満、端数切り捨て可）	前年度の消費支出の ①人件費（退職給与引当金繰入額（又は退職金）を除く。） ②教育研究経費（減価償却額を除く）、管理経費（減価償却額を除く） ③借入金等利息 の決算額の合計を12で除した金額 （百万円未満、端数切り捨て可）

98

5. 「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正の概要(3)

恒常的に保持すべき資金の額の引下げ

学校法人の財政状態等をより適正にあらわすために支出が大幅に下がった場合には、恒常的に保持すべき資金の額を下げることにされた。



99

5. 「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正の概要(4)

適用時期及び経過措置

項目	内容
適用時期	・平成27年度(都道府県知事を所轄庁とする学校法人の場合は、平成28年度)以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用。
経過措置	
平成27会計年度に係る計算額	・平成27会計年度に係る計算額は、平成26会計年度の消費支出の金額に基づき、旧算定式により計算する。 ・上記の計算額につき、前年度の保持すべき金額を下回るときは、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。また、100分の100を超えて100分の120の範囲内にあるときも前年度の保持すべき金額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。(旧基準の特例が適用)
平成28会計年度に係る計算額	・平成28会計年度に係る計算額が、平成27会計年度に係る基本金の額を下回る場合、その差額を取崩しの対象としなければならない。
都道府県知事所轄法人の特例	・都道府県知事所轄の学校法人については、「平成26年会計年度」を「平成27年会計年度」に、「平成27会計年度」を「平成28会計年度」に、「平成28会計年度」を「平成29会計年度」に読み替える。

・計算式の変更及び基本金の取崩しの影響があるのは、平成28年会計年度に係る計算書類以降。

・平成28年会計年度に係る計算額が、平成27年会計年度に係る基本金の額を下回る場合、前年度の基本金の額の100分の80～100未満の範囲の場合も、その差額を取崩しの対象としなければならない。

100

ご清聴ありがとうございました。

101

学校法人委員会研究報告第16号「計算書類の注記事項の記載に関するQ & A」の改正について

平成26年12月2日
日本公認会計士協会

新	旧
<p>学校法人委員会研究報告第16号</p> <p>計算書類の注記事項の記載に関するQ & A</p> <p>平成17年6月13日 改正 平成21年9月1日 改正 平成23年11月8日 最終改正 平成26年12月2日 日本公認会計士協会</p> <p>まえがき</p> <p>1. 本研究報告は、平成17年3月31日に学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号。以下「基準」という。）の一部が改正された注記事項及びこのほか考えられる注記事項をできるだけ網羅的に取り上げることにより、実務の参考となるよう具体的な記載例を取りまとめたものである。</p> <p>2. 平成21年改正の本研究報告は、平成20年9月11日に「リース取引に関する会計処理について（通知）」（20高私参第2号。以下「リース通知」という。）及び「ソフトウェアに関する会計処理について（通知）」（20高私参第3号。以下「ソフトウェア通知」という。）が文部科学省から発出され、その取扱いが整理されたことから、注記事項に関する取扱いを明確にするため、リース通知、ソフトウェア通知に係る部分及び一部の語句修正を行っている。</p> <p>3. 平成23年改正の本研究報告は、平成23年2月17日に「退職給付引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」（22高私参第11号。以下「会計方針統一通知」という。）が文部科学省から発出され、その取扱いが整理されたことから、注記事項に関する取扱いを明確にするため、会計方針統一通知に係る部分及び一部の語句修正を行ったものである。</p> <p>4. 平成26年改正の本研究報告は、平成25年の学校法人会計基準の改正（以下「平成25年基準改正」という。）に伴い改正したものである。すなわち、平成25年4月22日に「学校法人会計基準の一部改正について（通知）」（25文科高第90号）、平成25年9月2日に「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（25高私参第8号。以下「第8号通知」という。）及び「恒常的に保持すべき資金の額について（通知）」（25高私参第9号）が文部科学省から発出されたことから、注記事項の記載に関連する内容につき見直しを行い、一部の語句修正を行</p>	<p>学校法人委員会研究報告第16号</p> <p>計算書類の注記事項の記載に関するQ & A</p> <p>平成17年6月13日 改正 平成21年9月1日 最終改正 平成23年11月8日 日本公認会計士協会</p> <p>まえがき</p> <p>1. 本研究報告は、平成17年3月31日に学校法人会計基準（以下「基準」という。）の一部が改正され、注記事項の充実が図られたことを受け、基準により明記された注記事項及びこのほか考えられる注記事項をできるだけ網羅的に取り上げることにより、実務の参考となるよう具体的な記載例を取りまとめたものである。</p> <p>2. 平成21年改正の本研究報告は、平成20年9月11日に「リース取引に関する会計処理について（通知）」（以下「リース通知」という。）及び「ソフトウェアに関する会計処理について（通知）」（以下「ソフトウェア通知」という。）が文部科学省から発出され、その取扱いが整理されたことから、注記事項に関する取扱いを明確にするため、リース通知、ソフトウェア通知に係る部分及び一部の語句修正を行っている。</p> <p>3. 平成23年改正の本研究報告は、平成23年2月17日に「退職給付引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」（以下「会計方針統一通知」という。）が文部科学省から発出され、その取扱いが整理されたことから、注記事項に関する取扱いを明確にするため、会計方針統一通知に係る部分及び一部の語句修正を行ったものである。</p>

<p>つたものである。研究報告であることから適用時期に関する記載はないが、平成26年12月の改正は平成25年基準改正との整合性を図るための改正であることから、平成27年4月1日以降（知事所轄法人については平成28年4月1日以降）の実務の参考とすることとし、平成27年3月31日以前（知事所轄法人については平成28年3月31日以前）は従前の取扱いを行うこととなる。</p> <p>注記事項の内容について</p> <p>Q1 「学校法人会計基準の一部を改正する省令」(平成25年4月22日文科科学省令第15号)により、注記すべき重要な会計方針及びその変更並びにその他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項は、具体的にはどのような内容でしょうか。</p> <p>A 計算書類には、基準第34条の規定に従い、次の事項を脚注として記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 重要な会計方針 (2) 重要な会計方針の変更等 (3) 減価償却額の累計額の合計額 (4) 徴収不能引当金の合計額 (5) 担保に供されている資産の種類及び額 (6) 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 (7) 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策 (8) その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 <p>上記の重要な会計方針並びにその他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項には、第8号通知に基づき以下の項目を記載する。なお、具体的に掲げた項目以外にも、重要な会計方針及びその変更並びにその他財政及び経営の状況を判断するために必要な事項については、学校法人の規模等によって一概に金額基準を示すことはできないが、学校法人の資産総額若しくは事業活動収入計、経常収支差額又は基本金組入前当年度収支差額などに照らして重要な影響を与える場合やその事項に重要性がある場合には、財政及び経営の状況を正確に判断するために記載することとなる。</p> <p>重要な会計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 引当金の計上基準（徴収不能引当金及び退職給与引当金等） その他の重要な会計方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券の評価基準及び評価方法 ・ たな卸資産の評価基準及び評価方法 ・ 外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準 	<p>注記事項の内容について</p> <p>Q1 「学校法人会計基準の一部を改正する省令」(平成17年3月31日 文部科学省令第17号)により、注記すべき重要な会計方針及びその変更並びにその他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項は、具体的にはどのような内容でしょうか。</p> <p>A 計算書類には、基準第34条の規定に従い、次の事項を脚注として記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 重要な会計方針 (2) 重要な会計方針の変更等 (3) 減価償却額の累計額の合計額 (4) 徴収不能引当金の合計額 (5) 担保に供されている資産の種類及び額 (6) 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 (7) その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 <p>上記の重要な会計方針及びその他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項には、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」(平成17年5月13日 17高私参第1号 以下「第1号通知」という。)に基づき、以下の項目を記載する。なお、具体的に掲げた項目以外にも、重要な会計方針及びその変更並びにその他財政及び経営の状況を判断するために必要な事項については、学校法人の規模等によって一概に金額基準を示すことはできないが、学校法人の資産総額若しくは帰属収入や消費支出又は消費収支差額などに照らして重要な影響を与える場合やその事項に重要性がある場合には、財政及び経営の状況を正確に判断するために記載することとなる。</p> <p>重要な会計方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 引当金の計上基準（徴収不能引当金及び退職給与引当金等） その他の重要な会計方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券の評価基準及び評価方法 ・ たな卸資産の評価基準及び評価方法 ・ 外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準
--	--

新	旧
<p>・ 預り金その他経過項目に係る収支の表示方法</p> <p>・ 食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法、等</p> <p>その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項</p> <p>有価証券の時価情報</p> <p>デリバティブ取引</p> <p>学校法人の出資による会社に係る事項</p> <p>主な外貨建資産・負債</p> <p>偶発債務</p> <p>通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>純額で表示した補助活動に係る収支</p> <p>関連当事者との取引</p> <p>後発事象</p> <p>学校法人間の取引 等</p>	<p>・ 預り金その他経過項目に係る収支の表示方法</p> <p>・ 食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法、等</p> <p>その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項</p> <p>有価証券の時価情報</p> <p>デリバティブ取引</p> <p>学校法人の出資による会社に係る事項</p> <p>主な外貨建資産・負債</p> <p>偶発債務</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>純額で表示した補助活動に係る収支</p> <p>関連当事者との取引</p> <p>後発事象、等</p>
<p>(削 除)</p> <p>注記事項に関する考え方について</p> <p>Q 2 Q 1に掲げた注記事項は、必ず記載しなければならないのでしょうか。</p> <p>A 基準第34条に規定されている注記事項は、基準第35条に示す第7号様式に事項が定められており、該当がない場合であってもその事項と該当がない旨の記載をしなければならぬ。</p> <p>重要な会計方針のうち、引当金の計上基準には、徴収不能引当金及び退職給付引当金に係る計上基準を必ず記載し、これら以外の引当金を設定している場合には併せて必ず記載する。また、その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項のうち、学校法人の出資会社に係る事項は、「学校法人の出資による会社の設立等について(通知)」(平成13年6月8日13高私行第5号)により、該当がある場合に必ず記載しなければならない。</p> <p>なお、引当金の計上基準以外の重要な会計方針及び学校法人の出資による会社に係る事項以外のその他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項については、重要性がある場合に記載するが、この場合の「重要性」は、注記項目が計算書類に与える影響額又は学校法人の財政及び経営の</p>	<p>第1号通知以外で記載が必要とされている注記事項</p> <p>Q 1 - 2 その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項について、「第1号通知」以外で記載が必要とされている注記事項はありませんか。</p> <p>A 会計方針統一通知では、退職給付引当金の計上において経過措置を適用する場合、注記事項の記載方法が示されており、当該事項を注記しなければならない。</p> <p>注記事項に関する考え方について</p> <p>Q 2 Q 1に掲げた注記事項は、必ず記載しなければならないのでしょうか。</p> <p>A 基準第34条に規定されている注記事項は、基準第35条に示す第6号様式に事項が定められており、該当がない場合であってもその事項と該当がない旨の記載をしなければならぬ。</p> <p>重要な会計方針のうち、引当金の計上基準には、徴収不能引当金及び退職給付引当金に係る計上基準を必ず記載し、これら以外の引当金を設定している場合には併せて必ず記載する。また、その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項のうち、学校法人の出資会社に係る事項は、「学校法人の出資による会社の設立等について(通知)」(平成13年6月8日13高私行第5号)により、該当がある場合に必ず記載しなければならない。</p> <p>なお、引当金の計上基準以外の重要な会計方針及び学校法人の出資による会社に係る事項以外のその他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項については、重要性がある場合に記載するが、この場合の「重要性」は、注記項目が計算書類に与える影響額又は学校法人の財政及び経営の</p>

<p>状況に及ぼす影響により判断する。また、これらは、該当がない場合又は重要性がない場合については、項目自体の記載を要しない。</p> <p>記載場所について</p> <p>Q 3 注記事項は必ず貸借対照表の末尾に記載しなければならないのですか。例えば、収支に関わる注記事項について、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書又は事業活動収支計算書の末尾に記載してもよいですか。</p> <p>A 注記事項の記載箇所は、基準第 34 条に規定する事項については、貸借対照表の末尾に一括して記載する。</p> <p>その他の事項については、関係する計算書類の末尾に記載することが適当である。しかし、注記の項目によっては、複数の計算書類に関係するものもあり、これらを一覧できるよう一括して記載する方法が便利な場合もある。どちらに記載するかは、注記事項の種類、数、関係する計算書類などによって判断し、より分かりやすい方法によるべきである。</p> <p>したがって、収支に係る注記項目で、基準第 34 条に規定する事項については、貸借対照表の末尾に一括して記載し、その他の事項については、個別に判断することとなる。</p> <p>なお、<u>基準第 4 号様式(注) 3 に定める活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記については活動区分資金収支計算書の末尾に記載する。</u></p> <p>また、会計方針統一通知の経過措置を適用する場合、変更時差異については、特別収支の「その他の特別支出」の小科目「退職給与引当金特別繰入額」として表示するが、この場合には、<u>事業活動収支計算書の末尾に「退職給与引当金特別繰入額」についての説明を注記する必要がある。</u></p> <p>重要な会計方針等</p> <p>Q 4 重要な会計方針等の注記はなぜ必要なのですか。</p> <p>A 会計方針とは、計算書類の作成に当たって、その財政及び経営の状況を正確に判断するために採用した会計処理の原則及び手続をいう。</p> <p>表示方法とは、<u>計算書類の作成に当たって採用した表示の方法(注記による開示も含む。)</u>をい、<u>計算書類の科目分類、科目配列及び報告様式が含まれる。</u></p> <p>計算書類の作成に当たって採用する会計方針及び表示方法は、それぞれの学校法人について必ずしも同一ではなく、一つの会計対象や取引について複数の会計処理や表示方法が認められており、その中から一つの会計処理等を選択適用している。したがって、重要な会計方針等としてどのような会計処理及び手続並びに表示方法を採用しているかを計算書類に注記することによって、計算書類の信頼性を高め、計算書類の前年度との比較を可能とするものである。</p> <p>なお、一旦採用した会計方針及び表示方法は毎年度継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。</p>	<p>状況に及ぼす影響により判断する。また、これらは、該当がない場合あるいは重要性がない場合については、項目自体の記載を要しない。</p> <p>記載場所について</p> <p>Q 3 注記事項は必ず貸借対照表の末尾に記載しなければならないのですか。例えば、収支に関わる注記事項について、資金収支計算書又は消費収支計算書の末尾に記載してもよいですか。</p> <p>A 注記事項の記載箇所は、基準第 34 条に規定する事項については、貸借対照表の末尾に一括して記載する。</p> <p>その他の事項については、関係する計算書類の末尾に記載することが適当である。しかし、注記の項目によっては、複数の計算書類に関係するものもあり、これらを一覧できるよう一括して記載する方法が便利な場合もある。どちらに記載するかは、注記事項の種類、数、関係する計算書類などによって判断し、より分かりやすい方法によるべきである。</p> <p>したがって、収支に係る注記項目で、基準 34 条に規定する事項については、貸借対照表の末尾に一括して記載し、その他の事項については、個別に判断することとなる。</p> <p>なお、<u>会計方針統一通知により、変更時差異については、大科目「人件費」のうちに、小科目「退職給与引当金特別繰入額」を設けて表示するが、この場合には、消費収支計算書の末尾に「退職給与引当金特別繰入額」についての説明を注記する必要がある。</u></p> <p>重要な会計方針</p> <p>Q 4 重要な会計方針の注記はなぜ必要なのですか。</p> <p>A 会計方針とは、計算書類の作成に当たって、その財政及び経営の状況を正確に判断するために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう。</p> <p>計算書類の作成に当たって採用する会計方針は、それぞれの学校法人について必ずしも同一ではなく、一つの会計対象や取引について複数の会計処理が認められており、その中から一つの会計処理等を選択適用している。したがって、重要な会計方針としてどのような手続等を採用しているかを計算書類に注記することによって、計算書類の信頼性を高め、計算書類の前年度との比較を可能とするものである。</p> <p>なお、いったん採用した会計方針は毎年度継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。</p>
--	---

新	旧
<p>また、会計上の見積りとは、資産及び負債並びに収入及び支出等の額に不確実性がある場合において計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。</p> <p>引当金の計上基準</p> <p>Q 5 引当金の計上基準は、具体的にどのようなものですか。</p> <p>A 引当金とは、将来の特定の事業活動支出であって、当年度の負担に属する額を当年度の事業活動支出として計上したときの貸方項目であり、その発生が当年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上される。引当金の計上基準については、金額的根拠を記載することとなる。基準に示されている引当金は、徴収不能引当金及び退職給与引当金であり、具体的記載例は以下のとおりである。なお、会計年度末に引当金残高がない場合においても会計方針として引当金の計上基準を注記することとなる。</p> <p>その他、学校法人が計上している引当金がある場合には、これらに準じて取り扱うものとする。</p> <p>【記載例】</p> <p>引当金の計上基準</p> <p>徴収不能引当金</p> <p>(例1) 金銭債権の徴収不能に備えるため、一般債権については徴収不能実績率等により、徴収不能懸念債権については個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。</p> <p>(例2) 未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。</p> <p>退職給与引当金</p> <p>(例1) 退職金の支給に備えるため、期末要支給額 $\times \times \times$ 円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額を加減した金額を計上している。</p> <p>(例2) 退職金の支給に備えるため、私立大学退職金財団加入者については、期末要支給額 $\times \times$ 円の100%を基にして、同財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。県 退職金団体加入者については、期末要支給額 $\times \times \times$ 円の100%を基にして、同退職金団体からの交付金を控除した額を計上している。</p> <p>(例3) 期末要支給額 $\times \times \times$ 円は、私立大学退職金団体よりの交付金と同額であるため、退職給与引当金は計上していない。</p> <p>(例4) 退職金の支給に備えるため、期末要支給額 $\times \times \times$ 円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額を加減した金額を計上している。</p>	<p>引当金の計上基準</p> <p>Q 5 引当金の計上基準は、具体的にどのようなものですか。</p> <p>A 引当金とは、将来の特定の消費支出であって、当年度の負担に属する額を当年度の消費支出として計上したときの貸方項目であり、その発生が当年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上される。引当金の計上基準については、金額的根拠を記載することとなる。基準に示されている引当金は、徴収不能引当金及び退職給与引当金であり、具体的記載例は以下のとおりである。なお、会計年度末に引当金残高がない場合においても会計方針として引当金の計上基準を注記することとなる。</p> <p>その他、学校法人が計上している引当金がある場合には、これらに準じて取り扱うものとする。</p> <p>【記載例】</p> <p>引当金の計上基準</p> <p>徴収不能引当金</p> <p>(例1) 金銭債権の徴収不能に備えるため、一般債権については徴収不能実績率等により、徴収不能懸念債権については個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。</p> <p>(例2) 未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。</p> <p>退職給与引当金</p> <p>(例1) 退職金の支給に備えるため、期末要支給額 $\times \times \times$ 円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額を加減した金額を計上している。</p> <p>(例2) 退職金の支給に備えるため、私立大学退職金財団加入者については、期末要支給額 $\times \times$ 円の100%を基にして、同財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。県 退職金団体加入者については、期末要支給額 $\times \times \times$ 円の100%を基にして、同退職金団体からの交付金を控除した額を計上している。</p> <p>(例3) 期末要支給額 $\times \times \times$ 円は、私立大学退職金団体よりの交付金と同額であるため、退職給与引当金は計上していない。</p>

新	旧
<p>なお、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一」について（通知）、「平成23年2月17日付け22高私参第11号文部科学省高等教育局私学部参事官通知）に基づく変更時差異x x x円については、平成23年度から年度毎均等に繰り入れている。</p> <p>有価証券の評価基準及び評価方法 (省略)</p> <p>たな卸資産の評価基準及び評価方法 (省略)</p> <p>外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準 Q8 外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準の注記は、どのように記載するのですか。 A 外貨建資産・負債は、外貨建を円貨に換算して表示するが、年度末日の為替相場で換算する場合と取得時又は発生時の為替相場で換算する場合とでは計算書類に与える影響が異なる。したがって、外貨建資産・負債等に金額的重要性がある場合には、本邦通貨への換算基準を注記する。</p> <p>【記載例1】 外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準 外貨建短期金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算しており、外貨建長期金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場により円換算している。</p> <p>【記載例2】 外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算している。</p> <p>預り金その他経過項目に係る収支の表示方法 (省略)</p> <p>食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法 Q11 食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法の注記は、どのように記載するのですか。 A 基準第5条において、「計算書類に記載する金額は、総額をもって表示するものとする。ただし、</p>	<p>有価証券の評価基準及び評価方法 (省略)</p> <p>たな卸資産の評価基準及び評価方法 (省略)</p> <p>外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準 Q8 外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準の注記は、どのように記載するのですか。 A 外貨建資産・負債は、外貨建を円貨に換算して表示するが、年度末日の為替相場で換算する場合と取得時又は発生時の為替相場で換算する場合とでは計算書類に与える影響が異なる。したがって、外貨建資産・負債等に金額的重要性がある場合には、本邦通貨への換算基準を注記する。</p> <p>【記載例】 外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準 外貨建短期金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算しており、外貨建長期金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場により円換算している。</p> <p>預り金その他経過項目に係る収支の表示方法 (省略)</p> <p>食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法 Q11 食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法の注記は、どのように記載するのですか。 A 基準第5条において、「計算書類に記載する金額は、総額をもって表示するものとする。ただし、</p>

預り金に係る収入と支出その他経過的な収入と支出 については、純額をもって表示することができ、規定されており、さらに学校法人委員会実務指針第22号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」(平成26年9月30日改正)において、純額表示する場合の收支相殺の範囲もいくつか例示されている。したがって、総額表示する場合と純額表示する場合で資金収支計算書及び事業活動収支計算書に計上される金額が大きく異なる場合がある。

このように補助活動事業の金額に重要性が認められ、相殺処理を行っている場合には、その処理方法を注記する必要がある。

【記載例】

食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法
補助活動に係る収支は純額で表示している。

重要な会計方針の変更等

Q12 重要な会計方針の変更等の注記は、どのように記載するのですか。

A

(1) 会計方針の変更

会計方針の変更とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められる会計方針から他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。重要な会計方針を変更したときは、変更の旨、変更理由及び当該変更が計算書類に与える影響額を注記する。ただし、当該変更又は変更による影響が軽微である場合は注記することを要しない。

会計方針は、正当な理由により変更を行う場合を除き、毎期継続して適用する。
正当な理由による会計方針の変更は以下のとおりである。

預り金に係る収入と支出その他経過的な収入と支出 については、純額をもって表示することができ、規定されており、さらに学校会計委員会報告第22号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」(昭和51年3月9日)において、純額表示する場合の收支相殺の範囲もいくつか例示されている。したがって、総額表示する場合と純額表示する場合で資金収支計算書及び消費支計算書に計上される金額が大きく異なる場合がある。

このように補助活動事業の金額に重要性が認められ、相殺処理を行っている場合には、その処理方法を注記する必要がある。

【記載例】

食堂その他教育研究活動に付随する活動に係る収支の表示方法
補助活動に係る収支は純額で表示している。

重要な会計方針の変更等

Q12 重要な会計方針の変更等の注記は、どのように記載するのですか。

A

(1) 会計方針の変更等

会計方針の変更とは、従来採用していた会計処理又は表示方法から他の会計処理又は表示方法に変更することをいう。重要な会計方針を変更した場合には、変更の旨、変更理由及び当該変更が計算書類に与える影響額を注記する。ただし、当該変更又は変更による影響が軽微である場合は注記することを要しない。

なお、会計方針の変更は以下のとおりである。

複数の会計処理が認められている場合の会計処理の変更

一つの会計事象や取引について複数の会計処理が認められており、その中から一つの会計処理を選択適用する場合において、従来から採用している認められた会計処理から他の認められた会計処理への変更は、正当な理由により変更するものである限り、会計方針の変更となる。

表示方法の変更と会計方針の変更

表示方法とは、一般に計算書類項目の科目分類、科目配列及び報告様式をいい、表示方法の変更には、貸借対照表の固定資産あるいは流動資産の区分や収支計算書の同一区分内での勘定科目の区分指記、統合あるいは勘定科目名の変更等を行うものと、当該区分を超えて表示方法を変更するものがある。前者は単なる表示方法の変更であるが、後者の区分を超えての表示方法の変更は会計方針の変更として扱われる。

金額的重要性が高まったことにより、区分掲記する場合などは前者に該当する表示方法の変更であり、合理的根拠又は理由に基づくもので単なる表示形式上の変更にすぎないものは、会計方針の

新	旧
<p>— 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 <u>会計基準等の改正によって特定の会計処理の原則及び手続が強制される場合や、従来認められていた会計方針を任意に選択する余地がなくなる場合など、会計基準等の改正に伴って会計方針の変更を行うことをいう。</u> <u>会計基準等の改正には、既存の会計基準等の改正又は廃止のほか、新たな会計基準等の設定が含まれる。</u> <u>以外の正当な理由による会計方針の変更</u> <u>正当な理由に基づき自発的に会計方針の変更を行うことをいう。</u> <u>この場合の正当な理由については、次のとおり判断することが適当である。</u> ・ <u>会計方針の変更は学校法人の事業内容及び学校法人内外の経営環境の変化に対応して行われるものであること。</u> ・ <u>変更後の会計方針が一般に公正妥当と認められる学校法人の会計基準に照らして妥当であること。</u> ・ <u>会計方針の変更は会計事象等を計算書類により適正に反映するために行われるものであること。</u> ・ <u>会計方針の変更が財務情報を不当に操作することを目的としないこと。</u></p> <p>— 会計方針の変更に類似する事項 以下の事項は、<u>会計処理の対象となっていた事実に係る見積りの変更又は新たな会計処理の採用等であり、会計上の見積りの変更</u> ア．<u>会計上の見積りの変更</u> イ．<u>重要性が増したことに伴う本来の会計処理への変更</u> ウ．<u>新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用</u></p> <p>(2) <u>表示方法の変更</u> 表示方法の変更とは、<u>従来採用していた一般に公正妥当と認められる表示方法から他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更すること</u>をいう。</p>	<p><u>変更として取り扱わない。</u> — 会計基準等の改正に伴う会計方針の採用又は変更 <u>会計基準等の改正によって特定の会計処理又は表示方法の採用が強制され、他の会計処理又は表示方法を任意に選択する余地がない場合、これに伴って会計方針を採用又は変更する場合も、当該変更の事実を明確にするために、正当な理由による会計方針の変更として取り扱う。この会計基準等の改正には、既存の会計基準の変更のほか、新たな基準の設定、業務指針等の公表・改廃及び法令の改正等が含まれる。</u></p> <p>— 会計方針の変更に類似する事項 以下の事項は、<u>会計処理の対象となっていた事実に係る会計上の見積りの変更、あるいは新たな会計処理の採用等であり、会計上の見積りの変更</u> ア．<u>会計上の見積りの変更</u> イ．<u>重要性が増したことに伴う本来の会計処理への変更</u> ウ．<u>新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用</u></p> <p>(2) <u>会計方針の変更による正当な理由</u> <u>会計方針は、継続して適用とすることを前提とするが、正当な理由がある場合にはこれを変更することが認められる。</u> <u>会計方針の変更による正当な理由については、次のとおり判断することが適当である。</u> — <u>会計方針の変更は学校法人の事業内容及び学校法人内外の経営環境の変化に対応して行われるものであること</u> — <u>変更後の会計方針が一般に公正妥当と認められる学校法人の基準に照らして妥当であること</u> — <u>会計方針の変更は会計事象等を計算書類により適正に反映するために行われるものであること</u> — <u>会計方針の変更が財務情報を不当に操作することを目的としないこと</u></p>

表示方法は、次のいずれかの場合を除き、毎期継続して適用する。

- 表示方法を定めた会計基準又は法令等の改正により表示方法の変更を行う場合
- 会計事象等を計算書類により適切に反映するために表示方法の変更を行う場合
- 表示方法とは、一般に計算書類項目の科目分類、科目配列及び報告様式をいい、表示方法の変更には、貸借対照表の固定資産又は流動資産の区分や収支計算書の同一区分内での勘定科目の区分種別、統合若しくは勘定科目名の変更等を行うものと、当該区分を超えて表示方法を変更するものがある。前者は単なる表示方法の変更であるが、後者の区分を超えての表示方法の変更は、重要な表示方法の変更として扱い、重要な会計方針の変更と同様に「重要な会計方針の変更等」に含めて注記する。

重要な表示方法を変更したときは、変更の旨、変更理由及び当該変更が計算書類に与える影響額を注記する。ただし、当該変更又は変更による影響が軽微である場合は注記することを要しない。

(3) 会計上の見積りの変更

会計上の見積りの変更は、会計方針の変更には該当しないが、計算書類に重要な影響を与える場合には、重要な会計方針の変更に応じてその内容及び計算書類に与える影響額を注記することが望ましい。

【記載例】

重要な会計方針の変更等

学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成25年4月22日文部科学省令第15号)に基づき、計算書類の様式を変更した。なお貸借対照表(固定資産明細表を含む。)について前年度末の金額は改正後の様式に基づき、区分及び科目を組み替えて表示している。

(会計処理の変更)

たな卸資産(貯蔵品)は、従来、最終仕入原価法による原価法によっていたが、在庫管理システムの導入に伴い、たな卸資産の受払いを適時に反映させ、事業活動収支計算をより適正に行うため、当年度から移動平均法による原価法へ変更した。この変更により、従来の方法によっていた場合に比べ、教育研究経費×××円及び管理経費×××円がそれぞれ多く計上され、教育活動収支差額、経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額がそれぞれ×××円少なく計上されている。

(表示方法の変更)

補助活動事業に係る収支は、従来純額により表示していたが、当年度から総額により表示することに変更した。なお、前年度に純額表示していた補助活動事業に係る収支を総額表示した場合は、補助活動収入×××円、人件費支出×××円、管理経費支出×××円である。

【記載例】

重要な会計方針の変更等

(会計処理の変更)

たな卸資産(貯蔵品)は、従来、最終仕入原価法による原価法によっていたが、在庫管理システムの導入に伴い、たな卸資産の受払いを適時に反映させ、消費収支計算をより適正に行うため、当年度から移動平均法による原価法へ変更した。この変更により、従来の方法によっていた場合に比べ、教育研究経費×××円及び管理経費×××円が多く計上されている。

(表示方法の変更)

補助活動事業に係る収支は、従来純額により表示していたが、当年度から総額により表示することに変更した。なお、前年度に純額表示していた補助活動事業に係る収支を総額表示した場合は、補助活動収入×××円、人件費支出×××円、管理経費支出×××円である。

新

(会計上の見積りの変更)

教育研究用機器備品は、従来、耐用年数を10年として減価償却を行ってきたが、当年度において、（理由など内容）により、耐用年数を5年に見直し、将来にわたり変更している。この変更により、従来の方と比べて、教育研究経費がx x x円多く計上され、教育活動収支差額、經常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額がそれぞれx x x円少く計上されている。

基準第34条第3項ないし第7項の注記

Q13 平成25年基準改正後の基準第34条の注記事項の取扱いはどのようになりますか。

A 従来の規定により記載を要することとされていた「減価償却額の累計額」、「徴収不能引当金の合計額」、「担保に供されている資産の種類及びひび額」及び「翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額」に加えて、「当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策」について記載する。

【記載例】

減価償却額の累計額の合計額	x x x 円
徴収不能引当金の合計額	x x x 円
担保に供されている資産の種類及びひび額	
担保に供されている資産の種類及びひび額は、次のとおりである。	
土地	x x x 円
建物	x x x 円
定期預金	x x x 円

翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
x x x 円

当該会計年度の末日において、第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

(例1 該当しない場合)

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

(例2 該当する場合)

第4号基本金に相当する資金を以下のとおり有していない。

第4号基本金	x x x 円
資金	
現金預金	x x x 円

旧

基準第34条第1項第3号ないし第6号の注記

Q13 改正前の基準第34条の注記事項の取扱いはどのようになりますか。

A 従来の規定により記載を要することとされていた「退職給与引当金の額の算定方法」については、重要な会計方針として記載することとなる。「減価償却額の累計額」、「徴収不能引当金の合計額」、「担保に供されている資産の種類及びひび額」及び「翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額」については、従来どおりの記載である。

【記載例】

減価償却額の累計額の合計額	x x x 円
徴収不能引当金の合計額	x x x 円
担保に供されている資産の種類及びひび額	
担保に供されている資産の種類及びひび額は、次のとおりである。	
土地	x x x 円
建物	x x x 円
定期預金	x x x 円

翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額
x x x 円

新	旧
<p>有価証券(1) x x x 円</p> <p style="text-align: center;">計 x x x 円</p> <p>1 有価証券は現金預金に類する金融商品である。</p> <p>現在、主要な債権者である 等と協議の上、平成 年度から平成 年度までの経営改善計画を作成し、 等の経営改善に向けた活動を行っている。</p> <p>(例3 第4号基本金の組入れがない知事所轄法人の注記) <u>学校法人会計基準第39条の規定により、第4号基本金の組入れはない。</u></p> <p>有価証券の時価情報</p> <p>Q14 有価証券の時価情報の注記は、どのように記載するのですか。</p> <p>A 学校法人が時価の変動する有価証券を所有している場合、市場変動リスクにさらされており、会計年度末に相当の含み損又は含み益があれば取得価額による表示だけでは実態を表しているとは言いがたいので、保有する有価証券(特定目的の引当資産に含まれる有価証券を含む。)の簿価総額若しくは含み損又は含み益に金額的重要性がある場合には有価証券の時価情報を注記する。時価情報の注記として、時価のある有価証券(特定目的の引当資産に含まれる有価証券を含む。)の貸借対照表計上額及びその時価並びにその差額を記載することとなる。なお、国債、地方債、政府保証債及びその他の債券を満期まで所有する意思をもって保有する場合には、会計年度末における評価損益が多額であっても実現する可能性が低いことから、時価情報の注記として満期保有目的の債券を内書きして記載することが望ましい。</p> <p>また、上記の注記のほか、保有する有価証券(特定目的の引当資産に含まれる有価証券を含む。)の種類ごと(債券、株式、投資信託、貸付信託、その他)の明細表の記載も必要とされている。</p> <p>なお、記載の方法として、貸借対照表の勘定科目(各引当特定資産及び有価証券)ごとに区分することも考えられる。</p> <p>この時価情報を記載しなければならぬ有価証券の範囲は、時価のある有価証券のみである。ここという時価とは、当該有価証券が市場で取引され、そこで成立している価格がある場合の「市場価格に基づく価額」と、当該有価証券に市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」とがある。外貨建有価証券の時価については、外貨建の時価に決算時の為替相場により円換算した額によることとなる。</p>	<p>有価証券の時価情報</p> <p>Q14 有価証券の時価情報の注記は、どのように記載するのですか。</p> <p>A 学校法人が時価の変動する有価証券を所有している場合、市場変動リスクにさらされており、会計年度末に相当の含み損又は含み益があれば取得価額による表示だけでは実態を表しているとは言いがたいので、保有する有価証券の簿価総額あるいは含み損又は含み益に金額的重要性がある場合には有価証券の時価情報を注記する。時価情報の注記として、時価のある有価証券の貸借対照表計上額及びその時価並びにその差額を記載することとなる。なお、国債、地方債、政府保証債、その他の債券を満期まで所有する意思をもって保有する場合には、会計年度末における評価損益が多額であっても実現する可能性が低いことから、時価情報の注記として満期保有目的の債券を内書きして記載することが望ましい。</p> <p>この時価情報を記載しなければならぬ有価証券の範囲は、時価のある有価証券のみである。ここという時価とは、取引市場が十分に確立している場合は市場価格であり、取引市場が十分に確立されていない場合には市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価格をいう。外貨建有価証券の時価については、外貨建の時価に年度末日の為替相場により円換算した額によることとなる。</p>

新

【記載例1】

有価証券の時価情報
—— 総括表

種類	当年度(平成××年3月31日)			差額
	貸借対照表計上額	時価		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××		×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)		(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××		×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)		(××)
合計	×××	×××		×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)		(××)
時価のない有価証券	××			××
有価証券合計	×××			×××

(単位 円)

旧

【記載例1】

有価証券の時価情報

種類	当年度(平成××年3月31日)			差額
	貸借対照表計上額	時価		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××		×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)		(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××		×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)		(××)
合計	×××	×××		×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)		(××)

(単位 円)

—— 明細表

種類	当年度(平成××年3月31日)			差額
	貸借対照表計上額	時価		
債券	×××	×××		()×××
株式	×××	×××		()×××
投資信託	×××	×××		()×××
貸付信託	×××	×××		()×××
その他	×××	×××		()×××
合計	×××	×××		×××
時価のない有価証券	××			××
有価証券合計	×××			×××

(単位 円)

新		旧	
【記載例2】 有価証券の時価情報（貸借対照表の勘定科目ごとの区分によって記載した場合） 総括表		【記載例2】 有価証券の時価情報（貸借対照表の勘定科目ごとの区分によって記載した場合）	
(単位 円)		(単位 円)	
種類	勘定科目	当年度（平成××年3月31日）	
		貸借対照表計上額	時価
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	XX引当特定資産 有価証券	××× ×××	××× ×××
（うち満期保有目的の債券）		(××)	(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	XX引当特定資産 有価証券	××× ×××	××× ×××
（うち満期保有目的の債券）		(××)	(××)
合計	XX引当特定資産 有価証券	××× ×××	××× ×××
（うち満期保有目的の債券）		(××)	(××)
時価のない有価証券	XX引当特定資産 有価証券	×× ××	
	XX引当特定資産 有価証券合計	××× ×××	
	有価証券合計	×××	(××)
(単位 円)		(単位 円)	
種類	勘定科目	当年度（平成××年3月31日）	
		貸借対照表計上額	時価
債券	XX引当特定資産 有価証券	××× ×××	××× ×××
株式	XX引当特定資産 有価証券	××× ×××	××× ×××
投資信託	XX引当特定資産 有価証券	××× ×××	××× ×××
貸付信託	XX引当特定資産 有価証券	××× ×××	××× ×××

新		旧	
その他	XX引当特定資産 有価証券	xxx xxx	xxx xxx
合計	XX引当特定資産 有価証券	xxx xxx	xxx xxx
時価のない有価証券	XX引当特定資産 有価証券	xx xx	
	XX引当特定資産合計 有価証券合計	xxx xxx	
記載上の注意	<p>(1) 時価のある有価証券（特定目的の引当資産に含まれる有価証券を含む。）を記載する。なお、時価のない有価証券（特定目的の引当資産に含まれる有価証券を含む。）についても記載する場合には、時価のないものの貸借対照表計上額を明示して記載する。</p> <p>(2) 特定目的引当資産に含まれる預金等については記載を要しない。</p> <p>(3) 債券、株式、投資信託、貸付信託の4種類については、該当する種類がない場合であっても明細表上、省略せず「-」を記載する。なお、より詳細な種類内容を明細表として記載することができる。</p> <p>このほか各学校法人の実態に応じて、併せて次のように記載することも考えられる。</p> <p>1. 有価証券の運用方針の記載や満期保有目的の債券の評価損益が多額であっても実現する可能性が低い場合にはその旨の注記</p> <p>2. 時価の下落率が30%以上50%未満の場合における「著しく低くなった」と判断するための「合理的な基準」の注記</p>	<p>記載上の注意</p> <p>(1) 時価のある有価証券（特定目的の引当資産に含まれる有価証券を含む。）を記載する。なお、時価のない有価証券（特定目的の引当資産に含まれる有価証券を含む。）についても記載する場合には、時価のないものの貸借対照表計上額を明示して記載する。</p> <p>(2) 特定目的引当資産に含まれる預金等については記載を要しない。</p> <p>このほか各学校法人の実態に応じて、次のように記載することも考えられよう。</p> <p>1. 株式、債券などの種類ごとに記載する。</p> <p>2. 有価証券の運用方針を記載したり、また、満期保有目的の債券の評価損益が多額であっても実現する可能性が低い場合にはその旨を注記する。</p>	
満期保有目的の債券	Q15 有価証券の時価情報の注記に記載する。満期保有目的の債券の「満期まで所有する意思をもって保有する」とは、どのようなことをいうのでしょうか。 <p>A 満期まで所有する意思をもって保有することは、学校法人が償還期限まで所有するという積極的な意思とその能力に基づいて保有することをいう。保有期間が漠然と長期であると想定し保有期間をあらかじめ決めていない場合、又は市場金利や為替相場の変動等の将来の不確定要因の発生いかんにより売却が予測される場合には、満期まで所有する意思があるとは認められない。また、資金繰り計画等からみて、満期までの継続的な保有が困難と判断される場合には、満期まで所有する能力があるとは認められない。</p>	<p>満期保有目的の債券</p> <p>Q15 有価証券の時価情報の注記に記載する。満期保有目的の債券の「満期まで所有する意思をもって保有する」とは、どのようなことをいうのでしょうか。</p> <p>A 満期まで所有する意思をもって保有することは、学校法人が償還期限まで所有するという積極的な意思とその能力に基づいて保有することをいう。保有期間が漠然と長期であると想定し保有期間をあらかじめ決めていない場合、又は市場金利や為替相場の変動等の将来の不確定要因の発生いかんにより売却が予測される場合には、満期まで所有する意思があるとは認められない。また、資金繰り計画等からみて、満期までの継続的な保有が困難と判断される場合には、満期まで所有する能力があるとは認められない。</p>	

新	旧
<p>満期保有目的の債券を償還前に売却等した場合の注記</p> <p>Q16 満期保有目的の債券の一部を償還前に売却した場合、又は満期まで保有しないこととなった場合、どのように注記するのでしょうか。</p> <p>A 当初、満期まで所有する意思をもって保有していたが、その一部を償還期限前に売却し、残りについても満期まで所有する意思がない場合には、時価情報の満期保有目的の債券には集計しない。また、会計年度末において満期まで所有する意思がない場合においても、時価情報の満期保有目的の債券には集計しない。企業会計においては、例えば満期保有目的の債券の売買目的への保有区分の変更によって、評価基準を原価法から時価法へ変更しなければならぬが、学校法人会計では評価基準は原価法であるため、保有目的を変更しても評価基準に変更はなく、実態に合わせて注記に正しく集計すればよいものと考えられる。</p> <p>デリバティブ取引の会計処理</p> <p>Q17 学校法人会計では、デリバティブ取引はどのように会計処理されますか。</p> <p>A デリバティブ取引は、取引により生じる正味の債権又は債務の時価の変動により保有者が利益を得たり、損失を被るものである。例えば、為替予約取引、金利スワップ取引があり、他社株転換社債、日経平均株価連動社債等のいわゆる仕組債もデリバティブが組み込まれた複合金融商品と考えられる。</p> <p>学校法人会計では、デリバティブ取引を行っていても、デリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失が確定しているか、又は確定が見込まれる場合を除いて、契約上の決済時まで会計処理が行われない。ただし、デリバティブ取引の契約金額又は決済金額に重要性がある場合には決済時に多額の損益が計上される可能性があり、会計年度末において時価の変動による影響額を把握するために注記が必要となる。</p> <p>デリバティブ取引に係る損失については、第8号通知により、「デリバティブ取引の解約に伴う損失(又は利益)」は、事業活動収支計算書の特別収支に該当するとされているため、大科目「その他の特別支出」に区分し、小科目は「デリバティブ解約損」等とすることになる。</p> <p>ただし、貸借対照表に計上されている現物の金融商品と組み合わされたデリバティブ取引に係る損失で、当該金融商品に係る売却又は処分差額と区分することが困難な場合を除く。</p> <p>デリバティブ取引の注記</p> <p>Q18 デリバティブ取引の注記は、どのように記載するのですか。</p> <p>A デリバティブ取引の注記として、デリバティブ取引の対象物、種類、当年度末の契約額等、契約額等のうち1年超の金額、その時価及び評価損益を記載することとなる。当該取引がヘッジ目的である</p>	<p>満期保有目的の債券を償還前に売却等した場合の注記</p> <p>Q16 満期保有目的の債券の一部を償還前に売却した場合、あるいは満期まで保有しないこととなった場合、どのように注記するのでしょうか。</p> <p>A 当初、満期まで所有する意思をもって保有していたが、その一部を償還期限前に売却し、残りについても満期まで所有する意思がない場合には、時価情報の満期保有目的の債券には集計しない。また、会計年度末において満期まで所有する意思がない場合においても、時価情報の満期保有目的の債券には集計しない。企業会計においては、例えば満期保有目的の債券の売買目的への保有区分の変更によって、評価基準を原価法から時価法へ変更しなければならぬが、学校法人会計では評価基準は原価法であるため、保有目的を変更しても評価基準に変更はなく、実態に合わせて注記に正しく集計すればよいものと考えられる。</p> <p>デリバティブ取引の会計処理</p> <p>Q17 学校法人会計では、デリバティブ取引はどのように会計処理されますか。</p> <p>A デリバティブ取引は、取引により生じる正味の債権又は債務の時価の変動により保有者が利益を得たり、損失を被るものである。例えば、為替予約取引、金利スワップ取引があり、他社株転換社債、日経平均株価連動社債等のいわゆる仕組債もデリバティブが組み込まれた複合金融商品と考えられる。</p> <p>学校法人会計では、デリバティブ取引を行っていても、デリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失が確定しているか、あるいは確定が見込まれる場合を除いて、契約上の決済時まで会計処理が行われない。ただし、デリバティブ取引の契約金額又は決済金額に重要性がある場合には決済時に多額の損益が計上される可能性があり、会計年度末において時価の変動による影響額を把握するために注記が必要となる。</p> <p>なお、デリバティブ取引に係る損失は、会計方針統一通知により、大科目「管理経費(支出)」に区分し、小科目は「デリバティブ運用損(支出)」等を設け、デリバティブ取引による損失であることが明瞭になるよう処理し、表示することに留意する。ただし、貸借対照表に計上されている現物の金融商品と組み合わされたデリバティブ取引に係る損失で、当該金融商品に係る売却又は処分差額と区分することが困難な場合を除く。</p> <p>デリバティブ取引の注記</p> <p>Q18 デリバティブ取引の注記は、どのように記載するのですか。</p> <p>A デリバティブ取引の注記として、デリバティブ取引の対象物、種類、当年度末の契約額等、契約額等のうち1年超の金額、その時価及び評価損益を記載することとなる。当該取引がヘッジ目的である</p>

うと投機目的であるとうと注記する。
 なお、当該デリバティブ取引の利用目的について、ヘッジ目的又は投機目的である旨を注記することが望ましい。また、ヘッジ目的で評価損益が実現する可能性が低い場合には、その旨を注記することも考えられよう。

【記載例】

デリバティブ取引

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益 (単位 円)

対象物	種類	当年度(平成××年3月31日)		時価	評価損益
		契約額等	契約額等のうち1年超		
為替予約取引	売建 米ドル	50,000,000	-	1,000,000	1,000,000
金利スワップ取引	受取変動・支払固定	150,000,000	100,000,000	4,000,000	4,000,000
合計		200,000,000	100,000,000	5,000,000	5,000,000

(注1) 上記、為替予約取引及び金利スワップ取引は将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としている。

(注2) 時価の算定方法

為替予約取引 先物為替相場によっている。

金利スワップ取引 取引銀行から提示された価格によっている。

学校法人の出資による会社に係る事項

Q19 学校法人の出資による会社に係る事項の具体的な記載例はどのようなものですか。

A 当該項目は、文部科学省高等教育局私学部参事官通知「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」(平成17年5月13日17高私参第1号。以下「第1号通知」という。)により、貸借対照表に学校法人の出資割合が2分の1以上の会社がある場合に、次の事項を注記として記載するよう定められている。

ア. 名称及び事業内容

イ. 資本金又は出資金の額

ウ. 学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日

エ. 当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額

オ. 当該会社の債務に係る保証債務

うと投機目的であるとうと注記する。

なお、当該デリバティブ取引の利用目的について、ヘッジ目的あるいは投機目的である旨を注記することが望ましい。また、ヘッジ目的で評価損益が実現する可能性が低い場合には、その旨を注記することも考えられよう。

【記載例】

デリバティブ取引

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益 (単位 円)

対象物	種類	当年度(平成××年3月31日)		時価	評価損益
		契約額等	契約額等のうち1年超		
為替予約取引	売建 米ドル	×××	×××	××	××
金利スワップ取引	受取固定・支払変動	×××	×××	××	××
合計		×××	×××	××	××

(注1) 上記、為替予約取引及び金利スワップ取引は将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としている。

(注2) 時価の算定方法

為替予約取引 先物為替相場によっている。

金利スワップ取引 取引銀行から提示された価格によっている。

学校法人の出資による会社に係る事項

Q19 学校法人の出資による会社に係る事項の具体的な記載例はどのようなものですか。

A 当該項目は、平成13年6月8日及び平成14年1月7日の文部科学省高等教育局私学部参事官通知により、貸借対照表に学校法人の出資割合が2分の1以上の会社がある場合に、注記として記載するよう第1号通知で定められている。また、学校法人委員会報告第38号「学校法人の出資による会社に係る注記に関する監査上の取扱い」(平成14年1月17日)により、その記載例が定められている。当該項目も注記事項の一つであるため、記載内容は従来と変わるところはない。

ア. 名称及び事業内容

イ. 資本金又は出資金の額

ウ. 学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日

エ. 当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額

オ. 当該会社の債務に係る保証債務

新	旧
<p>主な外貨建資産・負債 (省略)</p> <p>偶発債務 Q21 偶発債務の注記は、どのように記載するのですか。 A 偶発債務は、将来において当該法人の負担となる可能性のあるものをいい、将来債務を負う又は損害を被る可能性が年度末日において既に存在しているため注記が求められるものである。なお、学校法人の出資による会社に係る事項で当該会社の債務による保証債務を注記している場合には、重複することになるため、ここでの記載を要しないと考えられる。</p> <p>【記載例】 偶発債務 ア．債務保証を行った場合 下記について債務保証を行っている。 教職員の住宅資金借入れ x x x 円 役員の銀行借入金 x x x 円 A 学校法人（姉妹校）の銀行借入金 x x x 円 B 社（食堂業者）の銀行借入金 x x x 円 理事（又は監事）が取締役であるC社の銀行借入金 x x x 円</p> <p>イ．係争中の事件がある場合 当学校法人を被告とする 事件について と係争中であり、x x x 円の損害賠償請求を受けている。</p> <p>ウ．手形の割引又は裏書を行った場合 手形の割引高 x x x 円 手形の裏書譲渡高 x x x 円</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引 Q22 所有権移転外ファイナンス・リース取引の記載例は具体的にどのようなものですか。 A 当該項目は、リース通知により、貸借対照表に注記すべき場合が定められている。なお、学校法人においてリース料総額に重要性がない場合には当該注記は省略することができる。</p>	<p>主な外貨建資産・負債 (省略)</p> <p>偶発債務 Q21 偶発債務の注記は、どのように記載するのですか。 A 偶発債務は、将来において当該法人の負担となる可能性のあるものをいい、将来債務を負う又は損害を被る可能性が年度末日において既に存在しているため注記が求められるものである。なお、学校法人の出資による会社に係る事項で当該会社の債務による保証債務を注記している場合には、重複することになるため、ここでの記載を要しないと考えられる。</p> <p>【記載例】 偶発債務 ア．債務保証を行った場合 下記について債務保証を行っている。 教職員の住宅資金借入れ x x x 円 役員の銀行借入金 x x x 円 A 学校法人（姉妹校）の銀行借入金 x x x 円 B 社（食堂業者）の銀行借入金 x x x 円 理事（又は監事）が取締役であるC社の銀行借入金 x x x 円</p> <p>イ．係争中の事件がある場合 当学校法人を被告とする 事件について と係争中であり、x x x 円の損害賠償請求を受けている。</p> <p>ウ．手形の割引又は裏書を行った場合 手形の割引高 x x x 円 手形の裏書譲渡高 x x x 円</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引 Q22 所有権移転外ファイナンス・リース取引の記載例は具体的にどのようなものですか。 A 当該項目は、リース通知により、貸借対照表に注記すべき場合が定められている。なお、学校法人においてリース料総額に重要性がない場合には当該注記は省略することができる。</p>

新

旧

【記載例】

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

平成 21 年 4 月 1 日以前に開始したリース取引	リース料総額	未経過リース料期末残高
リース物件の種類	× × 円	× × 円
教育研究用機器備品	× × 円	× × 円
管理用機器備品	× × 円	× × 円
車両	× × 円	× × 円
教育研究用消耗品	× × 円	× × 円
平成 21 年 3 月 31 日以前に開始したリース取引	リース料総額	未経過リース料期末残高
リース資産の種類	× × 円	× × 円
教育研究用機器備品	× × 円	× × 円
管理用機器備品	× × 円	× × 円
車両	× × 円	× × 円

純額で表示した補助活動に係る収支

Q23 純額で表示した補助活動に係る収支の記載例は具体的にどのようなものですか。

A 「1. 重要な会計方針」で補助活動に係る収支を純額表示している旨の注記を行った場合には、収支相殺の範囲及び金額を注記する必要がある。

【記載例】

純額で表示した補助活動に係る収支

純額で表示した補助活動に係る収支の相殺した科目及び金額は次のとおりである。

支出	金額	収入	金額
人件費支出	× × ×	補助活動収入(売上高)	× × ×
管理経費支出(経費支出)	× × ×	その他の受取利息・配当金収入	× × ×
借入金等利息支出	× × ×	雑収入	× × ×
計	× × ×	計	× × ×
純額			× ×

(単位 円)

リース通知「別添 注記事項記載例」によると、以下のとおりである。

【注記事項記載例】

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

平成 21 年 4 月 1 日以前に開始したリース取引	リース料総額	未経過リース料期末残高
リース物件の種類	× × 円	× × 円
教育研究用機器備品	× × 円	× × 円
その他の機器備品	× × 円	× × 円
車両	× × 円	× × 円
教育研究用消耗品	× × 円	× × 円
平成 21 年 3 月 31 日以前に開始したリース取引	リース料総額	未経過リース料期末残高
リース資産の種類	× × 円	× × 円
教育研究用機器備品	× × 円	× × 円
その他の機器備品	× × 円	× × 円
車両	× × 円	× × 円

純額で表示した補助活動事業の収支

Q23 純額で表示した補助活動事業の収支の記載例は具体的にどのようなものですか。

A 「1. 重要な会計方針」で補助活動事業の収支を純額表示している旨の注記を行った場合には、収支相殺の範囲及び金額を注記する必要がある。

【記載例】

純額で表示した補助活動事業の収支

純額で表示した補助活動事業の収支を相殺した科目及び金額は次のとおりである。

支出	金額	収入	金額
人件費支出	× × ×	補助活動収入(売上高)	× × ×
管理経費支出(経費支出)	× × ×	受取利息・配当金収入	× × ×
借入金等利息支出	× × ×	雑収入	× × ×
計	× × ×	計	× × ×
		純額	× × 円

(単位 円)

新	旧
<p>関連当事者との取引の注記 (省 略)</p> <p>関連当事者の範囲 Q25 関連当事者の範囲はどこまでですか。 A 第1号通知による関連当事者の範囲は、以下のとおりである。 関連当事者とは、次のとおりである。 ア．関係法人 イ．当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人 ウ．当該学校法人の役員及びその近親者（配偶者又は2親等以内の親族）又はこれらの者が支配している法人 関連当事者との取引の注記の対象となる関係法人とは、一定の人的関係、資金関係等を有する法人をいい、具体的には以下の場合に該当することとされている。 ア．一方の法人の役員若しくは職員等が、他方の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めていること。 イ．法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半数について融資を行っていること。 ウ．法人の意思決定に関する重要な契約等が存在すること。 ただし、財務上又は事実上の関係から法人の意思決定に関し重要な影響を及ぼさないことが明らかなる場合には、対象外とされている。</p> <p>関連当事者の注記の対象となる関係法人とは、学校法人の出資割合が2分の1超という形式的な支配のみならず、上記のように一定の人的関係、資金関係等も判断基準となる。なお、学校法人の出資割合が2分の1以上の会社については、別途注記されるため、関係法人であっても関連当事者との取引の注記事項としては扱わないものとされている。 また、役員の出資割合が2分の1以下であり、それだけでは支配しているとはいえない法人であっても、役員が近親者又はこれらの者が支配する法人の出資割合と合計して2分の1超である法人についても、当該学校法人の役員及びその近親者（配偶者又は2親等以内の親族）又はこれらの者が支配している法人に該当することとなる。 このように注記の対象となる関連当事者とは、例えば学校法人の出資割合が2分の1超という形式的な支配のみならず、実質的に法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めている場合も該当するものと考えられる。 (参考) 配偶者又は2親等以内の親族 (省 略)</p>	<p>関連当事者との取引の注記 (省 略)</p> <p>関連当事者の範囲 Q25 関連当事者の範囲はどこまでですか。 A 第1号通知による関連当事者の範囲は、以下のとおりである。 関連当事者とは、次のとおりである。 ア．関係法人 イ．当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人 ウ．当該学校法人の役員及びその近親者（配偶者又は2親等以内の親族）又はこれらの者が支配している法人 関連当事者との取引の注記の対象となる関係法人とは、一定の人的関係、資金関係等を有する法人をいい、具体的には以下の場合に該当することとされている。 ア．一方の法人の役員若しくは職員等が、他方の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めていること。 イ．法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半数について融資を行っていること。 ウ．法人の意思決定に関する重要な契約等が存在すること。 ただし、財務上又は事実上の関係から法人の意思決定に関し重要な影響を及ぼさないことが明らかなる場合には、対象外とされている。</p> <p>関連当事者の注記の対象となる関係法人とは、学校法人の出資割合が2分の1超という形式的な支配のみならず、上記のように一定の人的関係、資金関係等も判断基準となる。なお、学校法人の出資割合が2分の1以上の会社については、別途注記されるため、関係法人であっても関連当事者との取引の注記事項としては扱わないものとされている。 また、役員の出資割合が2分の1以下であり、それだけでは支配しているとはいえない法人であっても、役員が近親者又はこれらの者が支配する法人の出資割合と合計して2分の1超である法人についても、当該学校法人の役員及びその近親者（配偶者又は2親等以内の親族）又はこれらの者が支配している法人に該当することとなる。 このように注記の対象となる関連当事者とは、例えば学校法人の出資割合が2分の1超という形式的な支配のみならず、実質的に法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めている場合も該当するものと考えられる。 (参考) 配偶者又は2親等以内の親族 (省 略)</p>

新	旧
<p>会計年度中の関連当事者の変更 (省 略)</p> <p>関連当事者との取引の記載事項 Q27 注記すべき関連当事者との取引の記載事項はどのようなものですか。 A 取引の内容については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記することが望ましい。 なお、Q19 に示したとおり、学校法人の出資による会社に係る事項に注記した事項については重複を避けるため、ここでの注記を要しない。</p> <p>(1) 当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容（及び当該会社等の議決権に対する当該学校法人の所有割合） (2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名、職業 (3) 当該学校法人と当該関連当事者との関係 (4) 取引の内容 (5) 取引の種類別の取引金額 (6) 取引条件及び取引条件の決定方針 (7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高 (8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>なお、具体的記載例は以下のとおりである。</p>	<p>会計年度中の関連当事者の変更 (省 略)</p> <p>関連当事者との取引の記載事項 Q27 注記すべき関連当事者との取引の記載事項はどのようなものですか。 A 取引の内容については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記することが望ましい。 なお、Q19 に示したとおり、学校法人の出資による会社に係る事項に注記した事項については重複を避けるため、ここでの注記を要しない。</p> <p>(1) 当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容（及び当該会社等の議決権に対する当該学校法人の所有割合） (2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名、職業 (3) 当該学校法人と当該関連当事者との関係 (4) 取引の内容 (5) 取引の種類別の取引金額 (6) 取引条件及び取引条件の決定方針 (7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高 (8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>なお、具体的記載例は以下のとおりである。</p>

新

【記載例】

関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	役員、 法人等 の名称	住所	資本金又は 出資金	事業内容又は 職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	勘定 科目	期末 残高
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
関係法人	C社 (注1)	東京都 ××区	××	製造・販売	-	兼任 3名	C社製 品の購 入	機器備品 の購入 (注2)	××	未払 金	××
当該学校 法人と 同一の 関係 法人を もつ 法人	D社 (注4)	神奈川県 ××市	××	清掃請負業	10 %	-	清掃委 託	清掃料の 支払 (注5) 債務保証 (注6) 保証料の 受入れ (注6)	×× ×× ××	未払 金 - -	×× - -
理事	佐藤 三郎	-	-	-	-	-	設備の 賃貸	住宅の賃 貸料 (注7)	××	-	-

【記載例】
関連当事者との取引
関連当事者(関連当事者)との取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

属性	役員、 法人等 の名称	住所	資本金又は 出資金	事業内容又は 職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	勘定 科目	期末 残高
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
関係法人	C社 (注1)	東京都 ××区	××	製造・販売	-	兼任 3名	C社製 品の購 入	機器備品 の購入 (注2)	××	未払 金	××
当該学校 法人と 同一の 関係 法人を もつ 法人	D社 (注4)	神奈川県 ××市	××	清掃請負業	10 %	-	清掃委 託	清掃料の 支払 (注5) 債務保証 (注6) 保証料の 受入れ (注6)	×× ×× ××	未払 金 - -	×× - -
理事	佐藤 三郎	-	-	-	-	-	設備の 賃貸	住宅の賃 貸料 (注7)	××	-	-

旧

新					旧						
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	E社 (注8)	大阪市 x x 区	x x	食堂等の運営管理	-	食堂等の委託契約の締結	業務委託費の支払 (注9)	x x	未払金	x x	-
<p>取引条件及び取引条件の決定方針等</p> <p>(注1) C社の役員及び職員が当法人の理事の過半数を占めている。</p> <p>(注2) 機器備品の購入については、C社以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定している。</p> <p>(注3) 当法人は銀行借入に対してC社より債務保証を受けている。なお保証料の支払は行っていない。</p> <p>(注4) 当法人の関係法人であるC社の子会社である。</p> <p>(注5) 清掃料の支払については、提示された見積りを他社より入手した見積りと比較の上、交渉により決定している。</p> <p>(注6) D社の銀行借入(x x 円、期限 x x 年)につき、債務保証を行ったものであり、年率 x x % の保証料を受領している。</p> <p>(注7) 設備の賃貸は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。</p> <p>(注8) 理事長 x x 及びその近親者が議決権の 80% を直接保有している。</p> <p>(注9) 食堂等の業務委託費については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。</p>											
<p>記載上の注意</p> <p>(1) 「属性」の欄には、関連当事者の種類を記載する。具体的には、関係法人、当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人、理事長、理事、監事、役員、近親者、当該学校法人の役員及びその近親者が支配している法人、団体等が挙げられる。なお、複数の属性をもつ関連当事者については、影響が強いと考えられる属性により重要性を判断することが考えられる。</p> <p>(2) 「住所」の欄には、関連当事者が法人、団体等の場合、市町村(政令指定都市においては区)までを記載する。ただし、役員及びその近親者等、個人である場合には記載を要しない。</p> <p>(3) 「議決権の所有割合」の欄には、当該学校法人の所有割合を記載する。その他は注記で補う。</p> <p>(4) 「役員の兼任等」の欄には、兼任をしている役員のほか、出向、転籍等の形態により派遣されている役員の年度末日現在の人数を記載する。学校法人の職員が出向又は転籍して当該法人の役員の過半数を占め、当該法人の意思決定に関する機関の構成員が過半数を占めることとなった場合に</p>											
<p>記載上の注意</p> <p>(1) 「属性」の欄には、関連当事者の種類を記載する。具体的には、関係法人、当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人、理事長、理事、監事、役員、近親者、当該学校法人の役員及びその近親者が支配している法人、団体等が挙げられる。なお、複数の属性をもつ関連当事者については、影響が強いと考えられる属性により重要性を判断することが考えられる。</p> <p>(2) 「住所」の欄には、関連当事者が法人、団体等の場合、市町村(政令指定都市においては区)までを記載する。ただし、役員及びその近親者等、個人である場合には記載を要しない。</p> <p>(3) 「議決権の所有割合」の欄には、当該学校法人の所有割合を記載する。その他は注記で補う。</p> <p>(4) 「役員の兼任等」の欄には、兼任をしている役員のほか、出向、転籍等の形態により派遣されている役員の年度末日現在の人数を記載する。学校法人の職員が出向又は転籍して当該法人の役員の過半数を占め、当該法人の意思決定に関する機関の構成員が過半数を占めることとなった場合に</p>											

旧	新
<p>いても、兼任の数に含める。</p> <p>(5) 「事業上の関係」の欄には、資金援助、設備の賃貸借、業務委託等の関係内容について簡潔に記載する。</p> <p>(6) 「取引金額」の欄には、会計年度中の関連当事者である期間の取引について、取引の種類ごとに総額で記載する。</p> <p>(7) 「科目」及び「期末残高」の欄には、取引により発生した債権債務に係る主要な科目及びその期末残高を記載する。</p> <p>(8) 取引条件及び取引条件の決定方針を注記することが望ましい。なお、取引条件が、一般の取引に比べ著しく異なる場合には、その条件を具体的に記載する。</p> <p>(9) 役員及びその近親者等、個人である場合には、「資本金又は出資金」及び「関係内容」の欄の記載を要しない。</p> <p>記載を要しない取引</p> <p>Q28 記載を要しない取引はどのようなものですか。</p> <p>A 注記を要しない取引は第1号通知において、次のとおり示されている。</p> <p>ア．一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>イ．役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払</p> <p>ウ．当該学校法人に対する寄附金</p> <p>なお、関連当事者との取引が無償の場合又は有償であっても取引金額が時価に比して著しく低い金額等による場合には、原則として第三者間において通常の取引として行われる場合の金額等によって重要性を判断して注記することとされていることに留意しなければならない。</p> <p>また、その他取引金額及び残高からみて重要性が乏しい取引については、省略することが考えられる。その場合の重要性の判断については、学校法人の規模によって異なるため、学校法人が決定し毎年度継続的に採用することが望ましいが、例えば、以下のように決定することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員及びその近親者との取引については、100万円を超える取引についてはすべて注記する。 ・ その他の関連当事者との取引は、帰属収入の1/100に相当する金額（その額が500万円を超える場合には、500万円）を超える取引についてはすべて注記する。 <p>後発事象</p> <p>Q29 後発事象の注記は、どのように記載するのですか。</p> <p>A 監査対象となる後発事象とは、会計年度末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した会計事象で、学校法人の財政及び経営の状況に影響を及ぼすものをいし、修正後発事象と開示後発事象に区分される。</p>	<p>いても、兼任の数に含める。</p> <p>(5) 「事業上の関係」の欄には、資金援助、設備の賃貸借、業務委託等の関係内容について簡潔に記載する。</p> <p>(6) 「取引金額」の欄には、会計年度中の関連当事者である期間の取引について、取引の種類ごとに総額で記載する。</p> <p>(7) 「科目」及び「期末残高」の欄には、取引により発生した債権債務に係る主要な科目及びその期末残高を記載する。</p> <p>(8) 取引条件及び取引条件の決定方針を注記することが望ましい。なお、取引条件が、一般の取引に比べ著しく異なる場合には、その条件を具体的に記載する。</p> <p>(9) 役員及びその近親者等、個人である場合には、「資本金又は出資金」及び「関係内容」の欄の記載を要しない。</p> <p>記載を要しない取引</p> <p>Q28 記載を要しない取引はどのようなものですか。</p> <p>A 注記を要しない取引は第1号通知において、次のとおり示されている。</p> <p>ア．一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>イ．役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払</p> <p>ウ．当該学校法人に対する寄附金</p> <p>なお、関連当事者との取引が無償の場合又は有償であっても取引金額が時価に比して著しく低い金額等による場合には、原則として第三者間において通常の取引として行われる場合の金額等によって重要性を判断して注記することとされていることに留意しなければならない。</p> <p>また、その他取引金額及び残高からみて重要性が乏しい取引については、省略することが考えられる。その場合の重要性の判断については、学校法人の規模によって異なるため、学校法人が決定し毎年度継続的に採用することが望ましいが、例えば、以下のように決定することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員及びその近親者との取引については、100万円を超える取引については全で注記する。 ・ その他の関連当事者との取引は、事業活動収入の1/100に相当する金額（その額が500万円を超える場合には、500万円）を超える取引については全で注記する。 <p>後発事象</p> <p>Q29 後発事象の注記は、どのように記載するのですか。</p> <p>A 監査対象となる後発事象とは、会計年度末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した会計事象で、学校法人の財政及び経営の状況に影響を及ぼすものをいし、修正後発事象と開示後発事象に区分される。</p>

新

修正後発費事象は、会計年度末日後に発生した事象ではあるが、その実質的な原因が会計年度末日現在において既に存在しており、会計年度末日現在の状況に関連する会計上の判断又は見積りをする上で、追加的又はより客観的な証拠を提供するものとして考慮しなければならぬ事象である。したがって、重要な事象については、計算書類の修正を行うものである。開示後発費事象は、会計年度末日後において発生し、当該会計年度の計算書類には影響を及ぼさないが、次年度以降の計算書類に影響を及ぼす事象である。したがって、重要な事象については、学校法人の財政及び経営の状況に関する確かな判断に資するため、当該会計年度の計算書類に注記を行うものである。

開示後発費事象のうち、次年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼすものについては、次年度以降の学校法人の財政及び経営の状況を正確に判断するために後発費事象として注記することとなる。

【記載例】
後発費事象

ア．火災により被害を受けた場合
平成××年5月×日、高等学校本館が火災により焼失した。この火災による損害額及び
保険の契約金額は次のとおりである。

建築物	×××円	(契約保険金額)
構築物	×××円	

なお、機器備品の損害額は調査中である。

イ．係争事件が新たに発生、又は解決した場合
平成××年4月×日、本学園を被告とし、社から×××円の賠償請求を受ける 事件
の訴訟が提起された。

ウ．募集の停止又は再開
平成××年5月×日の理事会において、新年度より 学校の募集を停止することを決定し
た。

平成××年5月×日、高等学校本館が火災により焼失した。この火災による損害額及び
保険の契約金額は次のとおりである。

学校法人間取引についての注記
Q29-2 学校法人間取引の注記は、取引金額及び残高からみて重要性があると認められない取引につ
いては記載を省略できるのですか。

A 第8号通知 3において、重要性があると認められる場合の記載を求めている。その場合の重要性
の判断については、学校法人の規模によって異なるため、学校法人が決定し毎年度継続的に採用する

旧

修正後発費事象は、会計年度末日後に発生した事象ではあるが、その実質的な原因が会計年度末日現在において既に存在しており、会計年度末日現在の状況に関連する会計上の判断ないし見積りをする上で、追加的ないしより客観的な証拠を提供するものとして考慮しなければならぬ事象である。したがって、重要な事象については、計算書類の修正を行うものである。開示後発費事象は、会計年度末日後において発生し、当該会計年度の計算書類には影響を及ぼさないが、次年度以降の計算書類に影響を及ぼす事象である。したがって、重要な事象については、学校法人の財政及び経営の状況に関する確かな判断に資するため、当該会計年度の計算書類に注記を行うものである。

開示後発費事象のうち、次年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼすものについては、次年度以降の学校法人の財政及び経営の状況を正確に判断するために後発費事象として注記することとなる。

【記載例】
後発費事象

ア．火災により被害を受けた場合
平成××年5月×日、高等学校本館が火災により焼失した。この火災による損害額及び
保険の契約金額は次のとおりである。

建築物	×××円	(契約保険金額)
構築物	×××円	

なお、機器備品の損害額は調査中である。

イ．係争事件が新たに発生、又は解決した場合
平成××年4月×日、本学園を被告とし、社から×××円の賠償請求を受ける 事件
の訴訟が提起された。

ウ．募集の停止又は再開
平成××年5月×日の理事会において、新年度より 学校の募集を停止することを決定し
た。

平成××年5月×日、高等学校本館が火災により焼失した。この火災による損害額及び
保険の契約金額は次のとおりである。

(新設)

新

旧

ことが望ましいが、例えば、以下のように決定することが考えられる。
 ・ 事業活動収入計の1/100に相当する金額（その額が500万円を超える場合には、500万円）を超える取引又は残高については全て注記する。

【記載例】

学校法人間の取引

学校法人間取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	関連当事者
— 学園	東京都 — 区	資金の貸付 (注1) 利息の受取	10,000,000 100,000	短期貸付金 —	5,000,000 —	—
— 学園	福岡県 — 市	土地の購入	200,000,000	未払金	200,000,000	—
— 学園	大阪府 — 市	学校債の引受 債務保証 (注2)	50,000,000 10,000,000	有価証券 —	30,000,000 9,000,000	—
— 学園	北海道 — 市	担保の提供 (土地)(注3)	—	—	50,000,000	—
— 学園	神奈川県 — 市	債務被保証 (注4)	—	—	6,000,000	—
— 学園	愛知県 — 市	担保の受入れ (土地)(注5)	200,000,000	—	190,000,000	—

(注1) 学園に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。
 なお、担保は受け入れていない。

(注2) 学園の銀行借入(10,000,000円、期限××年)につき、債務保証を行ったものである。
 保証料は受領していない。なお、「取引金額」は、新たに保証を設定した金額である。

(注3) 学園の銀行借入(当初借入額150,000,000円、期限××年)に対する土地(帳簿価額100,000,000円)の担保提供である。なお、手数料等は受領していない。

(注4) 当学校法人は、銀行借入(当初借入額50,000,000円、期限××年)に対して 学園より債務保証を受けている。なお、保証料の支払は行っていない。

新	旧												
<p>(注5)当学校法人の銀行借入(200,000,000円、期限××年)に対する土地の担保提供については、<u>学園からのものである。なお、「取引金額」は新たな設定金額である。</u></p> <p>その他考えられる注記項目</p> <p>Q30 その他考えられる注記項目はどのようなものですか。</p> <p>A その他考えられる注記項目として、事例を示すと以下のとおりである。</p> <p>(1) その他の重要な会計方針</p> <p>減価償却の方法等について</p> <p>減価償却の方法については、基準第26条第2項において、減価償却の方法は定額法と定められており、その他の方法の選択はできない。一方、減価償却額の計算の構成要素である耐用年数については、学校法人が自主的に決定している場合のほか、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(財務省令)による場合又は学校法人委員会報告第28号「学校法人の減価償却に関する省令」(平成13年5月14日改正)に掲げる「固定資産耐用年数表」によっている場合も妥当な処理として認められている。さらに残存価額を零として行った場合であっても、妥当な処理として認められている。したがって耐用年数等の相違によって、その減価償却額の金額が異なり、<u>事業活動収支計算に影響を及ぼすと判断される場合には、どのように算定しているかを注記することが望ましい。</u></p> <p>【記載例】</p> <p>残存価額を零とする定額法による減価償却を実施している。</p> <p>耐用年数は学校法人委員会報告第28号による耐用年数を採用しており、主な耐用年数は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="989 1747 1101 2016"> <tr> <td>建 物</td> <td>50年</td> </tr> <tr> <td>構 築 物</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>機器備品</td> <td>10年</td> </tr> </table> <p>減価償却資産の計上基準について</p> <p>基準では減価償却資産の計上基準について何ら規定しておらず、また各都道府県によっては計上基準について定めている場合もあるが、その設定金額の範囲は一定ではない。しかし、減価償却資産は基本金の設定対象となり基本金組入前当年度収支差額に影響を及ぼすと判断されるので、当該計上基準を注記することが考えられる。</p> <p>【記載例】</p> <p>取得日後1年を超えて使用する有形固定資産(土地、建設仮勘定、図書を除く。)のうち、1個</p>	建 物	50年	構 築 物	15年	機器備品	10年	<p>その他考えられる注記項目</p> <p>Q30 その他考えられる注記項目はどのようなものですか。</p> <p>A その他考えられる注記項目として、事例を示すと以下のとおりである。</p> <p>(1) その他の重要な会計方針</p> <p>減価償却の方法等について</p> <p>減価償却の方法については、基準第26条において、減価償却の方法は定額法と定められており、その他の方法の選択はできない。一方、減価償却額の計算の構成要素である耐用年数については、学校法人が自主的に決定している場合のほか、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(財務省令)による場合又は学校法人委員会報告第28号「学校法人の減価償却に関する省令」(昭和56年1月14日、改正平成13年5月14日)に掲げる「固定資産の耐用年数表」によっている場合も妥当な処理として認められている。したがって耐用年数等の相違によって、その減価償却額の金額が異なり、<u>消費収支計算に影響を及ぼすと判断される場合には、どのように算定しているかを注記することが望ましい。</u></p> <p>【記載例】</p> <p>残存価額を零とする定額法による減価償却を実施している。</p> <p>耐用年数は学校法人委員会報告第28号による耐用年数を採用しており、主な耐用年数は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="989 784 1101 1052"> <tr> <td>建 物</td> <td>50年</td> </tr> <tr> <td>構 築 物</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>機器備品</td> <td>10年</td> </tr> </table> <p>減価償却資産の計上基準について</p> <p>基準では減価償却資産の計上基準について何ら規定しておらず、また各都道府県によっては計上基準について定めている場合もあるが、その設定金額の範囲は一定ではない。しかし、減価償却資産は基本金の設定対象となり消費収支差額に影響を及ぼすと判断されるので、当該計上基準を注記することが考えられる。</p> <p>【記載例】</p> <p>取得日後1年を超えて使用する有形固定資産(土地、建設仮勘定、図書を除く。)のうち、1個</p>	建 物	50年	構 築 物	15年	機器備品	10年
建 物	50年												
構 築 物	15年												
機器備品	10年												
建 物	50年												
構 築 物	15年												
機器備品	10年												

新	旧
<p>又は1組の金額が10万円以上のものを減価償却資産として計上している。ただし、学生生徒が使用する机、椅子等は少額重要資産として金額の多寡にかかわらず教育研究用機器備品に計上している。</p> <p>(2) その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 退職年金制度について 退職給与引当金に記載した退職金制度とは別に退職年金制度に加入している場合には、その制度の概要、年金資産額、退職給付債務（又は年金財政計算上の責任準備金）の額等を注記することが考えられる。</p> <p>継続企業の前提について いわゆる「継続企業の前提」については、従来、学校法人では該当事例がほとんどなく開示の慣行も成熟していない。また、どのような状態が、いわゆる「継続企業の前提」に重要な疑義を生じさせるような場合に該当するのかが等の詳細な検討が行われていない。しかし、学校法人がいわゆる「継続企業の前提」に重要な疑義を生じさせるような場合に該当しているという状況を自ら認識し、何らかの対策等を自主的に行っている場合には、自主的に講じている対策等を注記することが望まれる。</p> <p>会計方針統一通知において記載が必要とされている注記事項 (省 略)</p> <p>(Q31 削除)</p>	<p>又は1組の金額が10万円以上のものを減価償却資産として計上している。ただし、学生生徒が使用する机、椅子等は少額重要資産として金額の多寡に問わず教育研究用機器備品に計上している。</p> <p>(2) その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 退職年金制度について 退職給与引当金に記載した退職金制度とは別に退職年金制度に加入している場合には、その制度の概要、年金資産額、退職給付債務（又は年金財政計算上の責任準備金）の額等を注記することが考えられる。</p> <p>継続企業の前提について いわゆる「継続企業の前提」については、従来、学校法人では該当事例がほとんどなく開示の慣行も成熟していない。また、どのような状態が、いわゆる「継続企業の前提」に重要な疑義を生じさせるような場合に該当するのかが等の詳細な検討が行われていない。しかし、学校法人がいわゆる「継続企業の前提」に重要な疑義を生じさせるような場合に該当しているという状況を自ら認識し、何らかの対策等を自主的に行っている場合には、自主的に講じている対策等を注記することが望まれる。</p> <p>会計方針統一通知において記載が必要とされている注記事項 (省 略)</p> <p>適用初年度の留意事項 Q31 今回のリース通知及びソフトウェア通知について、適用初年度に留意しなければならないことはありますか。 A 適用初年度となる平成21年度の計算書類に「会計処理の変更」の注記が必要であり、当会計年度から当該通知によっている旨を記載する。また、従来と同一の方法によっていた場合と比較して、変更による影響額を記載する。なお、変更による影響がない場合にも影響がない旨の記載を要する。 【記載例1 影響がある場合】 (会計処理の変更) 「リース取引に関する会計処理について(通知)」(20 高私参第2号)の発出に伴い、当会計年度から当該通知によっている。なお、この変更により、従来と同一の方法によっていた場合と比較して教育研究用機器備品が 円、未払金(長期未払金を含む。)が 円及び基本金組入額が x x 円増加し、当年度消費収入超過額が 円減少している。 「ソフトウェアに関する会計処理について(通知)」(20 高私参第3号)の発出に伴い、当会計</p>

新	旧
	<p>年度から当該通知によっている。なお、この変更により、従来と同一の方法によった場合と比較してソフトウェアが 円、未払金（長期未払金を含む。）が 円及び基本金組入額が x × 円増加し、当年度消費収入超過額が 円減少している。</p> <p>（注）リース契約によりソフトウェアを取得する場合は影響額の記載に関しては、ソフトウェア通知による影響額に含めて記載することが望まれる。</p> <p>【記載例 2 影響がない場合】 （会計処理の変更）</p> <p>「リース取引に関する会計処理について（通知）」（20 高私参第 2 号）及び「ソフトウェアに関する会計処理について（通知）」（20 高私参第 3 号）の発出に伴い、当会計年度から当該通知によっている。なお、この変更による計算書類に与える影響はない。</p>

以 上

以 上

以 上

学校法人委員会実務指針第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」の改正について

平成27年10月7日
日本公認会計士協会

新	旧
<p>学校法人委員会実務指針第40号</p> <p>学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示</p> <p>に基づく財産目録監査の取扱い</p> <p>平成15年7月22日 改正 平成17年2月15日 改正 平成20年3月25日 改正 平成24年3月22日 <u>最終改正 平成27年10月7日</u> 日本公認会計士協会</p>	<p>学校法人委員会実務指針第40号</p> <p>学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく</p> <p>財産目録監査の取扱い</p> <p>平成15年7月22日 改正 平成17年2月15日 改正 平成20年3月25日 <u>最終改正 平成24年3月22日</u> 日本公認会計士協会</p>
<p>項番号</p> <p>《Ⅰ 本実務指針の適用範囲》</p> <p>《1. 適用範囲》……………1</p> <p>《2. 背景》……………4</p> <p>《3. 定義》……………6</p> <p>《Ⅱ 全般的事項》……………7</p> <p>《1. 財産目録監査の目的》……………7</p> <p>《2. 財産目録監査の取扱い》……………8</p> <p>《(1) 寄附行為等の認可申請に係る財産目録の監査》……………8</p> <p>《(2) 財産目録に適用される財務報告の枠組み》……………9</p> <p>《(3) 財務報告の枠組みの受入可能性》……………13</p> <p>《(4) 適用される財務報告の枠組みの記述》……………14</p> <p>《(5) 利用者に対する注意喚起》……………15</p> <p>《(6) 財産目録に対する監査のみを行う場合》……………16</p> <p>《3. 監査実施に当たつての留意事項》……………17</p> <p>《4. 監査報告書の形式要件》……………18</p>	

新	旧
<p> <u>《5. 監査報告書の記載事項》</u>…………… 19 <u>《(1) 監査の対象》</u>…………… 19 <u>《(2) 財産目録に対する理事者又は設立準備委員会等の責任》</u>…………… 20 <u>《(3) 監査人の責任》</u>…………… 21 <u>《(4) 監査意見》</u>…………… 22 <u>《(5) 追記情報（強調事項区分）》</u>…………… 25 <u>《(6) 追記情報（その他の事項区分）》</u>…………… 26 <u>《(7) 私立学校振興助成法の監査意見》</u>…………… 27 <u>《6. 事後判明事実》</u>…………… 28 <u>《7. 業務制限》</u>…………… 29 <u>《III 適用》</u>…………… 30 付録 監査報告書の文例 文例 1 新設の場合の文例 文例 2 増設の場合の文例 </p>	
<p> <u>《I 本実務指針の適用範囲》</u> </p>	<p> <u>I はじめに</u> </p>
<p> <u>《1. 適用範囲》</u> 1. 本実務指針は、理事者又は設立準備委員会等が「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号、以下「告示第117号」という。）に準拠して作成した財産目録に対し、公認会計士又は監査法人が実施する監査において、関連する監査基準委員会報告書の要求事項を適切に適用するために留意するために適用する事項を適用指針として取りまとめたものである。 </p>	<p> (新 設) </p>
<p> 2. 本実務指針の適用に際し、関連する監査基準委員会報告書は、主として以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準委員会報告書 560 「後発事象」（以下「監基報 560」という。） ・ 監査基準委員会報告書 800 「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」（以下「監基報 800」という。） ・ 監査基準委員会報告書 805 「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」 なお、適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準委員会報告書のみでなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準委員会報告書と併せて理解することが求められる（監査基準委員会報告書 200 「財務諸表監査における総括的な目的」第 21 項）。 </p>	<p> (新 設) </p>
<p> 3. 本実務指針は、財産目録の監査において前項の監査基準委員会報告書の要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項 </p>	<p> (新 設) </p>

新	旧
<p><u>は設けていない。</u></p>	
<p><u>《2. 背景》</u></p>	
<p>4. 学校法人を設立しようとする者が私立学校法（昭和24年法律第270号）第30条の規定により寄附行為の認可申請をする場合、学校法人が同法第45条の規定により寄附行為の変更の認可申請をする場合、学校法人が同法第64条第6項の規定により寄附行為の変更の認可申請をする場合並びに学校法人及び準学校法人が同法第64条第6項の規定により寄附行為を変更して組織変更の認可申請をする場合（以下「寄附行為等の認可申請」という。）に作成する財産目録の監査の取扱いを、平成15年7月22日に定めた。</p>	<p>学校法人を設立しようとする者が私立学校法（昭和24年法律第270号）以下「私学法」という。）第30条の規定により寄附行為の認可申請をする場合、学校法人が同法第45条の規定により寄附行為の変更の認可申請をする場合並びに学校法人及び準学校法人が同法第64条第6項の規定により寄附行為を変更して組織変更の認可申請をする場合（以下「寄附行為等の認可申請」という。）に作成する財産目録の監査の取扱いを、平成15年7月22日に定めた。今般、平成22年3月26日に企業会計審議会から「<u>監査基準の改訂に関する意見書</u>」が公表されたことに伴い、<u>監査報告書の記載区分等について所要の改訂を行った。</u></p>
<p>5. その後、平成26年2月18日に企業会計審議会から「<u>監査基準の改訂に関する意見書</u>」が公表され、特別目的の財務諸表等を対象とした準拠性に関する意見の表明の形式が導入されたことに伴い、<u>財産目録監査の取扱いを整理するとともに所要の改訂を行った。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p><u>《3. 定義》</u></p>	
<p>6. 本実務指針における用語の定義は、以下のとおりとする。 <u>(1) 「財産目録」</u>—「<u>学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等</u>」（平成6年7月20日文部省告示第117号）の様式第6号その1をいう。</p>	<p>（新 設）</p>
<p><u>《II 全般的事項》</u></p>	
<p><u>《1. 財産目録監査の目的》</u> 7. 寄附行為等の認可申請に係る財産目録の監査の目的は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施し、理事者又は設立準備委員会等の作成した財産目録が<u>告示第117号に準拠して作成されているかどうか</u>について監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。</p>	<p>1. 財産目録監査の目的 寄附行為等の認可申請に係る財産目録の監査の目的は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施し、理事者又は設立準備委員会等の作成した財産目録が<u>財産の状態を正しく示しているかどうか</u>について監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。</p>
<p><u>《2. 財産目録監査の取扱い》</u> <u>《(1) 寄附行為等の認可申請に係る財産目録の監査》</u></p>	
<p>8. 寄附行為等の認可申請をする場合に、理事者又は設立準備委員会等は様々な書類の作成・提出が必要となるが、その中に、開設年度の前年度の6月30日までに文部科学大臣に提出する書類として、<u>財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類がある（私立学校法施行規則第2条第2項、第4条第3項、第9条第3項）。</u> <u>財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類は、財産目録と財産目録総括表からなっており（告示第117号）、このうち、財産目録について、公認会計士の監査の結果を記載した書類が求められている（私立学校法施行規則第2条第2項第7号、告示第117号第2条第2</u></p>	<p>（新 設）</p>

新	旧
<p>号)。</p> <p>《(2) 財産目録に適用される財務報告の枠組み》</p> <p>9. 適用される財務報告の枠組みは、企業の特性と財務諸表の目的に適合するものとして、又は法令等の要求に基づいて、財務諸表の作成と表示において経営者が採用する財務報告の枠組みとされている(監査基準委員会報告書200第12項(13))。</p>	(新 設)
<p>10. 財産目録は、理事者又は設立準備委員会等の寄附行為等の認可申請に対して所轄庁が審査した上で認可を決定するために提出される書類の一つであることから、利用者は学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更を認可する所轄庁に限定されており、特定のニーズに対応したものである。</p> <p>所轄庁は、寄附行為等の認可申請が、設置する学校法人に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びに経営に必要な財産を有しているかどうか、寄附行為の内容が法令に違反していないかどうかについて審査するために提出される認可申請書の添付書類として、財産目録の作成を求めている。</p> <p>そのため、財産目録の財務報告の枠組みは、利用者である所轄庁が寄附行為等の認可申請の審査のために必要な事項を満たすように定められており、財産目録の作成や開示に当たって、告示第117号が定められている。</p>	(新 設)
<p>11. また、所轄庁は告示第117号で財産目録の様式を定めるほか、財産目録を具体的に作成するための「財産目録の作成に係る基本方針」を定め、学校法人会計基準で定める貸借対照表を基礎として財産目録が作成されている現状を踏まえて、財産の価額や財産の各科目については、貸借対照表に準じて記載することを基本とし、申請書に添付する貸借対照表と整合するように作成することとされている。</p>	(新 設)
<p>12. このように、財産目録は、特定の利用者のために、そのニーズに適合した財務報告の枠組みに基づいて作成されるものであることから、「特別目的の財務報告の枠組み」となり、告示第117号に準拠しているかが要求されるのみで、追加開示の規定がないことから、「準拠性の枠組み」となる。</p>	(新 設)
<p>《(3) 財務報告の枠組みの受入可能性》</p> <p>13. 監査人は、監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」第4項(1)に従い、財務諸表の作成において適用される財務報告の枠組みが受入可能なものであるかどうかを判断することが求められているが、採用すべき財務報告の枠組みが法令により規定されていることがあり、そのような財務報告の枠組みは、反証がない限り、受入可能なものであると推定される(監基報800A6項)。</p> <p>財産目録の財務報告の枠組みは、告示第117号及び財産目録作成に係る基本方針により規定されており、受入可能なものである。</p>	(新 設)
<p>《(4) 適用される財務報告の枠組みの記述》</p>	
<p>14. 監査報告書における適用される財務報告の枠組みの記述は、利用者に誤解を生じさせることなく、監査意見表明の判断基準について知らせられるものであることが求められる。</p> <p>財産目録の監査においては、財務報告の枠組みとして「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)を監査報告書に記載することになる。</p>	(新 設)

新	旧
<p>《(5) 利用者に対する注意喚起》</p> <p>15. 特別目的の財務諸表に対する監査報告書には、会計の基準、財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、当該財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならぬとされている。(監査基準第四 報告基準 八 特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報)。</p> <p>財産目録の監査は、特別目的の財務報告の枠組みに対する監査であるため、監査基準で求められている事項を監査報告書に記載することになる。</p> <p>上記の注意喚起に加え、監査報告書が特定の利用者のみを想定しており、監査報告書に配布又は利用制限を付すことが適切であると判断する場合には、適切な見出しを付してその旨を記載しなければならぬとされている。</p> <p>財産目録及びその監査報告書が、特定の利用者以外に配布又は利用された場合には誤解を招くことがあるため、利用者の誤解を避けるための状況に応じた必要性によって、他の目的には適合しないことがある旨に加えて、配布又は利用制限を付すことの適切性を判断することになる。</p> <p>《(6) 財産目録に対する監査のみを行う場合》</p>	<p>(新 設)</p>
<p>16. 学校法人を設立する場合や、補助金の額が算少であって所轄庁の認可を受けて完全な一組の財務諸表の監査を行っておらず財産目録に対する監査のみを行う場合、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して財産目録に対する監査が実行可能であるかを判断することが求められる。</p> <p>《3. 監査実施に当たったての留意事項》</p>	<p>(新 設)</p>
<p>17. 財産目録の監査実施に当たっては特に次の事項に留意する。</p> <p>(1) 財産目録に記載された<u>全て</u>の重要な資産、負債及び借用財産は、事実に基づきその種類及び内容が正しく記載されているか。</p> <p>(2) 財産目録に記載された不動産は、登記簿謄本の記載内容と一致しているか。 また、不動産以外については、内部管理書類や他の申請書類と整合しているか。</p> <p>(3) 収益事業用財産は<u>全て</u>に事実に基づき正しく区分して記載されているか。</p> <p>(4) 財産目録に記載された負債のほか、借入金、未払金等の負債はないか。</p> <p>(5) 資産の金額は適正な帳簿記録又は鑑定評価等一定の事実に基づいて記載されているか。</p> <p>(6) 財産目録の作成に当たり採用した重要な会計方針は記載されているか。</p>	<p>2. 監査実施に当たったての留意事項</p> <p>財産目録の監査実施に当たっては特に次の事項に留意する。</p> <p>(1) 財産目録に記載された<u>すべて</u>の重要な資産、負債及び借用財産は、事実に基づきその種類及び内容が正しく記載されているか。</p> <p>(2) 財産目録に記載された不動産は、登記簿謄本の記載内容と一致しているか。</p> <p>(3) 収益事業用財産は<u>すべて</u>に事実に基づき正しく区分して記載されているか。</p> <p>(4) 財産目録に記載された負債のほか、借入金、未払金等の負債はないか。</p> <p>(5) 資産の金額は適正な帳簿記録又は鑑定評価等一定の事実に基づいて記載されているか。</p> <p>(6) <u>資産の金額が取得価額(規則的な減価償却を行っている場合の帳簿価額、有価証券を評価換えした場合の帳簿価額、金銭債権について徴収不能見込額を控除した場合の帳簿価額を含む。)</u>によらず他の評価基準による金額によって記載されている場合、採用した評価基準は適切か。</p> <p>(7) <u>資産の金額が取得価額によって記載されていない場合、資産の種類毎に取得価額が注記されているか。</u></p> <p>(8) <u>評価の基準は注記されているか。</u></p>

新	旧
<p>(7) 資産及び負債の分類は、告示第 117 号に定める財産目録の様式第 6 号その 1 (以下「様式第 6 号その 1」という。)に従い、<u>分かりやすく明瞭</u>に表示されているか。</p> <p>(8) 様式第 6 号その 1 に記載のない項目は、当該様式第 6 号その 1 に記載された他の科目に準じて区分し記載されているか。</p> <p>(9) 特に私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査を受けていない学校法人又は設立準備委員会等について、財産目録作成に<u>関連する内部統制が整備されているか。</u> なお、監査意見の表明に当たって、理事者又は設立準備委員会等からの書面による確認書を入力しなければならぬことにも留意すること。</p>	<p>(9) 資産及び負債の分類は、<u>学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等(平成 6 年 7 月 20 日 文部省告示第 117 号)</u>に定める財産目録の様式第 6 号その 1 (以下「様式第 6 号その 1」という。)に従い、<u>わかりやすく明瞭</u>に表示されているか。</p> <p>(10) 様式第 6 号その 1 に記載のない項目は、当該様式第 6 号その 1 に記載された他の科目に準じて区分し記載されているか。</p> <p>(11) 特に私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査を受けていない学校法人又は設立準備委員会等について、財産目録作成に<u>関連する内部統制が整備されているか。</u> なお、監査意見の表明に当たって、理事者又は設立準備委員会等からの書面による確認書を入力しなければならぬことにも留意すること。</p>
<p><u>《4. 監査報告書の形式要件》</u></p> <p>18. 表題、監査報告書日、宛先、監査人の署名などの監査報告書の形式要件については、学校法人委員会実務指針第 36 号「私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査の取扱い」(最終改正 平成 27 年 10 月 7 日 日本公認会計士協会)に準じるものとする。</p>	<p>3. 監査報告書の形式要件</p> <p>表題、監査報告書日、宛先、監査人の署名などの監査報告書の形式要件については、学校法人委員会実務指針第 36 号「私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査の取扱い」(最終改正 平成 24 年 3 月 22 日 日本公認会計士協会)に準じるものとする。</p>
<p><u>《5. 監査報告書の記載事項》</u></p> <p>19. 監査報告書は、「監査の対象」、「財産目録に対する理事者又は設立準備委員会等の責任」、「監査人の責任」、「監査意見」の区分に分け、「監査の対象」以外はそれぞれ見出しを付して明瞭に記載し、意見を表明しない場合にはその旨を監査報告書に記載する。また、必要に応じて追記情報(強調事項及びその他の事項)を意見の表明とは明確に区分して記載するものとする。</p> <p><u>《(1) 監査の対象》</u></p> <p>20. 次の事項を記載する。</p> <p>① 監査対象である財産目録を作成している学校法人又は設立準備委員会等の名称</p> <p>② 財産目録の作成の目的となった学部、学科等の新設又は増設の区分若しくは組織変更の区分</p> <p>③ 財産目録が監査されている旨</p> <p>④ <u>重要な会計方針の要約</u></p> <p>⑤ 財産目録の日付</p>	<p>4. 監査報告書の記載事項</p> <p>監査報告書は、「監査の対象」、「財産目録に対する理事者又は設立準備委員会等の責任」、「監査人の責任」、「監査意見」の区分に分け、「監査の対象」以外はそれぞれ見出しを付して明瞭に記載し、意見を表明しない場合にはその旨を監査報告書に記載しなければならぬ。また、必要に応じて追記情報(強調事項及びその他の事項)を意見の表明とは明確に区分して記載するものとする。</p> <p>(1) 監査の対象</p> <p>次の事項を記載する。</p> <p>① 監査対象である財産目録を作成している学校法人又は設立準備委員会等の名称</p> <p>② 財産目録の作成の目的となった学部、学科等の新設又は増設の区分若しくは組織変更の区分</p> <p>③ 財産目録が監査されている旨</p> <p>④ 財産目録の日付</p> <p>(2) 財産目録に対する理事者又は設立準備委員会等の責任</p>
<p><u>《(2) 財産目録に対する理事者又は設立準備委員会等の責任》</u></p> <p>21. 理事者又は設立準備委員会等の責任は、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成 6 年 7 月 20 日 文部省告示第 117 号)に<u>準拠して財産目録を作成し明瞭に表示することにあること。</u>また、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財産目録を作成するために理事者又は設立準備委員会等が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれることを記載する。</p>	<p>等) (平成 6 年 7 月 20 日 文部省告示第 117 号) に<u>従って</u>財産目録を作成し明瞭に表示すること。また、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財産目録を作成するために理事者又は設立準備委員会等が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれることを記載する。</p>

新	旧
<p>《(3) 監査人の責任》</p> <p>22. 次の事項を記載する。</p> <p>① 監査人の責任は、実施した監査に基づき、独立の立場から財産目録に対する意見を表明することである旨</p> <p>② 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施した旨</p> <p>③ 監査の基準は、財産目録に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている旨</p> <p>④ 監査においては、財産目録の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続を実施する旨</p> <p>⑤ 監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される旨</p> <p>⑥ 監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、リスク評価の実施に際して、監査人は状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財産目録の作成に関連する内部統制を検討する旨</p> <p>⑦ 監査には、理事者又は設立準備委員会等が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者は設立準備委員会等によって行われた見積りの評価を含め全体としての財産目録の表示を検討することが含まれる旨</p> <p>⑧ 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している旨</p> <p>《(4) 監査意見》</p>	<p>(3) 監査人の責任</p> <p>次の事項を記載する。</p> <p>① 監査人の責任は、実施した監査に基づき、独立の立場から財産目録に対する意見を表明することである旨</p> <p>② 我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施した旨</p> <p>③ 監査の基準は、財産目録に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている旨</p> <p>④ 監査においては、財産目録に記載されたすべての重要な事項が事実に基づいていること、その評価基準が適切でありかつ評価方法は当該財産目録に注記のとおりであること、また、財産目録は明瞭に表示され、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）に従って作成されていることについて監査証拠を入手するための手続が実施される旨</p> <p>⑤ 監査手続は、監査人の判断により、不正又は誤謬による財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される旨</p> <p>⑥ 監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、リスク評価の実施に際して、監査人は状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財産目録の作成に関連する内部統制を検討する旨</p> <p>⑦ 監査には、理事者又は設立準備委員会等が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者又は設立準備委員会等によって行われた見積りの評価を含め全体としての財産目録の表示を検討することが含まれる旨</p> <p>⑧ 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している旨</p> <p>(4) 監査意見</p>
<p>23. 意見に関する除外がない場合は、理事者又は設立準備委員会等が作成した財産目録が、すべての重要な点において、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）に準拠して作成されているものと認める旨の意見を記載する。</p>	<p>① 意見に関する除外がない場合は、理事者又は設立準備委員会等が作成した財産目録が、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年7月20日 文部省告示第117号）に準拠して、財産の状態をすべての重要な点において正しく示しているものと認める旨の意見を記載する。</p>
<p>24. 財産目録に記載された資産の評価方法、財産目録の表示方法等に関して不適切なものがあり、意見に関する除外がある場合には、次の事項を記載する。</p> <p>(1) 除外事項付意見の根拠区分（意見区分の直前）</p> <p>① 状況に応じて「限定意見の根拠」、「否定的意見の根拠」又は「意見不表明の根拠」という見出しを付して記載する。</p> <p>② 財産目録の特定の金額に関連する重要な虚偽表示が存在する場合、監査人は、金額的な影響額を算定することが困難でない限り、除外事項付意見の根拠区分に、当該虚偽表示による金額的な影響額とそれに関連する説明を記載する。</p> <p>③ 金額的な影響額を算定することが困難な場合には、その旨を記載する。</p>	<p>② 財産目録に記載された資産の評価方法、財産目録の表示方法等に関して不適切なものがあり、意見に関する除外がある場合には、次の事項を記載する。</p> <p>了。除外事項付意見の根拠区分（意見区分の直前）</p> <p>(7) 状況に応じて「限定意見の根拠」、「否定的意見の根拠」又は「意見不表明の根拠」という見出しを付して記載する。</p> <p>(4) 量化的な注記情報を含め、財産目録の特定の金額に関連する重要な虚偽表示が存在する場合、監査人は、金額的な影響額を算定することが困難でない限り、除外事項付意見の根拠区分に、当該虚偽表示による金額的な影響額とそれに関連する説明を記載する。</p> <p>(4) 金額的な影響額を算定することが困難な場合には、その旨を記載する。</p>

新	旧
<p>④ 否定的意見を表明する、又は意見を表明しない場合に、否定的意見又は意見不表明の原因となる事項に除外除外事項付意見の原因となる事項を監査人が識別している場合には、当該事項についても<u>全て</u>、除外除外事項付意見の根拠区分に、その内容及びそれによる影響を記載する。</p> <p>② 意見区分</p> <p>除外除外事項付意見を表明する場合、状況に応じて「限定意見」、「否定的意見」又は「意見不表明」という見出しを意見区分に付して記載する。</p> <p>① 限定意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事者又は設立準備委員会等が採用した資産の評価方法、財産目録の表示方法等に関して不適切なものがあり、虚偽表示が財産目録に与える影響が、個別又は集計した場合に重要であるが広範ではないと判断したときは、限定意見を記載する。 ・ 重要な監査手続が実施できなかつたことにより十分かつ適切な監査証拠が入手できず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが及ぼす可能性のある影響の範囲が広範ではないと判断した場合は、限定意見を記載する。 <p>なお、限定意見を表明する場合、監査人の責任に関して、入手した監査証拠が監査人の除外除外事項付意見の基礎を得るために十分かつ適切なものであると判断した旨を記載する。</p> <p>② 否定的意見</p> <p>理事者又は設立準備委員会等が採用した資産の評価方法、財産目録の表示方法等に関して著しく不適切なものがあり、財産目録に重要な虚偽表示がある場合でかつ、その及ぼす影響の範囲が広範であると判断した場合には、財産目録が「<u>学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等</u>」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に<u>準拠して作成されていないもの</u>と認める旨を記載する。</p> <p>なお、否定的意見を表明する場合、監査人の責任に関して、入手した監査証拠が監査人の否定的意見の基礎を得るために十分かつ適切なものであると判断した旨を記載する。</p> <p>③ 意見不表明</p> <p>重要な監査手続が実施できなかつたことにより十分かつ適切な監査証拠が入手できず、財産目録に重要な虚偽表示の可能性があり、かつ、その及ぼす可能性のある影響の範囲が広範であると判断した場合には、財産目録に対する意見を表明しない旨を記載する。</p> <p>なお、意見を表明しない場合であっても、監査報告書の冒頭において、監査人は財産目録について監査を行った旨を記載する。</p> <p>また、監査人の責任と監査範囲について、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた旨を記載する。</p>	<p>(4) 否定的意見を表明する、又は意見を表明しない場合に、否定的意見又は意見不表明の原因となる事項に除外除外事項付意見の原因となる事項を監査人が識別している場合には、当該事項についても<u>すべて</u>、除外除外事項付意見の根拠区分に、その内容及びそれによる影響を記載する。</p> <p>① 意見区分</p> <p>除外除外事項付意見を表明する場合、状況に応じて「限定意見」、「否定的意見」又は「意見不表明」という見出しを意見区分に付して記載する。</p> <p>(2) 限定意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 理事者又は設立準備委員会等が採用した資産の評価方法、財産目録の表示方法等に関して不適切なものがあり、虚偽表示が財産目録に与える影響が、個別又は集計した場合に重要であるが広範ではないと判断したときは、限定意見を記載する。 ② 重要な監査手続が実施できなかつたことにより十分かつ適切な監査証拠が入手できず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが及ぼす可能性のある影響の範囲が広範ではないと判断した場合は、限定意見を記載する。 <p>なお、限定意見を表明する場合、監査人の責任に関して、入手した監査証拠が監査人の除外除外事項付意見の基礎を得るために十分かつ適切なものであると判断した旨を記載する。</p> <p>(4) 否定的意見</p> <p>理事者又は設立準備委員会等が採用した資産の評価方法、財産目録の表示方法等に関して著しく不適切なものがあり、財産目録に重要な虚偽表示がある場合でかつ、その及ぼす影響の範囲が広範であると判断した場合には、財産目録が<u>財産の状態を正しく示していないもの</u>と認める旨を記載する。</p> <p>① 意見不表明</p> <p>重要な監査手続が実施できなかつたことにより十分かつ適切な監査証拠が入手できず、財産目録に重要な虚偽表示の可能性があり、かつ、その及ぼす可能性のある影響の範囲が広範であると判断した場合には、財産目録に対する意見を表明しない旨を記載する。</p> <p>なお、意見を表明しない場合であっても、監査報告書の冒頭において、監査人は財産目録について監査を行った旨を記載する。</p> <p>また、監査人の責任と監査範囲について、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた旨を記載する。</p>
<p>《(5) 追記情報 (強調事項区分)》</p>	<p>(5) 追記情報</p> <p>① 強調事項区分</p>
<p>25. 財産目録に記載されている事項について、財産目録を理解する基礎として重要であるため、当該</p>	<p>財産目録に記載されている事項について、財産目録を理解する基礎として重要であるため、当該</p>

新	旧
<p>事項を強調して注意を喚起する必要があると判断し、かつ当該事項について財産目録の重要な虚偽表示がないという十分かつ適切な監査証拠を入手した場合、監査報告書において「強調事項」という見出しを付けて記載する。</p> <p>《(6) 追加情報（その他の事項区分）》</p>	<p>当該事項を強調して注意を喚起する必要があると判断し、かつ当該事項について財産目録の重要な虚偽表示がないという十分かつ適切な監査証拠を入手した場合、監査報告書において「強調事項」という見出しを付けて記載する。</p> <p>② その他の事項区分</p>
<p>26. 財産目録に記載されていない事項について、監査、監査人の責任又は監査報告書についての利用者の理解に関連するため説明する必要がある場合は、「その他の事項」又は適切な見出しを付した区分を設けて記載する。</p> <p>(1) 財産目録作成の基礎</p> <p>特別目的の財務諸表に対する監査の場合には、会計の基準、財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載する。</p> <p>財産目録には、財産目録作成の基礎を記載することは求められていないが、他の申請書類と合わせて告示第117号に準拠して作成される。</p> <p>そのため、監査報告書には会計の基準として「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)を記載し、作成の目的として新設(又は増設)のための認可申請に当たり文部科学省に提出することを記載し、想定される主な利用者の範囲として所轄庁を記載することになる。</p> <p>これらの記載は、財産目録に記載されている事項ではないことから、その他の事項として記載することになる。</p> <p>(2) 配布及び利用制限</p> <p>財産目録は、理事者又は設立準備委員会等が「寄附行為等の認可申請」のために、申請書類の一部として作成するものであり、財産目録について公認会計士の監査の結果を記載した書類である監査報告書と合わせて、所轄庁に提出される。そのため、理事者又は設立準備委員会等や所轄庁以外に配布又は利用されることは想定されないが、利用者の誤解を避けるための状況に応じた必要性によって、配布又は利用制限を付すことの適切性を判断する。</p> <p>(3) その他の事項</p> <p>財産目録に対する監査に加え、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査を行う場合には、その他の事項として、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の監査報告書を発行している旨を記載する。</p> <p>なお、利害関係については、監査報告書に「利害関係」という見出しを付した上で、利害関係の有無について記載する(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第25条第2項及び第34条の第3項、公認会計士法施行規則第12条)。</p> <p>《(7) 私立学校振興助成法の監査意見》</p>	<p>財産目録に記載されていない事項について、利用者の理解に関連するため説明する必要がある場合には、「その他の事項」又は適切な見出しを付した区分を設けて記載する。</p> <p>② その他の事項区分</p> <p>財産目録に記載されていない事項について、利用者の理解に関連するため説明する必要がある場合には、「その他の事項」又は適切な見出しを付した区分を設けて記載する。</p> <p>その他の事項区分の例としては、<u>重要な偶発事象及び後発事象のうち、寄附行為等の認可審査上の参考資料として必要と認められる事項がある(ただし、財産目録に記載された場合には、強調事項区分となる)</u>。</p> <p>なお、利害関係については、監査報告書に「利害関係」という見出しを付した上で、利害関係の有無について記載しなければならない(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第25条第2項及び第34条の第3項、公認会計士法施行規則第12条)。</p>
<p>27. 財産目録は、学校法人会計基準における完全な一組の財務諸表からは独立した個別表であるが、完全な一組の財務諸表である貸借対照表と密接に関連しており、貸借対照表と整合するように作成することが求められている。</p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>学校法人が私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査を受けている場合で、完全な<u>組の財務諸表に対する意見が否定的又は意見不表明である場合には、貸借対照表と密接に関連している財産目録に対する監査意見にも影響を及ぼす可能性がある。</u></p>	
<p>《6. 事後判明事実》</p> <p>28. 監査報告書の翌日から所轄庁提出日までの間に監査人が知るところとなった事実につき理事者又は設立準備委員会等が財産目録を修正する場合、監査人は、<u>監基報 560 に従って必要な手続を実施し、当該修正された財産目録に対する監査報告書に差し替えられる。</u></p> <p>また、監査人が財産目録の修正が必要であると判断する状況において、理事者又は設立準備委員会等が財産目録の修正を行わない場合には、監査人は、<u>監基報 560 に従って必要な手続を実施することが求められる。</u></p>	<p>5. 事後判明事実</p> <p>監査報告書の翌日から所轄庁提出日までの間に監査人が知るところとなった事実につき理事者又は設立準備委員会等が財産目録を修正する場合、監査人は、<u>監査基準委員会報告書 560 「後発事象」に従って必要な手続を実施し、当該修正された財産目録に対する監査報告書に差し替えなければならない。</u></p> <p>また、監査人が財産目録の修正が必要であると判断する状況において、理事者又は設立準備委員会等が財産目録の修正を行わない場合には、監査人は、<u>監査基準委員会報告書 560 に従って必要な手続を実施しなければならない。</u></p>
<p>《7. 業務制限》</p> <p>29. 業務制限についての法令等（公認会計士法第24条及び同法第34条の11、公認会計士法施行令第7条及び同令第15条、日本公認会計士協会倫理規則第13条）の適用に当たっては、下記の事項に留意する。</p> <p>(1) 「役員、これに準ずるもの」には評議員を含む。</p> <p>(2) 「使用人」とあるのは、「教職員」とする。なお、教職員には非常勤を含む。</p> <p>(3) 「被監査会社等」には学校法人及び設立準備委員会等が含まれるが、「被監査会社」には学校法人及び設立準備委員会等は含まれない。</p> <p>ただし、「被監査会社等」とは営利企業に該当するものに限る旨の限定がある場合には、学校法人及び設立準備委員会等は含まれない。</p> <p>公認会計士法第24条第3項（「公務員関係」、同法第34条の11第3項の当該部分を含む。）は、営利企業に係る規制であるから、学校法人及び設立準備委員会等は含まれないが、日本公認会計士協会倫理規則第13条に留意する。</p>	<p>6. 業務制限</p> <p>業務制限についての法令等（公認会計士法第24条及び同法第34条の11、公認会計士法施行令第7条及び同令第15条、日本公認会計士協会倫理規則第13条）の適用に当たっては、下記の事項に留意する。</p> <p>(1) 「役員、これに準ずるもの」には評議員を含む。</p> <p>(2) 「使用人」とあるのは、「教職員」とする。なお、教職員には非常勤を含む。</p> <p>(3) 「被監査会社等」には学校法人及び設立準備委員会等が含まれるが、「被監査会社」には学校法人及び設立準備委員会等は含まれない。</p> <p>ただし、「被監査会社等」とは営利企業に該当するものに限る旨の限定がある場合には、学校法人及び設立準備委員会等は含まれない。</p> <p>公認会計士法第24条第3項（「公務員関係」、同法第34条の11第3項の当該部分を含む。）は、営利企業に係る規制であるから、学校法人及び設立準備委員会等は含まれないが、日本公認会計士協会倫理規則第13条に留意する。</p>
<p>《Ⅲ 適用》</p>	
<p>30. 本委員会報告は、財産目録の作成日が平成16年3月31日以後の財産目録監査から適用する。なお、財産目録の作成日が平成16年3月30日以前の財産目録監査から、本報告を適用することができる。</p>	<p>(新 設) (VI 1 から移動)</p>
<p>31. 本委員会報告は、財産目録の作成日が平成17年3月31日以後の財産目録監査から適用する。なお、財産目録の作成日が平成17年3月30日以前の財産目録監査から、本報告を適用することができる。</p>	<p>(新 設) (VI 2 から移動)</p>
<p>32. 本委員会報告は、財産目録の作成日が平成20年3月31日以後の財産目録監査から適用する。なお、財産目録の作成日が平成20年3月30日以前の財産目録監査から、本報告を適用することができる。</p>	<p>(新 設) (VI 3 から移動)</p>

新	旧
<p>きる。</p>	<p>(新 設) (VI 4 から移動)</p>
<p>33. 「学校法人委員会報告第 40 号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」の改正について」(平成 24 年 3 月 22 日)については、<u>財産目録の作成日が平成 24 年 3 月 31 日以後の財産目録監査から適用する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>34. 「学校法人委員会実務指針第 40 号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示に基づく財産目録監査の取扱い」の改正について」(平成 27 年 10 月 7 日)については、<u>財産目録の作成日が平成 27 年 4 月 1 日以後の財産目録監査から適用する。</u></p>	
<p><u>《付録 監査報告書の記載例》</u></p>	<p><u>Ⅲ 監査報告書の記載例</u></p>
<p>監査報告書の文例を示すと次のとおりである。 具体的な記載に当たっては、各監査人がそれぞれ判断されたい。</p>	<p>監査報告書の文例を示すと次のとおりである。 具体的な記載に当たっては、各監査人がそれぞれ判断されたい。</p>
<p><u>【文例 1】新設の場合の文例</u></p>	<p>1. <u>新設の場合の文例</u></p>
<p>(1) 監査人が公認会計士の場合</p>	<p>(1) 監査人が公認会計士の場合</p>
<p>独立監査人の監査報告書</p> <p>平成○○年○月○○日</p> <p>学校法人○○○設立準備委員会 設立代表者 ○○ ○○殿</p> <p>○○○○公認会計士事務所 公認会計士 (自 署) ㊟ ○○○公認会計士事務所 公認会計士 (自 署) ㊟</p> <p>私たちは、文部省告示 第 117 号 (平成 6 年 7 月 20 日) に基づき、学校法人○○○設立準備委員会が平成○○年度○○大学○○学部新設認可申請に当たり文部科学省に提出する平成○○年○月○日現在の財産目録及び<u>重要な会計方針 (以下「財産目録」という。)</u>について監査を行った。</p> <p>財産目録に対する設立準備委員会の責任 設立準備委員会の責任は、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成 6 年 7 月 20 日 文部省告示第 117 号)に<u>準拠して</u>財産目録を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財産目録を作成するために設立準備委員会が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>監査人の責任 私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財産目録に対する意見を表</p>	<p>独立監査人の監査報告書</p> <p>平成○○年○月○○日</p> <p>学校法人○○○設立準備委員会 設立代表者 ○○ ○○殿</p> <p>○○○○公認会計士事務所 公認会計士 (自 署) ㊟ ○○○公認会計士事務所 公認会計士 (自 署) ㊟</p> <p>私たちは、文部省告示 第 117 号 (平成 6 年 7 月 20 日) に基づく<u>監査報告を行うため</u>、学校法人○○○設立準備委員会が平成○○年度○○大学○○学部新設認可申請に当たり文部科学省に提出する平成○○年○月○日現在の財産目録について監査を行った。</p> <p>財産目録に対する設立準備委員会の責任 設立準備委員会の責任は、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成 6 年 7 月 20 日 文部省告示第 117 号)に<u>従って</u>財産目録を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財産目録を作成するために設立準備委員会が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>監査人の責任 私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財産目録に対する意見を表</p>

新	旧
<p> 明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財産目録に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 </p> <p> 監査においては、財産目録の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財産目録の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、設立準備委員会が採用した会計方針及びその適用方法並びに設立準備委員会によって行われた見積りの評価も含め財産目録の表示を検討することが含まれる。 </p> <p> 私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 </p> <p> 監査意見 私たちは、上記の財産目録が、すべての重要な点において、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に準拠して作成されているものと認める。 </p> <p> 財産目録作成の基礎 (注2) 財産目録は、平成〇〇年度〇〇大学〇〇学部新設認可申請に当たり文部科学省に提出するために「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。 </p> <p> 利害関係 学校法人〇〇〇設立準備委員会と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 </p>	<p> 明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財産目録に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 </p> <p> 監査においては、財産目録に記載されたすべての重要な事項が事実に基づいていること、その評価基準が適切でありかつ評価方法は当該財産目録に注記のとおりであること、また、財産目録は明瞭に表示され、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に従って作成されていることについて監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものでないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財産目録の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、設立準備委員会が採用した会計方針及びその適用方法並びに設立準備委員会によって行われた見積りの評価も含め金体としての財産目録の表示を検討することが含まれる。 </p> <p> 私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 </p> <p> 監査意見 私たちは、財産目録が「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に準拠して、財産の状況をすべの重要な点において正しく示しているものと認める。 </p> <p> 利害関係 学校法人〇〇〇設立準備委員会と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 </p>
<p> (注1) 設立に当たるものが、設立準備委員会以外の場合には、「設立準備委員会」「設立代表者」とあるのは「設立準備財団」「理事長」など、当該具体的な名称により記載する。 (注2) 配布及び利用制限を記載する場合には、以下とする。 </p>	<p> (注1) 設立に当たるものが、設立準備委員会以外の場合には、「設立準備委員会」「設立代表者」とあるのは「設立準備財団」「理事長」など、当該具体的な名称により記載する。 (注2) 配布及び利用制限を記載する場合には、以下とする。 </p>

新	旧
<p>財産目録作成の基礎並びに配布及び利用制限</p> <p>財産目録は、平成〇〇年度〇〇大学〇〇学部新設認可申請に当たり文部科学省に提出するた めに「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告 示第117号)に準拠して作成されており、それが以外の目的には適合しないことが ある。当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。</p> <p>本報告書は、学校法人〇〇〇〇設立準備委員会及び文部科学省のみを利用者として想定してお り、学校法人〇〇〇〇設立準備委員会及び文部科学省以外に配布及び利用されるべきものではな い。</p>	
(2) 監査人が監査法人の場合	(2) 監査人が監査法人の場合
① 無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合	① 無限責任監査法人の場合
<p>独立監査人の監査報告書</p> <p>学校法人〇〇〇〇設立準備委員会 (注1)</p> <p>設立代表者 〇〇 〇〇殿</p> <p>平成〇〇年〇月〇〇日</p> <p>〇〇〇監査法人 指 定 社 員 (自 署) ㊦ 業務執行社員 指 定 社 員 (自 署) ㊦ 業務執行社員</p>	<p>独立監査人の監査報告書</p> <p>学校法人〇〇〇〇設立準備委員会</p> <p>設立代表者 〇〇 〇〇殿</p> <p>平成〇〇年〇月〇〇日</p> <p>〇〇〇監査法人 指 定 社 員 (自 署) ㊦ 業務執行社員 指 定 社 員 (自 署) ㊦ 業務執行社員</p>
<p>当監査法人は、文部省告示 第117号 (平成6年7月20日) に基づき、学校法人〇〇〇〇設立準備委 員会が平成〇〇年度〇〇大学〇〇学部新設認可申請に当たり文部科学省に提出する平成〇〇年〇月 〇日現在の財産目録及び重要な会計方針 (以下「財産目録」という。) について監査を行った。</p> <p>財産目録に対する設立準備委員会の責任</p> <p>設立準備委員会の責任は、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7 月20日 文部省告示第117号) に準拠して財産目録を作成することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない財産目録を作成するために設立準備委員会が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>監査人の責任</p> <p>当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財産目録に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基 準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財産目録に重要な虚偽表示がないかどうか かについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求</p>	<p>当監査法人は、文部省告示 第117号 (平成6年7月20日) に基づく監査報告を行うため、学校 法人〇〇〇〇設立準備委員会が平成〇〇年度〇〇大学〇〇学部新設認可申請に当たり文部科学省に提 出する平成〇〇年〇月〇日現在の財産目録について監査を行った。</p> <p>財産目録に対する設立準備委員会の責任</p> <p>設立準備委員会の責任は、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7 月20日 文部省告示第117号) に従って財産目録を作成することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない財産目録を作成するために設立準備委員会が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>監査人の責任</p> <p>当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財産目録に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基 準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財産目録に重要な虚偽表示がないかどうか かについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求</p>

<p>監査においては、財産目録の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためには、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財産目録の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、設立準備委員会が採用した会計方針及びその適用方法並びに設立準備委員会によって行われた見積りの評価も含め、<u>財産目録の表示を検討することが含まれる。</u></p> <p>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査意見 当監査法人は、<u>財産目録が、すべての重要な点において、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に準拠して作成されていること、その評価基準が適切でありかつ評価方法は当該財産目録に注記のとおりであること、また、財産目録は明瞭に表示され、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に従って作成されていることについて監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財産目録の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、設立準備委員会が採用した会計方針及びその適用方法並びに設立準備委員会によって行われた見積りの評価も含め、<u>全体としての財産目録の表示を検討することが含まれる。</u></u></p> <p>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査意見 当監査法人は、<u>財産目録が「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に準拠して、財産の状態をすべての重要な点において正しく示しているものと認める。</u></p> <p>利害関係 学校法人〇〇〇設立準備委員会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>	<p>監査においては、財産目録に記載されたすべての重要な事項が事実に基づいていること、その評価基準が適切でありかつ評価方法は当該財産目録に注記のとおりであること、また、財産目録は明瞭に表示され、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に従って作成されていることについて監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財産目録の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、設立準備委員会が採用した会計方針及びその適用方法並びに設立準備委員会によって行われた見積りの評価も含め、<u>全体としての財産目録の表示を検討することが含まれる。</u></p> <p>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査意見 当監査法人は、<u>財産目録が「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に準拠して、財産の状態をすべての重要な点において正しく示しているものと認める。</u></p> <p>利害関係 学校法人〇〇〇設立準備委員会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>
<p>監査意見 当監査法人は、<u>上記の財産目録が、すべての重要な点において、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に準拠して作成されていること、その評価基準が適切でありかつ評価方法は当該財産目録に注記のとおりであること、また、財産目録は明瞭に表示され、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に従って作成されていることについて監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためには、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財産目録の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、設立準備委員会が採用した会計方針及びその適用方法並びに設立準備委員会によって行われた見積りの評価も含め、<u>財産目録の表示を検討することが含まれる。</u></u></p> <p>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>財産目録作成の基礎 (注3) <u>財産目録は、平成〇〇年度〇〇大学〇〇学部新設認可申請に当たり文部科学省に提出するために「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。</u></p> <p>利害関係 学校法人〇〇〇設立準備委員会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>	<p>監査意見 当監査法人は、<u>上記の財産目録が、すべての重要な点において、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に準拠して作成されていること、その評価基準が適切でありかつ評価方法は当該財産目録に注記のとおりであること、また、財産目録は明瞭に表示され、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に従って作成されていることについて監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためには、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財産目録の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、設立準備委員会が採用した会計方針及びその適用方法並びに設立準備委員会によって行われた見積りの評価も含め、<u>財産目録の表示を検討することが含まれる。</u></u></p> <p>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>財産目録作成の基礎 (注3) <u>財産目録は、平成〇〇年度〇〇大学〇〇学部新設認可申請に当たり文部科学省に提出するために「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第117号)に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。</u></p> <p>利害関係 学校法人〇〇〇設立準備委員会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>
<p>(注1) 設立に当たるものが、<u>設立準備委員会以外の場合には、「設立準備委員会」「設立代表者」とあるのは「設立準備財団」「理事長」など、当該具体的な名称により記載する。</u></p> <p>(注2) 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。</p> <p>〇〇〇監査法人 代表社員 公認会計士 (自署) ㊦ 業務執行社員 公認会計士 (自署) ㊦ 業務執行社員 公認会計士 (自署) ㊦</p>	<p>(注) 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。</p> <p>〇〇〇監査法人 代表社員 公認会計士 (自署) ㊦ 業務執行社員 公認会計士 (自署) ㊦ 業務執行社員 公認会計士 (自署) ㊦</p>

新	旧
<p>(注3) 配布及び利用制限を記載する場合には、以下とする。</p> <p>財産目録作成の基礎並びに配布及び利用制限</p> <p>財産目録は、平成〇〇年度〇〇大学〇〇学部新設認可申請に当たり文部科学省に提出するた めに「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告 示第117号)に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことが ある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。</p> <p>本報告書は、学校法人〇〇〇〇設立準備委員会及び文部科学省のみを利用者として想定してお り、学校法人〇〇〇〇設立準備委員会及び文部科学省以外に配布及び利用されるべきものではな い。</p>	<p>② 有限責任監査法人の場合、以下とする。</p>
<p>② 有限責任監査法人の場合</p> <p>独立監査人の監査報告書</p> <p>平成〇〇年〇月〇〇日</p> <p>学校法人〇〇〇〇設立準備委員会 (注1) 設立代表者 〇〇 〇〇 殿</p> <p>〇〇〇〇有限責任監査法人 指定有限責任社員 (自署) ㊦ 業務執行社員 指定有限責任社員 (自署) ㊦ 業務執行社員</p> <p>(以下、①の場合の記載と同じ。)</p>	<p>② 有限責任監査法人の場合、以下とする。</p> <p>独立監査人の監査報告書</p> <p>平成〇〇年〇月〇〇日</p> <p>学校法人〇〇〇〇設立準備委員会 設立代表者 〇〇 〇〇 殿</p> <p>〇〇〇〇有限責任監査法人 指定有限責任社員 (自署) ㊦ 業務執行社員 指定有限責任社員 (自署) ㊦ 業務執行社員</p> <p>(以下、①の場合の記載と同じ。)</p>
<p>【文例2】増設の場合の文例</p> <p>独立監査人の監査報告書</p> <p>平成〇〇年〇月〇〇日</p> <p>学校法人〇〇〇〇 理事会 御中</p> <p>〇〇〇〇公認会計士事務所 公認会計士 (自署) ㊦ 〇〇〇公認会計士事務所 公認会計士 (自署) ㊦</p>	<p>2. 増設の場合の文例</p> <p>独立監査人の監査報告書</p> <p>平成〇〇年〇月〇〇日</p> <p>学校法人〇〇〇〇 理事会 御中</p> <p>〇〇〇〇公認会計士事務所 公認会計士 (自署) ㊦ 〇〇〇公認会計士事務所 公認会計士 (自署) ㊦</p>

新

私たちは、文部省告示 第 117 号 (平成 6 年 7 月 20 日) に基づき、学校法人〇〇〇〇が平成〇〇年度〇〇〇〇大学〇〇学部増設認可申請に当たり文部科学省に提出する平成〇〇年〇月〇日現在の財産目録及び重要な会計方針 (以下「財産目録」という。) について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成 6 年 7 月 20 日 文部省告示第 117 号) に準拠して財産目録を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財産目録を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財産目録に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財産目録に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財産目録の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財産目録の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め財産目録の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の財産目録が、すべての重要な点において、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成 6 年 7 月 20 日 文部省告示第 117 号) に準拠して作成されているものと認める。

財産目録作成の基礎 (注)

財産目録は、平成〇〇年度〇〇大学〇〇学部増設認可申請に当たり文部科学省に提出するため「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成 6 年 7 月 20 日 文部省告示第 117 号) に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

学校法人〇〇〇は、上記の財産目録のほか、平成〇〇年〇月〇日をもって終了する会計年度に

旧

私たちは、文部省告示 第 117 号 (平成 6 年 7 月 20 日) に基づき監査報告を行うため、学校法人〇〇〇〇が平成〇〇年度〇〇大学〇〇学部増設認可申請に当たり文部科学省に提出する平成〇〇年〇月〇日現在の財産目録について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成 6 年 7 月 20 日 文部省告示第 117 号) に従って財産目録を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財産目録を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財産目録に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財産目録に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財産目録に記載されたすべての重要な事項が事実に基づいていること、その評価基準が適切でありかつ評価方法は当該財産目録に注記のとおりであること、また、財産目録は明瞭に表示され、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成 6 年 7 月 20 日 文部省告示第 117 号) に従って作成されていることについて監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものでないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財産目録の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財産目録の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、財産目録が「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成 6 年 7 月 20 日 文部省告示第 117 号) に準拠して、財産の状態をすべての重要な点において正しく示しているものと認める。

新	旧
<p>ついで、私立学校振興助成法の規定に基づき学校法人会計基準に準拠した計算書類を作成しており、私たちは、当該計算書類に対して、平成〇〇年〇月〇日に別途、監査報告書を発行している。</p> <p>利害関係 学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。以上</p>	<p>利害関係 学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。以上</p>
<p>(注) 配布及び利用制限を記載する場合には、以下とする。</p> <p>財産目録作成の基礎並びに配布及び利用制限 財産目録は、平成〇〇年度〇〇〇〇大学〇〇学部増設認可申請に当たり文部科学省に提出するた めに「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」(平成6年7月20日 文部省告示第 117号)に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。 当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。 本報告書は、学校法人〇〇〇〇及び文部科学省のみを利用者として想定しており、学校法人〇〇 〇及び文部科学省以外に配布及び利用されるべきものではない。</p>	
	<p>VI 適用</p>
(削る) (第31項へ移動)	<p>1. 本委員会報告は、財産目録の作成日が平成16年3月31日以後の財産目録監査から適用する。 なお、財産目録の作成日が平成16年3月30日以前の財産目録監査から、本報告を適用すること ができる。</p>
(削る) (第32項へ移動)	<p>2. 本委員会報告は、財産目録の作成日が平成17年3月31日以後の財産目録監査から適用する。 なお、財産目録の作成日が平成17年3月30日以前の財産目録監査から、本報告を適用すること ができる。</p>
(削る) (第33項へ移動)	<p>3. 本委員会報告は、財産目録の作成日が平成20年3月31日以後の財産目録監査から適用する。 なお、財産目録の作成日が平成20年3月30日以前の財産目録監査から、本報告を適用すること ができる。</p>
(削る) (第34項へ移動)	<p>4. 「学校法人委員会報告第40号「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の告示 に基づく財産目録監査の取扱い」の改正について」(平成24年3月22日)については、財産目録 の作成日が平成24年3月31日以後の財産目録監査から適用する。</p>
	<p>以上</p>

以上

「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」
に関する実務指針

平成 26 年 1 月 14 日
日本公認会計士協会

目 次

はじめに	iii
1 活動区分資金収支計算書.....	1
1 - 1 活動区分資金収支計算書の区分：基本的な考え方	1
1 - 2 寄付金収入の区分.....	1
1 - 3 寄付者の意思が特定できない場合における寄付金収入の区分	2
1 - 4 補助金収入の区分.....	2
1 - 5 施設整備目的で収受した寄付金収入・補助金収入の区分.....	4
1 - 6 特定資産に係る取崩収入及び繰入支出の区分.....	4
1 - 7 調整勘定等	5
2 事業活動収支計算書.....	5
2 - 1 教育活動外収支に計上される財務活動.....	5
2 - 2 寄付金の区分.....	6
2 - 3 補助金の区分.....	6
2 - 4 特別収支の範囲	7
2 - 5 過年度修正額の範囲.....	7
2 - 6 災害損失の範囲及び会計処理	8
2 - 7 徴収不能額、徴収不能引当金繰入額の計上区分	8
3 固定資産.....	8
3 - 1 総論	8
3 - 2 固定資産の評価の会計処理が適用される場合.....	9
3 - 3 仕訳例.....	9
3 - 4 計上年度	10
3 - 5 備忘価額	10
3 - 6 適用範囲：グループ償却.....	10
3 - 7 適用範囲：土地	11
3 - 8 適用範囲：無形固定資産.....	11
3 - 9 有姿除却等損失と基本金取崩し.....	11

3 - 10	再使用した場合	12
4	有価証券	12
4 - 1	学校法人会計基準と時価会計の関係	12
4 - 2	有価証券の時価	12
4 - 3	「著しく低くなった場合」に該当するかどうかの判定	13
4 - 4	時価のある有価証券の回復可能性の判断	14
4 - 5	時価の下落率が 30%以上 50%未満の場合における「合理的な基準」	15
4 - 6	市場価格のない株式の評価	15
4 - 7	市場価格のない株式の回復可能性の判断	15
4 - 8	外貨建て有価証券の評価換え	16
4 - 9	有価証券評価差額の事業活動収支計算書上の表示	16
5	注記事項 その他	17
5 - 1	活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記の記載	17
5 - 2	有価証券の時価情報に係る注記の記載	17
5 - 3	時価のない有価証券	17
5 - 4	学校法人間取引の範囲	18
5 - 5	第 3 号基本金の組入れに係る計画集計表	18
5 - 6	第 4 号基本金に相当する資金を有している場合の注記省略の可否	19
5 - 7	第 4 号基本金相当の資金を有していない場合の注記の記載	19
5 - 8	第 4 号基本金の組入れがない知事所轄法人の注記	19
5 - 9	第 4 号基本金に対応した特定資産の計上区分	19
5 - 10	部門別の第 4 号基本金の組入れの可否	19

はじめに

平成25年4月22日に「学校法人会計基準の一部を改正する省令」(平成25年4月22日文科省令第15号)が公布され、平成27年度(知事所轄学校法人については平成28年度)以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることとされた。文科省では、同日付けの「学校法人会計基準の一部改正について」(25文科高第90号)により、その趣旨、内容の概要等について通知したほか、改正後の計算書類について、用語の定義等を示すとともに、今回の改正に合わせて、近年の私立学校を取り巻く環境の変化等を踏まえ、会計処理の取扱い及び注記事項の追加等を示すため、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」(25高私参第8号、以下「第8号通知」という。)及び「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について(通知)」(25高私参第9号、以下「第9号通知」という。)を、平成25年9月2日付けで発出した。

第8号通知及び第9号通知を受けて、日本公認会計士協会はこれらの通知を実務に適用するに当たっての具体的な指針を取りまとめた。

なお、本実務指針は、第8号通知及び第9号通知の二つの通知に関するものであるが、内容に鑑みて、名称については、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」に関する実務指針とした。

1 活動区分資金収支計算書

1 - 1 活動区分資金収支計算書の区分：基本的な考え方

Q 活動区分資金収支計算書は、「教育活動による資金収支」、「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」の三つの区分がありますが、区分に当たりどのような考え方にに基づき判断すべきですか。

A 第8号通知 2.(1) において、「教育活動による資金収支」は、「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」を除いたものと示されている。

学校法人は、設置基準に基づき必要な施設設備等を用意した上で、教育活動を実施する設置主体であることから、学校法人における活動は、基本的には教育活動による収支が中心となる。一方で、教育活動を継続的に実施するためには、施設設備の取替更新や更なる取得といった活動も必要であるから、「施設整備等活動による資金収支」については、「教育活動による資金収支」をインフラ面から支える活動と考えられ、施設設備の拡充等に限定されたものとされる。

また、「その他の活動による資金収支」については、同通知 2.(3) において、財務活動、収益事業に係る活動、預り金の受払い等の経過的な活動、過年度修正額と例示されている。

したがって、基本的な考え方として、「施設整備等活動による資金収支」及び「その他の活動による資金収支」については、通知における定義に従って区分して計上し、それ以外の収支を広く「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する。

なお、学生生徒等納付金収入については、納付金の内訳名称にかかわらず、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上することとされている。

1 - 2 寄付金収入の区分

Q 寄付金収入には、活動区分資金収支計算書において、「教育活動による資金収支」に属するものと「施設整備等活動による資金収支」に属するものがありますが、どのように区分して計上するのですか。

また、寄付者の意思が明確でない場合の寄付金収入の活動区分の方法はどのようにしたらよいですか。

A 第8号通知 2.(1) において、「特別寄付金収入」とは、「用途指定のある寄付金収入のうち、施設設備寄付金収入を除いたものをいう」と定義され、また、同通知 2.(2) において、「施設設備寄付金収入」とは、「施設設備の拡充等のための寄付金収入をいう」と定義されている。

したがって、施設設備拡充等のためという寄付者の意思が明確な寄付金収入のみ「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に「施設設備寄付金収入」の科目で計上し、それ以外の寄付金収入は、「教育活動による資金収支」の活動区分に「特別寄付金収入」又は「一般寄付金収入」の科目で計上することになる。

また、寄付者の意思は、寄付金趣意書、寄付金申込書等により可能な限り明確にすることが望ましいが、寄付者の意思が明確でない場合は、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上することになる。

なお、活動区分資金収支計算書における「教育活動による資金収支」の活動区分の「特別寄付金収入」又は「一般寄付金収入」は、事業活動収支計算書では、「教育活動収支」の「寄付金」に「特別寄付金」又は「一般寄付金」として計上されることになる。

また、活動区分資金収支計算書における「施設整備等活動による資金収支」の活動区分の「施設設備寄付金収入」は、事業活動収支計算書では、「特別収支」の「その他の特別収入」に「施設設備寄付金」として計上することになる。

1 - 3 寄付者の意思が特定できない場合における寄付金収入の区分

Q 当学園では、寄付金趣意書において「目標総額1億円、寄付金一口10万円から、使途として、新キャンパス建設資金、奨学基金の拡充」と記載して募集を行っています。寄付者の意思が のどちらにも特定できない場合の寄付金収入の活動区分はどのようになりですか。

A は「施設整備等活動による資金収支」、 は「教育活動による資金収支」に計上することになるが、質問のように使途について寄付者の意思が特定できない場合の寄付金収入は、主たる目的の活動区分に計上するなどの方法によることになると解される。

あらかじめ寄付金趣意書、寄付金募集要項等で区分を明示しておくことが望まれる。

1 - 4 補助金収入の区分

Q 補助金収入には、活動区分資金収支計算書において、「教育活動による資金収支」に属するものと「施設整備等活動による資金収支」に属するものがありますが、以下のケースの場合はどの区分に計上するのですか。

旧耐震基準で建設された校舎を建て替え、新校舎の建設に日本私立学校振興・共済事業団から融資を受け、その融資を受けた借入利息に対して、文部科学省から私立学校施設高度化推進事業補助（利子助成）を受けていますが、この場合の補助金収入は、「施設整備等活動による資金収支」に計上すべきですか。

私立大学等経常費補助金の対象経費には、図書や500万円未満の機器備品も含まれますが、これらを対象とする部分は「施設整備等活動による資金収支」に計上すべきですか。

経常費補助金のうち、特別補助はどのように考えればよいですか。

「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に選定・採択され、文部科学省から補助金が交付されることになりましたが、この場合の補助金収入は、「教育活動による資金収支」に計上すべきですか。

A 第8号通知 2.(1)において、「経常費等補助金収入」とは、「補助金収入のうち、施設設備補助金収入を除いたものをいう」と定義され、また、同通知 2.(2)において、「施設設備補助金収入」とは、「施設設備の拡充等のための補助金収入をいう」と定義されている。

したがって、当該補助金交付の根拠法令、交付要綱等の趣旨から判断して施設設備のためという目的が明確な補助金収入のみ「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に「施設設備補助金収入」の科目で計上し、それ以外の補助金収入は、「教育活動による資金収支」の活動区分に「経常費等補助金収入」の科目で計上する。

なお、活動区分資金収支計算書における「教育活動による資金収支」の活動区分の「経常費等補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「教育活動収支」の「経常費等補助金」として計上する。また、活動区分資金収支計算書における「施設整備等活動による資金収支」の活動区分の「施設設備補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「特別収支」の「施設設備補助金」として計上する。

利子補給を目的とした補助金

新校舎の建設の融資に係る利子の一部を助成する補助金については、融資に対する利子の補助金であり、また「その他の活動による資金収支」にも該当していないことから、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上するという考え方もある。

しかし、施設の充実を図る目的で補助されるものであるので、補助金の交付者の目的に照らして「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に計上することになる。

経常費補助金のうち設備支出を対象とする部分

1-1における基本的な考え方（「教育活動による資金収支」を広く捉える考え方）より、「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に含まれる補助金は、交付者の目的が、施設又は設備の取得等に充てることが明確な場合に限定して捉えることになる。

したがって、図書や機器備品といった設備関係支出を補助対象とした補助金を収受したとしても、当該補助金が私立大学等の教育活動の維持向上等に寄与するための経常的経費の補助であることから、その収入全てを「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する。

経常費補助金を構成する特別補助

特別補助は、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第7条で規定されており、「私立大学における学術の振興及び私立大学又は私立高等専門学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるとき」に従来から実施されている一般補助金を増額して交付できるというものである。

したがって、特別補助は、経常費補助金における一般補助の増額分であり、その名称・目的・内容等から、一部が施設設備の購入に充てられることが想定される特別補助であっても、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する。

G P (Good Practice) 等の補助金

G P (Good Practice) 等の補助金については、教育の質向上に向けた大学教育改革の取組に係る補助であるため、その名称・目的・内容等から、一部が施設設備の購入に充てられることが想定されたとしても、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する。

(注) 文部科学省では、国公私立大学を通じて、教育の質向上に向けた大学教育改革の取組を選定し、財政的なサポートや幅広い情報提供を行い、各大学などでの教育改革の取組を促進するため、「特色ある大学教育支援プログラム(特色G P)」、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代G P)」及び「質の高い大学教育推進プログラム(教育G P)」を実施しており、平成 21 年度からは「大学教育・学生支援事業」のテーマA「大学教育推進プログラム」において大学教育改革の取組を推進している。

1 - 5 施設整備目的で収受した寄付金収入・補助金収入の区分

Q 施設整備のためという目的で収受した寄付金収入又は補助金収入を原資に購入した施設設備について、経理規程等に定められた固定資産計上基準額(例えば10万円)未満であるため経費処理を行いました。この場合、当該寄付金収入又は補助金収入は、「教育活動による資金収支」と「施設整備等活動による資金収支」のいずれに計上すべきですか。

A 第8号通知 2.(2)、において、「施設設備寄付金収入」又は「施設設備補助金収入」とは、施設設備の拡充等のための寄付金収入又は補助金収入をいうと示されている。したがって、取得した資産が経理規程等に従い経費として処理された場合、施設設備の拡充とはいえず、当該寄付金収入又は補助金収入は、「教育活動による資金収支」の活動区分に計上する考え方もある。

しかし、収入については、寄付者の意思や補助金の交付者の目的に基づき判断し、その目的が施設設備の拡充である場合には、当該寄付金収入や補助金収入を原資とした支出の一部が経費処理されたとしても、「施設整備等活動による資金収支」の活動区分(施設設備寄付金収入、施設設備補助金収入)に計上する。

1 - 6 特定資産に係る取崩収入及び繰入支出の区分

Q 特定資産に係る取崩収入及び繰入支出は、「施設整備等活動による資金収支」に属するものと「その他の活動による資金収支」に属するものがありますが、どのように区分するのですか。

また、特定資産に係る収支の活動区分資金収支計算書における表示は、純額表示ですか、それとも総額表示ですか。

A 第8号通知 2.(2)において、「(何)引当特定資産取崩収入」とは、施設設備に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、第2号基本金引当特定資産取崩

収入を除いたものをいう」と定義され、また、同通知 2.(3) において、「(何)引当特定資産取崩収入」とは、施設設備以外に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、「第3号基本金引当特定資産取崩収入」を除いたものをいう」と定義されている。

したがって、施設設備に用途指定のある特定資産に係る取崩収入又は繰入支出は、「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に計上し、施設設備以外に用途指定のある特定資産に係る取崩収入又は繰入支出は、「その他の活動による資金収支」の活動区分に計上する。

すなわち、減価償却引当特定資産に係る取崩収入又は繰入支出は、「施設整備等活動による資金収支」の活動区分に計上され、退職給与引当特定資産に係る取崩収入又は繰入支出は「その他の活動による資金収支」の活動区分に計上する。

また、特定資産に係る収支は、学校法人会計基準（以下「基準」という。）第5条のただし書で純額表示が認められた収入と支出に該当しないため、活動区分資金収支計算書において、総額をもって表示する。

1 - 7 調整勘定等

Q 活動区分ごとの調整勘定等の計算過程を注記する表には、前受金、未収入金、未払金、前払金に関連する項目以外に、(何)という項目がありますが、これにはどのような項目が含まれるのですか。

A 「調整勘定等」には、資金収支計算書における資金収支調整勘定に関連する項目を記載する。したがって、前受金、未収入金、未払金、前払金のほか、手形債権及び債務に関連する収支の項目が含まれる。

2 事業活動収支計算書

2 - 1 教育活動外収支に計上される財務活動

Q 教育活動外収支に計上される経常的な財務活動に係る事業活動収支には、どのようなものが該当するのですか。

A 第8号通知 2.(3) において、財務活動とは、資金調達及び資金運用に係る活動をいうとされており、事業活動収入としては、第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる「第3号基本金引当特定資産運用収入」や、これ以外の預金、貸付金等の利息、株式の配当金等の「その他の受取利息・配当金」が該当する。また、事業活動支出としては、借入金利息や学校債利息が挙げられる。

また、外国通貨及び外貨預金の本邦通貨への交換や外貨建債権債務の決済の際に生ずる為替換算差額、外貨建債権債務等につき期末日の為替相場に換算する場合に生ずる為替換算差額等については、「教育活動外収支」に計上する。

2 - 2 寄付金の区分

Q 寄付金には、「教育活動収支」に属するものと「特別収支」に属するものがありますが、寄付金を二つの区分に計上する方法はどのようにすべきですか。

また、寄付者の意思が明確でない場合の寄付金の区分はどのようにしたらよいですか。

A 活動区分資金収支計算書における寄付金収入の区分（1 - 2 参照）に応じて、事業活動収支計算書においては、「施設設備寄付金」は「特別収支」の「その他の特別収入」に計上することになる。それ以外の寄付金は「教育活動収支」の「寄付金」に「特別寄付金」又は「一般寄付金」として計上する。

また、寄付者の意思は、寄付金趣意書、寄付金申込書等により、可能な限り明確にすることが望ましいが、寄付者の意思が明確でない場合は、「教育活動収支」の「一般寄付金」に計上する（1 - 2、1 - 3 参照）。

なお、「現物寄付」については、施設設備の受贈は「特別収支」に計上し、施設設備以外の受贈は「教育活動収支」に計上する。ここで、施設設備以外の受贈としては、貯蔵品、固定資産に計上しない機器備品、雑誌等の受入れが考えられる。

2 - 3 補助金の区分

Q 補助金には、「教育活動収支」に属するものと「特別収支」に属するものがありますが、以下については、どちらに計上すればよいでしょうか。

利子補給を目的とした補助金

旧耐震基準で建設された校舎を建て替え、新校舎の建設に日本私立学校振興・共済事業団から融資を受け、その融資を受けた借入利息に対して、文部科学省から私立学校施設高度化推進事業補助（利子助成）を受けた場合の補助金

経常費補助金のうち設備支出を対象とする部分

経常費補助金のうち、図書や500万円未満の機器備品に対応する部分

経常費補助金を構成する特別補助

経常費補助金のうち、特別補助

G P（Good Practice）等の補助金

「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に選定・採択され、文部科学省から交付された場合の補助金

A 活動区分資金収支計算書における「教育活動による資金収支」の活動区分の「経常費等補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「教育活動収支」の「経常費等補助金」として計上する。また、活動区分資金収支計算書における「施設整備等活動による資金収支」の活動区分の「施設設備補助金収入」は、事業活動収支計算書では、「特別収支」の「施設設備補助金」として計上する。したがって、それぞれ以下のとおりとなる（1 - 4 参照）。

利子補給を目的とした補助金

補助金の交付者の目的に基づき、「特別収支」の「施設設備補助金」に計上する。

経常費補助金のうち設備支出を対象とする部分

補助金の交付者の目的に基づき、区別することなくその全てを「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

経常費補助金を構成する特別補助

補助金の交付者の目的に基づき、「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

G P (Good Practice) 等の補助金

補助金の交付者の目的に基づき、「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

2 - 4 特別収支の範囲

Q 通知において特別収支とされる項目については、金額の多寡を問わず計上する必要がありますか。

A 第8号通知 3.(3) において、「特別収支には、「資産売却差額」、「施設設備寄付金」、「現物寄付」、「施設設備補助金」、「資産処分差額」、「過年度修正額」、「災害損失」及びデリバティブ取引の解約に伴う損失又は利益が該当するものとする。「災害損失」とは資産処分差額のうち、災害によるものをいう」と定義されている。また、同通知 3.(3) では、「退職給与引当金の計上に係る変更時差異を平成23年度に一括計上せず毎年度均等に繰り入れる措置によっている場合の「退職給与引当金特別繰入額」についても特別収支に該当する」としている。

したがって、これらの科目については金額の多寡を問わず、「特別収支」に計上しなければならない。

なお、有価証券の時価の著しい下落による有価証券評価損(有価証券評価差額)は、「資産処分差額」に含まれるので、特別収支に該当する。

2 - 5 過年度修正額の範囲

Q 特別収支における過年度修正額として計上されるものにはどのようなものがありますか。

また、補助金の返還支出は、過年度修正額として特別収支に計上すべきですか。

A 「特別収支」の「過年度修正額」には、資金収支を伴うものと、伴わないものがある。

資金収支を伴うものとしては、過年度の給与や退職金計算の誤りを当年度に精算した場合、過年度に未払金として計上すべきであった経費を当年度に支払った場合、過年度に徴収不能額として処理した債権を当年度に回収した場合、などが考えられる。

資金収支を伴わないものとしては、過年度の減価償却額や退職給与引当金(繰入額)等の計算誤りを当年度に修正した場合などが考えられる。

なお、補助金返還額は、教育活動収支の管理経費に計上され、「特別収支」に計上されるものではない。補助金は、過年度において一旦確定し収受しており、その一部に返還があったとしても返還命令決定通知に従ったものであり、過年度の修正には該当しない。

2 - 6 災害損失の範囲及び会計処理

Q 「災害損失」とは「資産処分差額のうち、災害によるものをいう」とされていますが、ここでいう「災害」の範囲はどこまでをいうのですか。

A 「災害」とは、一般的に、暴風、洪水、高潮、地震、大火その他の異常な現象により生ずる災害をいう。したがって、ここでは、盗難、事故、通常の火災などは含まれない。

なお、第8号通知 3.(3) において、「災害損失」とは「資産処分差額のうち、災害によるものをいう」とされていることから、その災害に対応する復旧や原状回復のための支出については、当該「災害損失」には含められず、「教育活動収支」に計上されることになる。

2 - 7 徴収不能額、徴収不能引当金繰入額の計上区分

Q 学生生徒等納付金の未収入金以外の債権に対する徴収不能額や徴収不能引当金繰入額についても、教育活動収支の事業活動支出として計上するのですか。

A 学生生徒等納付金に係る未収入金だけでなく、学生生徒・教職員への貸付金や、大学の附属病院における医療収入未収入金等に対しても徴収不能額や徴収不能引当金繰入額が計上される場合がある。これらは、「教育活動外収支」にも「特別収支」にも当たらず、全て教育活動収支の事業活動支出として計上する。

3 固定資産

3 - 1 総論

Q 第8号通知において固定資産の評価が示された経緯は何でしょうか。

A 資産の評価は、取得価額をもってするものとされており(学校法人会計基準第25条) 固定資産についてもその取得価額により評価されることになる。

しかしながら、近年、大規模な災害等により学校法人が保有する校地校舎等の固定資産の使用が困難となり、かつ処分もできないような状況が生じており、そうした状況にある固定資産についても資産計上を続けることは、学校法人の財政状態を適切に表さないと考えられる。

このような状況を契機として、第8号通知では、一定の条件を付して、これまで実際に処分するまでは貸借対照表の資産計上額から除くことができなかったものについて、実際の処分を行わない場合でも資産計上額から除くことができることとしたものである。

3 - 2 固定資産の評価の会計処理が適用される場合

Q 「有姿除却等損失」として処理することができるのはどのような場合ですか。

A 固定資産について備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことができるのは、現に使用することをやめ、かつ、将来も転用するなどにより、使用する予定のない状態にあるものであり、以下の から までの条件に全て該当する場合である。

固定資産の使用が困難である場合

社会通念上誰にとっても使用することが困難である場合であり、当該学校法人の個別的な事由で使用が困難な場合は含まない。なお、当該固定資産の使用を継続するために巨額な支出を要するなど、使用目的から考えて明らかに合理的でない場合も使用が困難である場合に該当する。

処分ができない場合

通常想定される方法で処分できない場合であり、例えば以下のようなケースが考えられる。

- 物理的なアクセスが制限されている場合
- 当該固定資産を処分するためには教育活動を長期にわたり中断しなければならないなど事業を行う上で重要な支障を来し、直ちに処分することが合理的でない場合
- 法令の規制など、学校法人の都合によらない外部要因により直ちに処分することができない場合

及び に該当する固定資産であって、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことについて理事会及び評議員会(評議員会については私立学校法(昭和24年法律第270号)第42条第2項の規定に基づき、寄附行為をもって評議員会の議決を要することとしている場合に限る。)の承認を得た場合

これら 、 の条件を満たす場合として以下が考えられる。

- 立入禁止区域にある固定資産
- 地中に空洞があり、崩落の危険があるような場合で、埋め戻して使用可能な状態にするためには巨額な支出を要する土地・建物
- 使用が困難となった構築物だが、校舎と一体となっており、処分するためには長期にわたり校舎を閉鎖しなければならない場合
- 倉庫に保管しているPCB入りトランス(変圧器)等で、外部要因により処分するのに相当期間を要すると想定されるもの

3 - 3 仕訳例

Q 有姿除却等損失を計上する場合、どのような仕訳になるのでしょうか。

また、有姿除却等損失による固定資産の減少は、固定資産明細表の「当期減少額」に含

めて記載するのでしょうか。

A 固定資産の評価の対象となる固定資産の取得価額を 100、減価償却累計額を 50、備忘価額を 1 とした場合、備忘価額を残し固定資産の計上額を減少させることとなる。これを仕訳で示すと以下のとおりである。

(借方) 減価償却累計額	50	(貸方) 固定資産	99
(借方) 有姿除却等損失	49		

なお、当該固定資産についてはその全額 100 が基本金の取崩し対象となる。

有姿除却等損失による固定資産の減少がある場合には、固定資産明細表の当期減少額の欄に当該固定資産の取得価額から備忘価額を除いた金額 99 を記載する。また当該固定資産の減価償却累計額については固定資産明細表の減価償却累計額から減少させる必要がある。

3 - 4 計上年度

Q 固定資産の評価に当たり、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除く際に、理事会等の承認はいつ行ったらよいのでしょうか。

A 原則として有姿除却等損失を計上する日の属する会計年度において理事会等の承認が行われる必要がある。ただし、いわゆる決算理事会において有姿除却等損失が計上された計算書類が議決された場合には、対象となった計算書類の年度に承認があったものとみなす。

3 - 5 備忘価額

Q 備忘価額はなぜ残す必要があるのでしょうか。また備忘価額はどのように決定すればよいですか。

A 第 8 号通知 1 (1) において「備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除く」とされているのは、固定資産の評価を実施した後も当該固定資産を引き続き保有していることを帳簿上明らかにするためのものである。このため、備忘価額は学校法人が規程等で合理的に決めた価額（例えば 1 円）となる。

なお、処分ができる状況である場合には、固定資産の評価の対象とはならないため、市場価格や売却価格はここでいう合理的に決めた価額とはならない。

3 - 6 適用範囲：グループ償却

Q グループ償却を行っている機器備品等についても、固定資産の評価の対象となりますか。

A いわゆるグループ償却を行った場合、現物の有無にかかわらず、耐用年数の最終年度に一括除却処理する方法も妥当な会計処理として取り扱うものとされている。したがっ

て、本来グループ償却を採用している場合には、固定資産の評価の対象にならない。ただし、グループ償却は飽くまで事務手続の簡素化という観点から認められるものであり、例えば、災害等で使用が困難となり、かつ処分もできないような固定資産が大量に生じたような場合にまで、固定資産の評価を行わないのは適当ではない。したがって、災害等で被害を受けた資産については会計上も有姿除却等損失を計上すべきである。

例えば、グループ償却を採用した学校法人においても、個々の機器備品等を固定資産管理システムに登録していることがある。この場合、使用が困難で処分ができない機器備品等を特定することが可能であるため、当該取得価額を参考に按分計算を行う等の方法で有姿除却等損失の金額を合理的に算定することとなる。

3 - 7 適用範囲：土地

Q 土地についても固定資産の評価の対象となりますか。また、土地を使用できない又はそれが困難な状況とは、どのような場合ですか。

A 土地についても固定資産の評価の対象となる。

固定資産の評価は、使用が困難となり、かつ処分のできないような状況にある固定資産について、資産計上を続けることが学校法人の財政状態を適切に表さないと考えられることから、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くものである。したがって、資産として計上されている土地についても評価対象に含まれる。3 - 2の条件に全て該当する場合には、固定資産の評価を行うことになる。

なお、土地については使用が困難でかつ処分のできない状況は通常想定されない。しかし、今後数十年にわたり立入禁止とされ、その後の状況も判断できないような場合には固定資産の評価を行うことが認められることとなろう。例えば、土地が警戒区域内や計画的避難区域等に指定され、使用が不可能である場合等が考えられる。

3 - 8 適用範囲：無形固定資産

Q 無形固定資産についても固定資産の評価の対象となりますか。

A 3 - 2の条件に全て該当する場合には無形固定資産(例えば、借地権、施設利用権等)についても固定資産の評価対象に含まれる。

なお、通常無形固定資産については、処分のできない状況は想定されないため、使用が困難となった時点で除却により処理すれば足りると考えられる。

3 - 9 有姿除却等損失と基本金取崩し

Q 有姿除却等損失を計上した場合、固定資産は備忘価額を残しますが、基本金は全額取崩しの対象となるため両者は一致しません。固定資産明細表及び基本金明細表上、その旨の注記を付す必要はありませんか。

A 有姿除却等損失を計上した場合は、「第八号様式(第36条関係)」の注4にある「贈与、

災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合」に該当するため、当該事由を固定資産明細表（第八号様式）の摘要欄（書ききれない場合は脚注）に記載しなければならない。

また、基本金明細表（第十号様式）では注記は求められていないが、「要組入高」の取崩額及び当期末残高が固定資産明細表の当期減少額及び期末残高と一致しないこととなるため、差異内容を基本金明細表等に記載することが望ましい。

3 - 10 再使用した場合

Q 一旦、固定資産の評価を行い、備忘価額を付した固定資産について、将来状況が変化し使用が困難でなくなったため、再度使用又は転用した場合には、当該固定資産の帳簿価額を増額させることはできますか。

A 将来において新たな知見が発見され、技術革新等により使用が困難であった状況等が解消され、使用又は転用が可能となる状況になった場合でも、当該固定資産の帳簿価額を増額させることはできない。

4 有価証券

4 - 1 学校法人会計基準と時価会計の関係

Q 基準第 27 条と時価会計の関係を教えてください。

A 基準では、従来から金融商品について時価会計を導入せず、有価証券の注記情報の充実で対応してきている。

今回の基準の一部改正においても、有価証券の評価は取得原価主義を維持しており、また基準第 27 条において「(取得) 価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き時価によって評価する」こととなっており、従来と変わりはない。基準第 27 条の「時価によって評価」は取得原価主義の枠内での帳簿価額の切り下げであり、資産と負債を毎期末の時価で評価する時価会計とは異なるものである。

なお、基準第 27 条の「時価によって評価」の考え方は、企業会計でいうところの有価証券の減損処理に相当する概念であることから、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号、以下「金融商品会計基準」という。) で定義付けられている「時価」の概念や「回復可能性の判断」等については、実務上の判断において具体的に参考になる。

4 - 2 有価証券の時価

Q 有価証券の取得価額と比較する「時価」とは、どのような価額をいうのですか。

A 有価証券の取得価額と比較する「時価」とは、公正な評価額を指し、取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額をいい、金融商品会計基準に定める内容と同様である。有価証券に付すべき時価

には、当該有価証券が市場で取引され、そこで成立している価格がある場合の「市場価格に基づく価額」と、当該有価証券に市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」とがある。有価証券を時価評価する場合に用いられる時価は、具体的には以下のようになる。

なお、会計年度末の時価については原則として市場価格に基づいて算定された価額とする。ただし、継続して適用することを条件として、会計年度末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。

(1) 株式

株式に付す時価は市場価格とし、市場において公表されている取引価格の終値を優先適用し、終値がなければ気配値を適用する。当日の終値も気配値も公表されていない場合は、同日前直近において公表された終値又は気配値とする。また、ブローカーの店頭及びシステム上において取引されている株式については、そこで成立している売買価格又は気配値を市場価格とする。

(2) 債券又は証券投資信託

債券又は証券投資信託に付す時価は市場価格とし、市場価格がない場合には、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。債券の市場価格とする取引価格は、株式の取引価格に準じた終値又は気配値とする。なお、合理的に算定された価額を取扱金融機関等（証券会社、ブローカー、情報ベンダーを含む。）に問合せすることも考えられる。

4 - 3 「著しく低くなった場合」に該当するかどうかの判定

Q 有価証券については、時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価するものとしており、特に市場価格がある場合は、50%以上の下落や、30%以上50%未満の下落、といったように具体的な数値によって考え方を区分しています。

「著しく低くなった場合」という概念とこれらの数値の関係は、どのように理解すればよいですか。

A 有価証券の時価が「著しく低くなった場合」とは、必ずしも数値化できるものではないが、少なくとも個々の銘柄の有価証券の時価が取得価額に比べて50%以上下落した場合には「著しく低くなった場合」に該当すると判断すべきである。この場合には、合理的な理由がない限り、時価が取得価額まで回復する見込みがあるとは認められないため、評価減を行わなければならない。

また、例え時価の下落率が50%未満であっても、30%以上の下落があった場合には、それが「著しく低くなった場合」に該当するかどうかは、各学校法人の判断で合理的な基準を設けて判断することとなる。

なお、個々の銘柄の有価証券の時価の下落率が30%未満の場合には、一般的には「著

しく低くなった場合」に該当しないものと考えられる。

時価の下落率	「著しく低くなった場合」かどうかの判定
50%以上	「著しく低くなった場合」に該当する。
30%以上 50%未満	各学校法人において、著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断する。
30%未満	「著しく低くなった場合」に該当しない。

4 - 4 時価のある有価証券の回復可能性の判断

Q 時価が取得価額に比べて 50%以上下落した場合には、特に合理的と認められる理由が示されない限り、時価が取得価額まで回復が可能とは認めないものとしてされていますが、ここでいう「特に合理的と認められる理由」とはどのようなものですか。

A 一般的に、有価証券の時価の「回復が可能と認められるとき」とは、株式の場合、時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね 1 年以内に時価が取得価額にほぼ近い水準にまで回復する見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できる場合をいう。この場合の合理的な根拠は、個別銘柄ごとに、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して検討することが必要である。ただし、株式の時価が過去 2 年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は 2 期連続で損失を計上しており、翌年度もそのように予想される場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。

他方、債券の場合は、単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合であっても、いずれ時価の下落が解消すると見込まれるときは回復する可能性があるものと認められるが、格付けの著しい低下があった場合や、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない。

質問のように時価が取得価額に比べて 50%以上下落した場合の「特に合理的と認められる理由」とは、時価が取得価額まで回復する見込みがあることを合理的な根拠をもって予測できる程度の理由であり、1 年後の時価は通常予測可能なものではないため、実務的にはこれを示すことは極めて困難と思われる。

したがって、例えば、会計年度末日において時価が 50%以上下落している場合でも、その計算書類の理事会承認日までの間に、時価が取得価額まで回復している場合のように、回復の事実が明らかな事象に基づき、飽くまでも限定的に解釈すべきである。

4 - 5 時価の下落率が30%以上50%未満の場合における「合理的な基準」

Q 時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断するとされていますが、この「合理的な基準」とは具体的にどのようなものですか。

A 時価の下落率が50%未満であっても、状況によっては時価の回復可能性がないとして減損処理を要する場合があることから、時価の著しい下落があったものとして、回復可能性の判定の対象とされることもある。この場合、時価の著しい下落率についての固定的な数値基準を定めることはできないため、時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、状況に応じ個々の学校法人において時価が「著しく低くなった」と判断するための合理的な基準を設けて判断することとなる。

この「合理的な基準」は個々の学校法人においてそれぞれ設けることになるため、様々なものが考えられるが、具体的に、どのような場合に「著しく低くなった」と判断するのかを明確にしておくことが必要である。その指標としては、例えば株式については株価の推移、株式の発行会社の財政状態、株式の発行会社の経営成績の推移など、債券については格付け機関による格付け、債券の発行体の財政状態、債券の発行体の経営成績の推移などが考えられる。

なお、恣意性を排除するために、「合理的な基準」については文書をもって設定しておき、毎期継続的に適用することが必要である。

4 - 6 市場価格のない株式の評価

Q 市場価格のない有価証券のうち、株式については当該株式の発行会社の実質価額を時価とみなすとされていますが、実質価額の算出に際して、発行会社の土地の含み損益を把握できる場合、これを考慮する必要がありますか。

A 市場価格のない株式の実質価額は第8号通知に記載のとおり「一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従い作成された財務諸表を基礎とした1株当たりの純資産額」であり、これを時価とみなすことになるが、「基礎とした」とあることから、より実態に近い財政状態を算定するため、発行会社の財務諸表を無条件に使用するのではなく、発行会社の保有する資産等を時価評価して算定することも考えられる。したがって、発行会社の財務諸表において資産等の時価評価が行われていない場合は、発行会社の土地の含み損益等、時価評価のための資料が合理的に入手可能であれば、これを考慮して実質価額を算定する。

4 - 7 市場価格のない株式の回復可能性の判断

Q 市場価格のない株式については、当該株式の発行会社の実質価額が、取得価額に比べて50%以上下落した場合には、十分な証拠によって裏付けられない限り、その回復が可能とは認めないものとする、とされていますが、ここでいう「十分な証拠」とは具体的に

にどのようなものですか。

A 市場価格のない株式について、その実質価額が取得価額に比べて 50%以上下落し「時価が著しく低くなった場合」に該当したとしても、例えば学校法人からの出資割合が2分の1以上の出資先会社等であって、事業計画等を入手して回復可能性を判定することが可能なこともあるため、回復することが合理的に裏付けられる場合には、「十分な証拠」と考えることができ、相当の減額をしないことも認められる。

ただし、事業計画等は実行可能で合理的なものでなければならず、その回復可能性の判断は毎期見直すことが必要であり、その後の実績が事業計画等を下回った場合など、事業計画等に基づく業績回復が予定どおり進まないことが判明したときは、その期末において相当の減額をするか否かについて検討しなければならない。

4 - 8 外貨建て有価証券の評価換え

Q 外貨建て有価証券の場合、取得価額と比較する時価は外貨ベースと邦貨ベースのどちらですか。また、評価換えを行う場合の当該有価証券の評価差額はどのように計算しますか。

A 取得価額と時価との比較は外貨ベースで行い、貸借対照表価額は決算時の為替相場により円換算した額によることとなる。

(例) 時価のある外貨建株式A銘柄を1,000株所有している。

取得価額 = 外国通貨による取得原価(100米ドル/株) × 取得時レート(80円/米ドル)
× 1,000株
= 8,000,000円

決算時の外国通貨による時価(40米ドル/株)、会計年度末レート(110円/米ドル)

(1) 「著しく下落した」かどうかの判定

$(40 \text{ 米ドル} - 100 \text{ 米ドル}) \div 100 \text{ 米ドル} = 60\%$

著しい下落である。

(2) 会計年度末の評価額

$40 \text{ 米ドル} \times 110 \text{ 円/米ドル} \times 1,000 \text{ 株} = 4,400,000 \text{ 円}$

(3) 評価差額の計算

取得価額 8,000,000円 - 会計年度末の評価額 4,400,000円 = 3,600,000円

4 - 9 有価証券評価差額の事業活動収支計算書上の表示

Q 事業活動収支計算書上、有価証券の評価換えを行った場合の有価証券評価差額はどの区分に計上しますか。

また小科目としてどのような科目を使うのがよいですか。

A 有価証券の評価換えによる損失額は、経常的な事業活動を通じて発生する性格のもの

ではなく、時価の著しい下落という特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な資産価額の強制的引下げであって、資産の処分に伴う損失額に準ずる性格のものであると考えられる。

第8号通知では、資産処分差額は事業活動収支計算書の特別収支に含まれることとしていることから、大科目「資産処分差額」、小科目「有価証券評価差額」と表示するのが妥当である。

また、引当特定資産に含まれる有価証券について評価換えによる損失が生じた場合には、一般の有価証券の評価差額とは区分して表示する。

(例) 事業活動収支計算書の特別収支

(大科目) 資産処分差額

(小科目) 有価証券評価差額

引当特定資産評価差額

5 注記事項 その他

5 - 1 活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記の記載

Q 活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記において、該当する項目に金額がない場合は項目を省略してもよいですか。

A 第8号通知 1.(注記例)の脚注において、「(注)該当する項目のみに数値を記入する。」とされていることから、該当する項目に金額がない場合であっても項目を省略できない。

5 - 2 有価証券の時価情報に係る注記の記載

Q 有価証券の時価情報に係る注記の明細表において、該当する種類がない場合には、当該種類を省略してもよいですか。

A 当該注記は、学校法人の保有する有価証券を種類別に記載することにより、運用リスクを一層明確に開示することを目的としている。

したがって、債券、株式、投資信託、貸付信託の4種類については、該当する種類がない場合であっても省略できない。

なお、注記の趣旨に鑑みて、この様式にかかわらず、より詳細な種類内容を明細表として記載することを妨げるものではない。

5 - 3 時価のない有価証券

Q 時価のない有価証券には、何が該当しますか。

A 有価証券のうち、「時価」のないものをいい、「時価」とは、公正な評価額を指し、取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定

した場合の取引価額をいい、金融商品会計基準に定める内容と同様である。(4 - 2 参照)
時価のない有価証券の例示としては、合理的に価額を算定することが困難な非上場株式、私募債等がこれに当たる。

5 - 4 学校法人間取引の範囲

Q 学校法人間取引として注記する取引については、第8号通知に例示されている取引のほかにはどのようなものが考えられますか。

A 学校法人間取引は、学校法人の経営状況や財政状態についてより透明性を高める観点から、注記が求められているものであり、財政的な支援取引が対象となる。しかし、その取引の範囲については一律に定められない面があるため、重要性があると認められる場合には、原則として有償・無償にかかわらず、明らかに財政的な支援取引ではないものを除き、学校法人間における全ての取引が対象となる。

注記の対象とならない取引としては、例えば、科学研究費補助金により取得した教育研究用機器備品を教員の移籍に伴い移籍元の学校法人から移籍先の学校法人に寄付する場合のように、法令等の要請による取引など明らかに財政的な支援取引ではないものが該当する。

また、取引が無償の場合又は有償であっても取引金額が時価に比して著しく低い金額による場合には、原則として第三者間において通常取引として行われる場合の金額によって重要性を判断しなければならない。

第8号通知 3.(2)に例示されている貸付け、借入れ、寄付金(現物寄付を含む。)人件費等の負担及び債務保証のほか記載する取引としては、例えば、固定資産等の売買及び賃貸借、学校債の発行・引受、担保提供・受入れ等が該当する。

なお、担保提供・受入れがある場合は「取引の内容」の欄に、その旨、担保資産の種類及び金額(担保の提供を受けている場合には債務の額)を記載する。

5 - 5 第3号基本金の組入れに係る計画集計表

Q 基金を組入れ済みで、かつ、運用果実を基金として組み入れない場合には、第3号基本金の組入れに係る計画集計表には記載しなくてもよいですか。

A 計画の組入目標額に達した後、基金の運用果実の事業使用残額を基金として充当しない場合等、組入れが行われない場合であっても、貸借対照表上の計上金額の内訳を示す「第3号基本金の組入れに係る計画集計表」の記載を省略することは適当ではない。

したがって、基金を組入れ済みで、かつ、運用果実を基金として組み入れない場合には、「第3号基本金の組入れに係る計画表」は作成されないが「第3号基本金の組入れに係る計画集計表」には記載する。

なお、計画が1件のみの場合には、計画集計表の作成は必要ない。

5 - 6 第4号基本金に相当する資金を有している場合の注記省略の可否

Q 当法人は第4号基本金に相当する資金を有しているため、第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対応策の注記は省略してもよいですか。

A 学校法人会計基準第34条により記載するものとされており、学校法人会計基準第7号様式においても示されている注記であり省略はできない。

5 - 7 第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記の記載

Q 第4号基本金に相当する資金の注記に記載した「有価証券」及び「特定資産」に含み損がある場合は、当該注記の記載金額は貸借対照表計上額を記載するのですか、それとも時価を記載するのですか。

A 当該注記に記載される資金の金額は、支払資金として短期的に決済可能な資金の金額を記載することになる。

「有価証券」に含まれるものには、譲渡性預金やMMF（マネー・マネジメント・ファンド）等の短期的に決済されるものが該当すると考えられ、含み損が生じることは想定していない。

5 - 8 第4号基本金の組入れがない知事所轄法人の注記

Q 第4号基本金の組入れがない知事所轄学校法人において第4号基本金に相当する資金を有していない場合の注記はどのようになりますか。

A 学校法人会計基準第39条の規定により、第4号基本金の組入れがない場合には、その旨を記載することとなる。

5 - 9 第4号基本金に対応した特定資産の計上区分

Q 「第4号基本金に相当する資金」を「第4号基本金に対応する名称を付した特定資産」として計上する場合には、貸借対照表上「流動資産」として計上するのですか。

A 「第4号基本金に対応する名称を付した特定資産」は、支払資金としての機能を有している資産であるため、短期的に決済されるものが想定されている。

学校法人では、原則としていわゆるワンイヤールール（1年基準）により、「流動資産」と「固定資産」の区分を行っているが、「学校法人会計基準別表第三 貸借対照表記載科目」備考において、特定資産は「用途が特定された預金等をいう。」とされ、「固定資産」として計上される。

したがって、短期的に決済可能な資金であっても、特定資産であることから「固定資産」として計上することになる。

5 - 10 部門別の第4号基本金の組入れの可否

Q 第4号基本金の恒常的に保持すべき資金の額の組入れに関して、法人全体で組入額を

計算するのですか、又は部門別に組入額を計算するのですか。

A 第4号基本金の恒常的に保持すべき資金の額の組入れは、法人全体で計算するのが原則である。ただし、会計単位及び資金が部門別に独立している場合には、第4号基本金の計算を部門別に行うことができる。

以 上